

⑦ 平成 29 年第 2 回定例会

(6 月 13 日招集)

町 議 会 会 議 録

益 城 町 議 会

平成29年第2回益城町議会定例会目次

○6月13日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 報告第1号 平成28年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	4
日程第4 報告第2号 平成28年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	6
日程第5 報告第3号 平成28年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
日程第6 報告第4号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
日程第7 報告第5号 平成28年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について	7
日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	8
日程第9 議案第29号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	12
専決第1号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）	
日程第10 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	13
専決第2号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第8号）	
日程第11 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	14
専決第3号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	
日程第12 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	15
専決第4号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）	
日程第13 議案第33号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	16
専決第5号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第6号）	

日程第14	議案第34号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	17
		専決第6号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計 補正予算（第5号）	
日程第15	議案第35号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	18
		専決第7号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
日程第16	議案第36号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	20
		専決第8号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	
日程第17	議案第37号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	21
		専決第9号 平成28年熊本地震による被災者に対する益城 町税等の減免に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
日程第18	議案第38号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	21
		専決第10号 組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について	
日程第19	議案第39号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	22
		専決第11号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業等の保育料に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
日程第20	議案第40号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	23
		専決第12号 益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正す る条例の制定について	
日程第21	議案第41号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて……………	24
		専決第13号 益城町職員定数条例の一部を改正する条例の 制定について	
日程第22	議案第42号	平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）……………	27
日程第23	議案第43号	平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……	27
日程第24	議案第44号	平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	27
日程第25	議案第45号	平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）……………	27
日程第26	議案第46号	平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）……………	27
	散会……………		42

○6月14日（第2日）

出席議員……………	43
欠席議員……………	43

職務のため出席した事務局職員の職・氏名	43
説明のため出席した者の職・氏名	43
開議	44
日程第1 一般質問	44
7 番 吉村建文議員	44
1 災害公営住宅について	
(1) 入居要件の周知徹底について町の対策はどうなっているのか。	
(2) 「先導的官民連携支援事業」の助成金はどのように活用するのか。	
2 公民館の補修・建て替えについて	
公民館の補修・建て替えについての町の方針はどうなっているのか。	
3 地域防災計画について	
(1) 町は危機管理課を設置したが、地域防災計画は現在どうなっているのか。	
(2) 梅雨時期が迫ってきているが、その対策はどうなっているのか。	
4 木山地区の区画整理について	
(1) 5月22日までに回答を求めている意向調査について現時点での結果等がわかれば報告を。	
(2) 益城町の都市拠点になる木山地区の土地区画整理事業に対する町の方針はどうなっているのか。	
5 仮設住宅に住んでいる小学生の登下校について町の施策について、またこども議会の開催について	
(1) 仮設住宅に住んでいる小学生の登下校について、各小学校の実態と町の施策はどうなっているのか。	
(2) こども議会の開催について、町の方針はどうなっているのか。	
2 番 下田利久雄議員	55
1 災害公営住宅について	
(1) 300戸の内訳と建設場所について。	
(2) アンケート回収率と公営住宅の希望内容について。	
2 定住促進住宅について	
津森地区定住促進について。	
①期限は。	

②上下水道の設置は。

4 番 松本昭一議員 58

1 住まいの確保支援について

復興に向けた取り組みを先導するとして「一人ひとりの復興プロジェクト」をどのように先導していくのか、その具体策を伺う。

2 地域防災計画、行動計画について

熊本地震の教訓を踏まえ再び災害が起きたとしても被害を最小限に抑える災害に強い町づくりの取り組みを伺う。

3 町民の健康づくりについて

被災したスポーツ施設の整備のスケジュール、施設が整備されるまでの健康づくりの取り組みを伺う。

1 番 上村幸輝議員 62

1 伝統行事・郷土芸能等の伝承保護について

郷土の伝統行事・郷土芸能の開催にあたっては、多少なりとも費用が必要である。震災の影響や、高齢化・地域住民の減少等もあり、費用の捻出は負担となっている。そこで、伝承保護の観点から、補助金制度等の創設は出来ないか。

2 震災遺構の保護保全について

(1) どのような形で保存なのか、その構想計画を伺う。

(2) 福田（谷川）地区震災遺構保存と併せての、周辺を含めた地域活性化開発提案。

3 農作物の獣害被害対策に対する支援について

現在、小動物による被害が看過できない状況となっている。農家が行う獣害被害対策に対して、助成金制度の創設は出来ないか。

散会 72

○6月15日（第3日）

出席議員 73

欠席議員 73

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 73

説明のため出席した者の職・氏名 73

開議 74

日程第1 一般質問 74

8 番 野田祐士議員 74

- 1 災害公営住宅建設の課題と今後の取り組みについて
 - (1) 現時点での状況と計画戸数の算定方法について
 - (2) 用地の取得方法と取得費算定について。
 - (3) 全体的な課題と取り組みについて。
- 2 木山地区の区画整理事業について
 - (1) 現時点での状況について。
 - (2) 個人の土地の評価を行い換地するには、境界確認、復元測量後境界測量を行い面積を確定すべきだが、今回も同じで間違いないか。
 - (3) 事業範囲の決定方法と減歩率と公平性の担保について。
 - (4) 事業計画に関する責任の所在について。
 - (5) 事業全般の課題と取り組みについて。
- 3 公共施設（益城中学校）の復旧復興について
 - (1) 保護者や住民等の意見や提言が重要だが、どう取り入れるのか。
 - (2) 建て替え場所については、復興計画との整合性、また将来を見越した計画にすべきと考えるが、如何か。
 - (3) 町長としての、また住民の一人としての、意見を聞かせて頂きたい。
- 4 益城中央線の4車線化について
 - (1) 町として、もっと丁寧な説明を行い、沿線住民の意向を調査すべきだ。早く具体的な街づくりの方針を決定し、住民に示さなければならない。住民や商店主は不安だらけと聞くが、何時、何を、どう対応して街づくりに反映させていくのか。具体的に伺う。
 - (2) 現時点での状況と、今後の取り組みについて伺う。
- 5 社会福祉協議会の取り組みと町の政策について
 - (1) 社会福祉協議会の活動と取り組みに対する評価について伺う。
 - (2) 現在、町として、どのような連携を行っているか。今後、どのように連携し、取り組んでいくのか。

5 番 榮 正敏議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

- 1 土石流災害対策について
 - (1) わが町の土石流警戒区域は、町全体で何カ所あるのか。
 - (2) 今現在監視体制はどの様になっているのか、地盤監視センサー設置などの対策の有無は。

(3) 先の3月議会においてドローンによる山頂や山腹の災害調査などの要望を出していたが、今後どの様に考えているか。

2 定住促進住宅の建設計画について

飯野、福田、津森に災害公営住宅はもちろんだが、定住促進住宅の計画はどうなっているか。今後の益城町の人口対策において重要な課題だが。

3 小学校、中学校一貫教育について

(1) 西合志中と小学校2校をモデル校として発展させ、小中一貫教育を通して教育の充実を図ると、1日の熊日紙面で見したが、わが町の今後の教育課題としての方針はどうなっているか。

(2) 木山中と中央小はグラウンドを通じて繋がっており一貫教育政策推進校として、一番適応しているのではないか、また小学校3年からの英語教育などと連携し一貫した教育政策が進められるのではないか。

4 甚大な被害を及ぼしている害獣駆除について

(1) 今、農家の作物被害で問題になっている（アナグマ、タヌキ、ハクビシン）等々の動物による被害に対して、私は昨年の3月議会での一般質問でメガソーラーの開発において動物の生態系に、あるいは動線に影響を与えないかと質問しておりますが、この開発と小谷坂の開発と動物の因果関係はないのだろうか。

(2) ある農家においては一晩にスイカ30個（小売り3,000円）約9万円の被害を受けたと報告があったが、今の害獣駆除は罠と電柵以外にはないのか、今復旧復興していく中で農家の人たちは一生懸命頑張って少しでも作物を育てたいと思っている中での害獣被害です。何とか県の農政課の力を借りて、あらゆる農家の被害を少しでも和らげる方法はないのか。また、害獣被害に対する支援、補助対策はないのか。

14番 中村健二議員 100

1 安心安全な町づくりにについて

(1) 町長は常々日本一安全で安心な街にするとっておられる。これは当然のことだと受け止めている。日本一安全な町にするための施策について、どういうことを考えておられるか伺いたい。

- (2) 熊本地震で最大の被害を受けた私たちの町。人口はかなり減少してきているが、人口減少に歯止めをかける方策はどのようなことを考えておられるか。
- (3) 防災の拠点となる役場庁舎の建設予定地は、今回の国交省の調査で新しく発見された木山断層のすぐ隣になるが、熊本地震と同じような地震が起きた場合、防災拠点としての機能を果たせるのか。また不足した避難所の整備はどうなっているのか。
- (4) いま最も優先すべきは、町民の声を真摯に受け止め、一日も早く元の生活を取り戻してやることではないか。

2 派遣職員への対応について

派遣でこられている職員の皆さんは復旧の手助けをしたいという、強い気持ちを持ってきておられる。その職員の方々を適材適所に配置し適切な指示はだせているか。

散会 111

○6月20日（第4日）

出席議員	112
欠席議員	112
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	113
説明のため出席した者の職・氏名	113
開議	113
日程第1 常任委員長報告	113
日程第2 議案第47号 公有財産の取得について	133
日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について	133
日程第4 議案第49号 工事請負契約の締結について	134
日程第5 議案第50号 工事請負契約の締結について	135
日程第6 議案第51号 工事請負契約の締結について	136
日程第7 議案第52号 工事請負契約の締結について	136
日程第8 議案第53号 農業委員会委員の任命同意について	137
日程第9 議案第54号 農業委員会委員の任命同意について	138
日程第10 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて.....	140
専決第7－1号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11 議員派遣の件	140
日程第12 閉会中の継続調査の件	141

追加日程第 1	議長辞職の件	141
追加日程第 2	議長選挙	142
閉会		144

平成29年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年6月13日午前10時00分招集
2. 平成29年6月13日午前10時00分開会
3. 平成29年6月13日午後3時04分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 平成28年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第2号 平成28年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第5 報告第3号 平成28年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第4号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第5号 平成28年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

日程第9 議案第29号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第1号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第8号）

日程第11 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第13 議案第33号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

日程第15 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 専決第7号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 専決第8号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第37号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 専決第9号 平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第38号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 専決第10号 組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第39号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 専決第11号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第40号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 専決第12号 益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第41号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 専決第13号 益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第42号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第43号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第44号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第45号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第46号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	生活再建支援課長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	緒 方 潔 君	住民保険課長	森 部 博 美 君
こども未来課長	坂 本 祐 二 君	健康づくり推進課長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	木 下 宗 徳 君	福祉課審議員	深 江 健 一 君
産業振興課長	森 本 光 博 君	復旧事業課長	坂 本 忠 一 君
復旧事業課審議員	増 田 充 浩 君	都市建設課長	西 口 博 文 君
復興整備課長	杉 浦 信 正 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	安 田 弘 人 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	水 道 課 長	荒 木 栄 一 君
下水道課長	水 上 眞 一 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただき、ありがとうございます。

なお、13番石田秀敏議員から、欠席をする旨の届け出が来ております。議員定数18名、出席議員17名であります。

これより、平成29年第2回益城町議会定例会を開会いたします。

次に、会議規則第3条第3項の規定により、議長において議席を変更いたします。

議場の変更に伴い、議員の議席は、ただいま着席のとおり変更いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、4番松本昭一議員、14番中村健二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明及び議案に対する質疑を行います。明日14日、明後日15日は一般質問、16日は各常任委員会、17、18日は休会、19日は常任委員会、20日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第1号 平成28年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第1号「平成28年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第2回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

熊本地震から1年が経過しました。改めまして、このたびの熊本地震により亡くなられたすべての皆様の御冥福をお祈りします。また、被災された全ての皆様にお悔やみ申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、日夜、復旧・復興のために働かれていることに対し、心から御礼を申し上げます。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

5月14日にジョギングフェアを2年ぶりに開催しました。今回は全国からの支援に対するお礼と1日も早い復興を願っての大会として開催しました。当日は天候にも恵まれ、多くの参加者が、思い思いのコスチュームとペースで新緑のコースを駆け抜けました。防災釜を使った婦人会による豚汁の炊き出し、健軍自衛隊の御飯の炊き出しなど、防災を意識した昼食の提供も行いました。大会運営につきましては、多くのボランティアの皆様にご携わっていただき、さらに益城未来トークのメンバーによる協賛企業のPR動画を大画面で映すなど、新たな試みを随所に取り入れました。創造的復興を具現化した大会となったと感じております。来年もアイデアを出して、さらに充実した大会にして、皆様をお迎えしたいと考えています。

現在、町民の皆様の生活再建を第一に、復旧・復興を進めておりますが、今年が正念場となる大切な1年となります。全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

本日提案します議案は、報告6件、専決13件、補正予算関係5件、計24件を提案しております。

まず、報告第1号、平成28年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。

一般会計の繰越計算書をごらんください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、翌年度繰越額510万8,000円。これは、熊本地震の影響により交付申請が当初の見込みより少なかったために繰り越すものです。

3款民生費1項社会福祉費、介護基盤緊急整備等事業、翌年度繰越額4,080万円。これは、熊本地震の影響により施設整備が遅れたために繰り越すものです。

2項児童福祉費、放課後児童クラブ建設事業、翌年度繰越額3,539万2,124円。これは、熊本地震の影響により事業着手ができなかったために繰り越すものです。

民間保育所整備事業、翌年度繰越額1億6,334万4,000円。これは、土地の賃貸借、農地転用及び開発許可に時間を要したために繰り越すものです。

3項災害救助費、住宅応急修理事業、翌年度繰越額2億8,666万7,638円。これは、施工業者に依頼している住宅の修理が28年度中に完了できないために繰り越すものです。

6款農林水産業費1項農業費、災害復旧緊急対策経営体育成支援事業、翌年度繰越額16億9,947万2,000円。これは、業者の人手不足などで再建に時間を要しており、被災農家の再建の期間を確保するために繰り越すものです。

8款土木費4項都市計画費、都市防災総合推進事業、翌年度繰越額7,000万5,600円。地元区長や住民からの意見の集約、調整に時間を要したために繰り越すものです。

都市計画道路概略設計業務、翌年度繰越額2,721万6,000円。県道との調整及び県警との協議に時間を要したために繰り越すものです。

用途地域見直事業、翌年度繰越額215万円。熊本県との協議に時間を要したために繰り越すものです。

土地区画整理事業検討区域権利調査業務、翌年度繰越額513万円。相続未登記や共有者が多く、その確認、整理に時間を要したために繰り越すものです。

10款教育費2項小学校費、小学校施設整備事業、翌年度繰越額1億1,036万円。これは、飯野小、津森小のトイレ改修及び広安西小のエレベーター設置で、国の補正予算で1月に内示を受けたもので、適正工期を確保するために繰り越すものです。

6款社会教育費、放課後子供教室一体型設備整備事業、翌年度繰越額155万1,780円。これは、国庫補助事業で、3月定例町議会において承認されました事業の適正な整備期間を確保するために繰り越すものです。

地方創生拠点整備事業、翌年度繰越額7,200万円。12月定例町議会において承認されました事業の設計、工事の適正工期を確保するために繰り越すものです。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧事業、翌年度繰越額6億282万1,878円。林業施設災害復旧事業、翌年度繰越額2,348万6,480円。2項土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、翌年度繰越額8億661万6,586円。河川災害復旧事業、翌年度繰越額6億4,025万8,176円。公園災害復旧事業、翌年度繰越額11億4,400万円。町営住宅災害復旧事業、翌年度繰越額5億7,140

万2,607円。防災がけ崩れ対策事業、翌年度繰越額9億1,844万7,000円。3項厚生労働施設災害復旧費、保育所災害復旧事業、翌年度繰越額1,812万4,981円。保健福祉センター災害復旧事業、翌年度繰越額3,088万8,000円。4項文教施設災害復旧費、幼稚園災害復旧事業、翌年度繰越額1,760万円。小中学校災害復旧事業、翌年度繰越額6億4,055万1,792円。学校給食センター災害復旧事業、翌年度繰越額7億2,168万7,000円。5項その他公共施設災害復旧費、仮設庁舎賃貸借等事業、翌年度繰越額4億2,532万6,720円。いずれも11款の事業は、各施設等の災害復旧事業で、設計、工事等の適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

金額及び財源内訳などにつきましては計算書のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 報告第1号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第1号「平成28年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第4 報告第2号 平成28年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第2号「平成28年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、平成28年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。繰越計算書をごらんください。

10款教育費6項社会教育総務費、地方創生加速化交付金事業、翌年度繰越額7,266万円。平成27年度に予算化を行い、繰越明許により平成28年度に繰越事業を実施する予定でしたが、熊本地震の発生により関係団体等の協議ができず、平成28年度で事業が完了しないために、事故繰越しをするものです。

金額及び財源内訳などにつきましては計算書のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 報告第2号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第2号「平成28年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第5 報告第3号 平成28年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、報告第3号「平成28年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、平成28年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。繰越計算書をごらんください。

1 款事業費 1 項公共下水道費、公共下水道事業、翌年度繰越額4,400万円。4 款災害復旧費 1 項その他公共施設災害復旧費、翌年度繰越額 8 億1,207万7,700円。いずれも熊本地震の影響で、入札の不調や交通誘導員の確保が困難などにより作業工程が遅延し、適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

金額及び財源内訳などにつきましては計算書のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 報告第3号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第3号「平成28年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第6 報告第4号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、報告第4号「平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第4号、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。繰越計算書をごらんください。

4 款災害復旧費 1 項その他公共施設災害復旧費、農業集落排水施設災害復旧事業、翌年度繰越額3,807万1,000円。関係機関との協議に不測の日数を要したことにより作業工程が遅延し、適正な事業期間を確保するために繰り越すものです。

金額及び財源内訳などにつきましては計算書のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 報告第4号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第4号「平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第7 報告第5号 平成28年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、報告第5号「平成28年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、平成28年度益城町水道事業会計繰越計算書の報告について、

御説明申し上げます。繰越計算書をごらんください。

改良事業、翌年度繰越額 1 億5,830万円。熊本地震により工事が遅延したため、工期の延長を行うもの。災害復旧事業、翌年度繰越額 6 億2,824万9,000円。他関係機関との調整に日時を要しましたために、工期の延長を行うものです。

金額及び財源内訳などにつきましては計算書のとおりでございますので、よろしくお願い致します。

○議長（稲田忠則君） 報告第 5 号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第 5 号「平成28年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第 8 報告第 6 号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第 8、報告第 6 号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第 6 号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について、御説明申し上げます。

まず、2 ページをお開きください。

平成28年度決算で、収益的収入の決算合計は 6 万6,484円でございます。内訳といたしまして、2 款事業外収益 1 項受取利息の 6 万6,484円は預金利息でございます。

3 ページをごらんください。

収益的支出も 2 款販売費及び一般管理費のみの支出でございます。支出総額 9 万8,300円で、内訳につきましては 4 ページの明細書に記載しておりますので、ごらんください。

次に、5 ページをお開きください。資本的収入及び 6 ページの資本的支出でございますが、収入、支出ともにあっておりません。

8 ページをお開きください。

ここでは、平成28年度の損益計算書を載せております。平成28年度の経常利益としまして、マイナス 3 万1,816円となり、平成28年度の純利益となっております。

9 ページから10ページには、平成28年度の貸借対照表、12ページではキャッシュフロー計算書を載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、12ページをお開きください。

4 の財産目録といたしまして、平成29年 3 月31日現在の資産は、（1）の現金預金が 1 億691 万4,984円、（3）の公有用地が413万8,414円、2 の固定資産といたしまして、（3）の投資、その他の資金が550万円、出資金でございます。資産の部の合計が 1 億1,655万3,398円となります。

続いて、13ページをごらんください。

負債の部でございますが、現在負債はございませんので0円でございます。差し引き正味財産は、1億1,655万3,398円となります。

14ページから19ページには、附属明細表及び監査意見書を添付しておりますので、ごらんください。

次に、29年度の予算でございます。予算書の2ページをお開きください。

平成29年度益城町土地開発公社予算。

第1条、平成29年度益城町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定める。

収入合計6万2,000円、支出合計139万1,206円となっております。

なお、収益的収入が収益的支出に不足する額132万9,206円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するとなっております。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出に不足する額3,500万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する。

収入合計4,000円、支出合計3,500万4,000円となっています。

第4条では長期借入金の限度額について、第5条では予算の流用について、第6条では予算の弾力運用について定めております。詳細につきましては3ページから7ページの予算に関する説明書に載せておりますので、ごらんください。

8ページからは、平成29年度の予定貸借対照表を載せております。また、10ページからは、先ほどの平成28年度決算と内容が同じものを載せておりますので、説明を省かせていただきます。

以上で益城町土地開発公社の経営状況の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 報告第6号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。済いません、数点、2点ですかね、質問させていただきたいと思います。

今の状況において、土地開発公社の運用が大事になってくる分が多いと思うんですけども、まず、この予算の部分の長期借入金、第4条とありますけれども、長期借入入れが限度額が5,000万と定めとなっておりますけれども、今後の土地開発公社の利用について、まずどのようなお考えでいらっしゃるのか、それから、5,000万円で大丈夫ですかというか、足りるかというのをですね、お考えでも結構ですけれども、お聞かせ願いたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

8番野田議員の報告第6号、益城町土地開発公社の経営状況の報告についての中での予算の部分の、予算書の、予算のページ2の4条で、長期借入金で5,000万とあるが、それで大丈夫なのか、運用についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、予算につきましては、今、町長のほうからも説明申し上げましたように、収益的収入及

び支出の分で、収入が4,000円、それから支出が3,500万4,000円と。収益的収入が収益的支出に不足する額3,500万円は過年度分損益留保資金から補填するという内容でございます。

4条の限度額についてですが、この予算自体がですね、今、議員さん御質問、今後の土地開発公社の運用という部分に視点を置いての御質問かと思います。今、具体的に土地開発公社で、この部分をという部分は上がっておりません。そういう観点から、予算的には前年と同じような形、現年も4条のところでは同額を上げさせていただいております。そういう形で、前年と同様な形で金額的には上げております。

ただ、第6条をごらんいただきたいと思います。予算の弾力的運用ということで、第6条、業務量の増加により、業務のために直接必要な経費に不足が生じたときは、支出の予定額を超えて、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができると。この第6条につきましては、今、野田議員が御質問の中、おっしゃったように、本年度は地震の復旧・復興で土地開発公社の利用が、活用が見込まれるところからですね、土地開発の予算基準に基づいて、この項目を上げさせていただいております。ただ、実際にこの6条を使って運用する場合はですね、当然理事会の中でお諮りをしながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御答弁、ありがとうございました。2回目の御質問をさせていただきます。

今言われた6条の部分については、ちょっと分かりにくいんですね、別途ですね説明をやっていただきたいんですけども、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を経費に使用することができるという部分ですけれども、ちょっと分かりにくい運用、私自身はですね、運用について分かりづらいところがあるんですけども、地震が起きて以来ですね、いろいろな面で開発公社を活用すべきではないかという声もですね多分大きく上がってくると思いますので、その時々でですね変えていただければ結構だとは思うんですけども、ぜひですねうまく活用をですねやっていただきたいと思っております。

この5,000万で大丈夫かという部分は、先ほど来、今のところは大丈夫だというお話だと思うんですけど、今後について、この6条との絡みがですね、どういうふうな意味を持つのかについてはですね、私のほうも勉強させていただきたいと思いますので、ぜひですね執行部のほうでも弾力的な運用については、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

8番野田議員の2回目の御質問というか、御意見、しっかり議員のおっしゃるようにと考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ございませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。1点だけお尋ねいたします。

土地開発公社の当初できた目的、これちょっとお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。16番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

土地開発公社が当初設立されたときの目的という御質問でございます。

土地開発公社は、公有地の拡大に関する法律に基づいての公社ということで、具体的には益城町では、第二空港線の、これは県のほうでやられたわけですけど、そこら付近の開発について利用したというのがございますけど、やっぱり高度成長時代の土地の高騰の部分で、公費の節減といえますか、そういった部分で計画的に公有地を確保するという目的だったと思います。

で、その後、第3セクター、土地の塩漬けとかいろいろな問題があつて、最近はその活用がだいぶ減ってきているというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、ようございますか。

渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の御質問をさせていただきます。

土地の開発公社、当時の土地の価格の高騰を抑える目的が土地開発公社の役割だったと聞いておりますが、熊本市は現在のはたしかもう解散されたということでございます。うちはまだそのまま残っているということで、今後その用途をですね大きくこう、何といいますか、活用できるのですから、それをちょっとお尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

16番渡辺議員の2回目の御質問ですが、土地開発公社の今後の活用の見込みというような趣旨かと思いますが、今、議員がおっしゃられたように、他の市町村も土地開発公社がもうだいぶ解散という方向になっております。1回目の答弁で申し上げましたように、土地の塩漬けの問題とかいろいろ課題があつてのことでございます。

益城町の土地開発公社におきましても、地震前まではですね、整理をしながら解散方向という思いで進めていた部分もございました。ただ、今回の地震におきまして、先ほど野田議員からも御質問がありましたように、土地開発公社の活用が必要な場合が出てくるのではないかというような状況でございましたので、最初申し上げましたように、活用についてもしっかり検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） ただいま藤岡課長からおっしゃられましたように、やはり開発公社があつて、申しまして、やはりもとは土地の高騰を抑えるために先行取得というのをやっていたかと思っております。今後もそういうことがそろそろいろいろあるかと思いますが、そういう点につきましても、十分その開発公社を御利用いただいて、しっかりした形で交渉していただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第6号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

日程第9 議案第29号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第1号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第29号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第29号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第1号、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成29年6月13日提出。益城町長、西村博則。

1 ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億4,435万円を8億2,685万円に改め、資本的収入額の予定額を次のとおり補正する。ただし、補正する額8億2,685万円のうち5億2,732万3,000円は平成29年度予算の資本的収入に計上しております。

収入です。31款益城町水道事業資本的収入1項企業債、補正予算額1億5,750万円の増額補正。地方債第3条、水道整備事業で起債の限度額を3億1,610万円から4億3,360万円へ、1億1,750万円の増額補正を平成29年3月17日に専決処分しています。

3 ページが補正予算実施計画明細書で、企業債の明細になっております。

増額補正の内容ですが、平成29年3月、第1回定例町議会において、地方債の減額補正を行いました。その後、平成29年度へ繰り越しをする事業費に対する地方債は平成28年度に計上するよう九州財務局から指導を受け、専決処分増額補正したものでございます。

以上が、議案第29号でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）」についてを採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第29号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第1号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）」について承認することに決定しました。

日程第10 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第8号）

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第8号）」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第30号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第2号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年6月13日提出。益城町長、西村博則。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ39億2,289万5,000円を減額し、総額を371億1,110万3,000円。歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正を平成29年3月31日に専決処分しています。

2ページから6ページが歳入歳出補正予算で、交付金及び補助金等の決定などによる歳入予算の増減。歳出予算は事業費の確定及び入札残などによる不用額の減額及び基金繰入金の減額等による財源組み替えが主なものです。

歳出予算の減額が大きい事業が、公費解体等の事業費で、20億3,174万9,000円、災害救助費が9億2,570万円減額しております。

7ページ、8ページが繰越明許費の一覧表で、26の事業を繰り越しています。

9ページ、10ページが地方債補正の一覧表で、地方債の廃止及び起債限度額の変更をしています。地方債の補正後の予算額は90億1,240万円となっています。

11ページ以降が歳入歳出予算の事項別明細書です。

以上が、議案第30号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第8号）」についてを採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第2号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第8号）」について承認することに決定しました。

日程第11 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第31号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第3号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成29年6月13日提出。益城町長、西村博則。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ1億58万6,000円を減額し、総額を51億3,320万6,000円、平成29年3月31日に専決処分しています。

2 ページが歳入で、国庫支出金などの交付決定等による増減、3 ページが歳出で、決算見込みによる不用額の減額をしています。

以上が、議案第31号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてを採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第3号「平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について承認することに決定しました。

日程第12 議案第32号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 日程第12、議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第32号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第4号、平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

平成29年6月13日提出。益城町長、西村博則。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ3,361万1,000円を減額し、総額を29億6,313万1,000円、平成29年3月31日に専決処分しています。

2 ページが歳入で、介護保険料の決算見込みによる減額、国庫支出金等の交付決定分による増減、3 ページが歳出で、介護保険低所得者対策事業費補助金の確定による減額及び予備費の減額をしています。

以上が、議案第32号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてを採決します。この採決は

起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第32号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第4号「平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算(第5号)」について承認することに決定しました。

日程第13 議案第33号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第6号)

○議長(稲田忠則君) 日程第13、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第6号)」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第33号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第5号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第6号)。

平成29年6月13日提出。益城町長、西村博則。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ1億2,931万9,000円を減額し、総額を34億2,534万5,000円、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正を平成29年3月31日に専決処分しています。

2ページが歳入で、国庫補助金の増額は災害復旧費国庫補助金のかさ上げに伴うもので、町債の減額は国庫補助金が増額となったことに伴い減額、3ページが歳出で、事業費、災害復旧費、ともに決算見込みによる不用額の減額を行っています。

4ページが繰越明許費で、二つの事業を繰り越し、5ページが地方債補正で、限度額の減額変更をしています。

以上が、議案第33号でございます。

○議長(稲田忠則君) これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号

「平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第6号）」について採決をします。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第33号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第5号「平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第6号）」について承認することに決定しました。

日程第14 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第5号）

○議長（稲田忠則君） 日程第14、議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第34号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第6号、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）。

平成29年6月13日提出。益城町長、西村博則。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ1,641万4,000円を減額し、総額を1億7,483万8,000円、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正を平成29年3月31日に専決処分しています。

2 ページが歳入で、災害復旧費の減に伴い、国庫補助金及び町債を減額、3 ページが歳出で、事業費、災害復旧費ともに決算見込みによる不用額の減額をしています。

4 ページが繰越明許費、5 ページが地方債補正で、限度額の減額変更をしています。

以上が、議案第34号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」についてを採決をします。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第6号「平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」について承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

日程第15 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第7号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第35号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第7号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、町民税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正内容は、町税申告時の特定配当等及び特定株式譲渡所得についての課税規定、法人町民税の延滞金の計算期間についての規定の整備、固定資産税につきましては、震災による償却資産の課税標準の特例規定と被災市街地復興推進地域の共有土地課税の特例規定並びに耐震改修、長期優良住宅等に対する固定資産減額申告書についての規定、被災住宅用地の2年間特例延長規定の明記、軽自動車税のグリーン化特例の2年延長規定の整備を示されたことを踏まえての税条例の一部改正となっております。

以上が、議案第35号でございます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

益城町税条例の一部を改正する条例、これについて1件だけ質問をさせていただきます。

9枚目、ページが打ってないので9枚目、ずっとあけていただいて9枚目に附則というのがございます。そして、括弧して施行期日、第1条、この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する、こういうふうになっております。その中の、（2）第32条、各号の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定、平成31年1月1日から、こういうふうになっております。この中で、まず32条、これがですね、改定のこの中に全然出てきておりませんので、これについての確認と、そして、そ

の状況によっては、その32条、ここにこういう記述をしていいのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） こんにちは。税務課長の緒方でございます。9番宮崎議員の質問にお答えします。

議案第35号、専決第7号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について、この中身の一部が説明をしていただきたいということで、条例の中の後ろから6ページになります。

6ページ目。附則、施行期日というのがございます。その第1条の中の第2項に当たる部分です。第32条、各号の改正規定及び附則の第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定ということで、平成31年1月1日となっております。ページがですね、ちょっと書いてありませんので、非常に見つけるのが難しいと思いますが、この第32条の分です。ここは、町の条例には実際に削除という記述で載っております。県の準則をいただきまして、32条の内容といいますのは、個人の均等割の税率の軽減に関する条例でございます。この部分は町の税条例から一応削除されているということで、ここにあって国に準則をいただきまして、改定する内容をいただいております。ただ、町の条例のほうが一応削除されておりますので、この税条例の一部改正の条文に明記することができませんでした。で、今回、第32条、こっちも、改正規定及びという部分ですけども、確かに宮崎議員が御指摘のとおり、この条文は確かに不要な条文であるということで、こちらのほうではそういうふうに思っております。できればですね、ここの部分を削除、修正して、附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定からと附則としていきたいというふうに思っております。

御指摘いただきまして、ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま税務課長から報告がありました、答弁がありましたように、この第32条というのはですね、町の条例ではもう既に削除をされているということでございますので、ここから削除されたやつを条文として残すというのはぐあいが悪いものですからですね、それで、私のほうが確認させていただきました。

ここから削除していただければ特に大きな問題はないと思いますけども、条例改正は、皆さんどうしてもですねチェックしてやるのは時間がかかるもんですから大変なんですけど、執行部のほういろいろ大変だと思いますが、何分よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7号

「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」承認することに決定しました。

日程第16 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第8号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（稲田忠則君） 日程第16、議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第8号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第36号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第8号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

国民健康保険法施行令が平成29年4月1日付で改正、施行されることに伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正の内容は、所得の低い世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うものでございます。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を26万5,000円から27万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を48万円から49万円に引き上げ、軽減措置を拡大するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第8号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第8号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」承認することに決定しました。

日程第17 議案第37号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第9号 平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第17、議案第37号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第9号「平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第37号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第9号、平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び国保税の減免期間の延長についての改正でございます。

国保税の減免期間を、平成29年4月1日より9月末日までの半年間延長し、減免による町の財政負担を国が特別調整交付金で支援することとなっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第9号「平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第37号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第9号「平成28年熊本地震による被災者に対する益城町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」承認することに決定しました。

日程第18 議案第38号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第10号 組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第18、議案第38号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第10号「組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第38号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第10号、組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本年4月の組織再編により危機管理課が新設され、これまでの総務課防災係の業務を引き継ぐ形で主管課が変更になっております。本来なら3月までに関係条例の改正を行うべきでしたが、改正漏れがありましたので、今回、危機管理課関係の条例3件を整理して、専決処分をさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第10号「組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第38号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第10号「組織再編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」承認することに決定しました。

日程第19 議案第39号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

**専決第11号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の
保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（稲田忠則君） 日程第19、議案第39号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第11号「益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第39号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第11号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い改正を行ったものです。

主な改正の内容は、別表第1の特定保育等に係る保育料につきまして、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯等の保育料を軽減するもので、改正された国が定める保育料の上限額基準より高額である階層の保育料は国基準と同額に軽減し、既に国基準より低額である階層の保育料は現行の額から軽減するものです。

次に、別表第2の特定教育等に係る保育料につきましても、同じく市町村民税所得割課税額7万7,100円以下のひとり親世帯等の保育料を軽減するものです。

そのほか、法の改正により、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料は無償化されますが、運用につきましては規則で規定しておりますので、条例の改正は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第11号「益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第11号「益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」承認することに決定しました。

日程第20 議案第40号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第12号 益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第20、議案第40号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第12号「益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第40号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第12号、益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、保育料に関する条例と同じく、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い改正を行ったものです。

主な改正の内容は、保育料表の平成29年度及び平成30年度以降につきまして、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下のひとり親世帯等の保育料を軽減するものです。また、市町村民税非課税世帯の第2子につきましては無償とするものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第12号「益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第40号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第12号「益城町立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について」承認することに決定しました。

日程第21 議案第41号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第13号 益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第21、議案第41号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第13号「益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第41号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第13号、益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正の内容は、まず、3条の次に4条として、定数外の職員の条項を追加したものでございます。これは、現在傷病及び育児等において休職、休業し、現に業務に当たっていない職員

及び他の地方公共団体等へ派遣している職員を職員定数から除外する規定を設けたものです。

次に、附則におきまして、当分の間、町長事務局の職員数を207人から257人に拡大しております。

本町では、熊本地震からの復旧・復興を図るため、他自治体に対し、派遣職員82人の要望を行っていましたが、現在の派遣人数は49人と不足している状態にあり、その中でも、特に土木、建築の技術職が不足しています。このような状況を踏まえ、現在任期つき職員として技術系職員28人の募集を行っております。この任期つき職員につきましては、職員定数に含まれることから、現行の職員定数を拡大する必要があると、条例の改正を行ったものです。

また、あわせて、附則第3項におきまして、職員定数につきましては、5年以内に復旧・復興の状況を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることも明記しております。

本議案は、以上のような専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

7 番吉村建文議員。

○7 番（吉村建文君） 7 番吉村でございます。

お聞きしたいのは、この附則です。2 番目に207人を257人とする、50人増やすわけですけども、これは予算的にはまた大体3億ぐらいかかるんじゃないかと思うんですけども、これは、お聞きしたいのは、庁舎を今度また新たに建設するわけですけども、その庁舎を建設するときに、人員によって庁舎の平米数が変わるとか、そういったこともあると思うんです。それはどのように考えてらっしゃるのかお聞きしたい。

それと、あと3番目の、町長は施行後5年以内に、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするというふうに書いてありますけども、これも非常に大事なことでありますので、その点についてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。よろしくお願いします。7 番吉村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、附則で50人ということで、予算的に3億円かかるんじゃないかというふうにお話をいただきました。まず、この予算的なことを申し上げますと、今現在国のほうに、この任期つき職員について派遣のような形でですね財政支援をお願いできないかということで今お願いをしているところでございます。県も聞いて同じような形でやっております。

庁舎を建設するときの人員のときの面積はどうなるかということでございますけど、実際上はですね、そのときに被災があったときの職員数というのが現行でございます。これについてはですね、これも今要望を行っておりまして、建てる時の人員について、面積で何とか認めていただけないかということで要望を行っているところでございます。

必要な措置を講じるということでございます。当然職員数は定数がございしますので、その都度、

その都度、復旧・復興等の事業の推進の中での数字、定数についてはですね、毎年毎年見直しという形も出てくると思いますので、そういう形で必要なときに措置を講じるということで明記をさせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） 9 番宮崎でございます。議案第41号、益城町職員定数条例の一部を改正する条例について、1 点だけ質問をさせていただきます。

この中で、今回いろいろ定員を獲得するために、休職にされた職員とかですね、育児休暇の職員、これが定員外になります。定員外になったとき、その職員の身分保障、これがですね変化をするのかしないのか、これだけ1 点だけですね確認をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。9 番宮崎議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

定数外になったときのその職員の身分保障はどうなるのかと、変化はあるのかというものでございますけれども、職員というのは身分的にはもう保障されておりますので、変化はございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第13号「益城町職員定数の条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第41号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第13号「益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」承認することに決定しました。

お諮りいたします。日程第22、議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第26、議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5 議案を一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第22、議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第26、議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5 議案を一括議題といたします。

日程第22 議案第42号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第43号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第44号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第45号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第46号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（稲田忠則君） これより提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第42号から議案第46号の5議案について御説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第42号、益城町一般会計補正予算（第1号）は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ21億1,659万1,000円を追加しまして、歳入歳出総額413億9,693万7,000円とするものです。地方債の補正では、地方債の追加及び変更をしています。

2ページが歳入歳出補正予算の歳入です。国庫支出金が、被災橋梁の災害復旧費負担金、保育所の災害復旧費補助金等により増額、県支出金が、住宅応急修理に伴う災害救助費負担金、熊本地震復興基金交付金等により増額、繰入金が、財政調整基金繰入金及び公共施設整備基金繰入金により増額、町債は、災害援護資金貸付債等四つの事業を追加及び都市防災総合推進事業等五つの事業の限度額を変更しています。

3、4ページが歳出です。歳出の主なものは、民生費では、熊本復興基金事業で被災者見守り対策強化事業委託料、住宅応急修理委託料等、商工費では、仮設商店街の倉庫リースや看板設置等、土木費では、都市防災総合推進事業や災害防衛住宅先導的官民連携支援事業委託料など、教育費では、学校送迎用バス借り上げ料や給食配送委託料など、災害復旧費が橋梁や保育所等の災害復旧費により増額、その他組織改編や人事異動に伴う人権費の増額及び減額を計上しています。

6ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっています。

5ページが地方債補正で、歳入で説明したとおりです。

次に、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第43号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ15万円を追加しまして、歳入歳出総額45億8,317万3,000円とするものです。

次に、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第44号、益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ153万6,000円を追加しまして、歳入歳出総額30億1,873万2,000円とするものです。

次に、公共下水道特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第45号、益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,112万円を追加しまして、歳入歳出総額33億3,130万5,000円とするものです。

次に、水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第46号、益城町水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的収入の企業債を1億1,750万

円減額するものです。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 午前中はこれで終わります。午後は１時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時48分

再開 午後１時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。議案第42号から議案第46号までの内容について、私のほうから御説明申し上げます。

まず、議案第42号でございます。平成29年度益城町一般会計補正予算（第１号）でございます。1ページをお開きください。

平成29年度益城町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条でございます。歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億1,659万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ413億9,693万7,000円とするとしております。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によると定めています。

第２条が地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、第２表、地方債補正によるとしております。

５ページをお開きください。

第２表、地方債の補正でございます。１が追加でございます。地域活性化事業債を含め、四つの地方債を追加しております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、そこに記載しているとおりでございます。１、追加の四つの起債の合計額といたしまして、6,170万円となっております。

次に、２の変更でございます。都市防災総合推進事業債を含め、五つの地方債の限度額を増額変更しております。それぞれの限度額を増額申し上げますと、一番上の都市防災総合推進事業債が1,350万円の増、次の役場庁舎等災害復旧事業債が570万円の増、次の保育所災害復旧事業債が１億5,700万円の増、次の道路等災害復旧事業債が9,550万円の増、一番下の公立社会体育施設災害復旧事業債が130万円の増となっております。２の変更の増額の合計としまして、２億7,300万の増でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、起債前と同じでございます。

１の追加と２の変更の起債の増額を合わせました合計額が、次のページの６ページでの明細の23款の町債のところでございますが、１の追加と２の増額の合計で３億3,470万円の増となっております。

次に、8ページをお開きください。

歳入歳出予算別の歳入でございます。16款1項4目2節の公共土木施設災害復旧費負担金は、被災橋梁の国庫負担金でございます。補助率は99.1%でございます。

次に、16款2項7目2節の防災安全社会資本整備交付金は都市防災推進事業費の補助金で、補助率50%でございます。

次の3節の先導的官民連携支援事業補助金は災害公営住宅建設手法等の検討事業に対する補助金で、補助率100%でございます。

次の10目の3節でございます。厚生労働施設災害復旧費補助金ですが、第五保育所の移転による災害復旧に対するもので、補助率が66.7%となっております。

次に、9ページでございます。

4節でございます。社会教育施設及び体育施設に対する補助金でございます。補助率66.7%でございます。

次に、17款1項1目4節の災害救助費負担金は住宅の応急修理分で、補助率100%でございます。

次に、10ページをお開きください。

17款2項1目1節の熊本地震復興基金交付金は、新たに事業化されたもののうち事業実施予定の5つの事業を予算化しております。

次に、20款2項1目1節と3節でございます。基金繰入金で、財政調整基金と公共施設整備基金からの繰り入れでございます。

次に、11ページです。

23款1項1目1節です。地域活性化事業債は、公用車、軽自動車3台の購入に対する町債で、充当率90%、交付税措置が30%でございます。

6目の1節都市防災総合推進事業債は、充当率が90%、交付税措置20%となっております。

次の8目1節ですが、災害復旧費分の町債で、3番目にあります道路等災害復旧事業債が、一部補助部分が補助災害復旧事業債で、充当率100%、交付税措置が95%でございます。その他が単独災害復旧事業債で、充当率が100%、交付税措置が最高で85.5%となっております。

次に、12ページをお開きください。

12ページからが歳出でございます。歳出につきましては、今回の補正の各款項目中、2節、3節、4節、6節は職員の人件費で、組織改編及び人事異動に伴う増減の補正となっております。

13ページでございます。2款1項4目企画費でございます。地域おこし協力隊及び未来トークの仮設交流施設整備事業費の計上でございます。

次に、14ページです。2款1項6目です。震災遺構等記憶の継承委員会の関係経費の計上となっております。

7目が防犯灯施設の電気料補助金は、熊本地震により世帯数が減少した地域に対して防犯灯の電気料を補助するもので、熊本復興基金事業でございます。

次に、18ページでございます。3款1項1目の13節でございます。被災者見守り対策強化事業

委託料は、仮設住宅に入居するひとり住まいの高齢者世帯を対象に、緊急通報システムを設置する事業の計上で、こちらも熊本復興基金事業でございます。

21ページでございます。3款3項1目13節の住宅応急修理委託料は、申請件数が見込みを上回ったため増額するものでございます。全額県補助となっております。

23ページでございます。7款1項2目でございます。こちらも熊本復興基金事業で実施する仮設商店街の商品倉庫リース料の計上となっております。

それから、24ページでございます。8款1項1目の18節です。庁用車購入費でございますが、故障による買い換え1台、それから職員等の増加に伴う新規購入が2台、いずれも軽自動車の計上となっております。

次が26ページでございます。8款4項1目13節でございます。都市防災総合推進事業委託料は事業費の増に伴うものでございます。

19節のまちづくり協議会運営補助金は運営に係る費用に対する補助で、1団体5万円を予定しての計上でございます。

次の8款4項6目12節の通信運搬費でございます。木山土地区画整理事業地権者意向調査に伴う郵送代等の計上でございます。

次に、27ページでございます。8款5項1目13節災害公営住宅先導的官民連携支援事業委託料は、意向調査から調査の集計、工事手法の検討など、全額国庫補助で行う事業でございます。

29ページでございます。10款教育費です。1項2目18節の庁用車購入費ですが、軽自動車1台を寄附により購入するものでございます。

次に、2項1目14節学校送迎用バス借り上げ料は、現在、辻の城から役場前、商工会前、それから中央小へのルートを、現在の1台から2台にするための小型スクールバス借り上げ料でございます。国庫補助が50%あるものでございます。

次に、33ページでございます。10款7項3目の13節です。給食配送委託料は、給食配送車の運転人員不足による増額の補正となっております。

次に、34ページ、11款です。11款2項1目は、木山秋津川にかかる八つの橋梁及び秋津川沿いの町道3路線の災害復旧に係る分の計上となっております。

それから、35ページでございます。11款3項1目は第五保育所の移転に係る災害復旧費でございます。

次に、4項2目13節は文化会館の災害査定及び改修のための実施設計でございます。

3目は、総合体育館内にある備品を一時的に保管するための輸送委託料及び倉庫借り上げ料の計上でございます。

次の、津森グラウンドは災害査定及び災害復旧のための調査設計費の計上でございます。

次に、36ページでございます。11款5項1目13節でございます。役場庁舎等解体設計業務委託料は、町民体育館、それから倉庫等の増加分の計上でございます。

14節プレハブリース料はユニットハウスリース料の計上でございます。

15節のフェンス設置工事は、仮庁舎駐車場西側に設置するものでございます。

その下の自治公民館擁壁災害復旧工事は、3地区の擁壁改修工事に伴うものでございます。

以上で、議案第42号についての説明を終わります。

続きまして、議案第43号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

こちら1ページをお開きください。

平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,317万3,000円とするとしております。

こちらは6ページをお開きください。

歳入でございます。5款2項6目の1節でございます。制度関係業務準備事業費補助金567万円でございますが、こちらは国民健康保険運営の都道府県化に向けたシステムの改修に対する補助金でございます。

次に、8款2項1目2節でございます。収納率向上等特別調整交付金15万円でございますが、これは第三者行為損害賠償求償事務に係る届け出推進強化事業に対する交付金でございます。

13款1項1目2節の総務費事務費等繰入金567万円の減額でございます。これは、5款の制度関係業務準備事業補助金に伴いまして減額するものでございます。

7ページが歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては財源組み替えでございます。

2目の19節でございます。15万1,000円でございます。国保連合会負担金でございますが、こちらは先ほど言いました第三者損害賠償求償事務に係る届け出推進強化事業のうちの負担金でございます。

10款は歳入歳出の調整でございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

続きまして、議案第44号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらの1ページをお開きください。

平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,873万2,000円とするとしております。

こちら6ページをお開きください。6ページが歳入でございます。

4款2項4目でございます。介護保険事業費補助金でございますが、介護保険制度改正に伴うシステム改修に対する国庫補助となっております。

次の10款繰入金でございます。こちら介護保険制度改正に伴うシステム改修に対する事務費繰入金を一般会計から行うものでございます。

7ページが歳出でございます。

1款1目一般管理費でございます。同様に、介護保険システム改修の委託料として計上するものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

次に、議案第45号でございます。平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらも1ページをお開きください。

平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,112万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億3,130万5,000円とするとしております。

こちらも6ページをお開きください。

2款1項1目1節の受益者負担金現年分でございますが、これは再春館製薬所の体育館新設に伴う受益者負担金の増額分を計上しております。

7ページが歳出でございます。

1款1項1目ですが、2節から6節につきましては人件費でございます。

8節の報償費でございます。こちらも先ほど説明しました再春館製薬所の受益者負担金に伴う一括納付を予定した分の計上でございます。

13節の委託料でございますが、これは給食センター等の新設に伴う認可区域変更業務委託料の増額でございます。

19節でございますが、これは熊本地震に伴いまして、杉堂、上陳、下陳を対象に合併浄化槽設置の補助を行うものでございます。

次の8ページでございます。こちらは人事異動に伴うもの、それから、予備費は調整額分の計上でございます。

以上で、議案第45条の説明を終わります。

次に、議案第46号でございます。平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。こちらも1ページをお開きください。

第1条が総則でございます。平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条が、資本的収入及び支出の補正でございます。

平成29年度益城町水道事業会計、以下、予算という。

第4条に定めた資本的収入の予定額を次のように補正するとなっております。

表の部分でございます。31款益城町水道事業資本的収入、補正予定額1億1,750万円の減額補正でございます。

第3条が地方債の補正でございます。補正前と補正後が表がございます。1億1,750万円を減額し、限度額を1億1,280万円にするものでございます。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

3ページをお開きください。平成29年度の補正予算実施計画明細書でございます。

資本的収入の補正でございます。31款益城町資本的収入1項企業債1目企業債1節企業債、減額が1億円となっております。

同じく2目の災害復旧事業債でございます。1節の事業債、減額1,750万円でございます。減

額の内容につきましては、議案第29号、専決第1号、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第5号）で、地方債の借入限度額を1億1,750万円増額しましたので、平成29年度予算に計上してありました事業債を同額減額するものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 日程第22、議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第26、議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの説明が終わりました。

ただいまから議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

5番 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 議案第42号について質疑させていただきます。3点ほど。

まず、13ページ、1款1項4目1節地域おこし協力隊報酬、その下にずっと列記してあります特別旅費、11節が消耗品とか、12節が役務費、16が原材料、備品購入費18、次のページで負担金補助及び交付金、この内容がいまいち分かりませんので、まず活動拠点はどこなのか、どんな活動をしてるのか、人員として大体どれくらいなのか、ちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

次に、27ページ、8款5項1目13節災害公営住宅先導的官民連携支援事業委託料1,700万、この内訳がちょっとつかめませんので、これもひとつよろしくお願いします。

それから、35ページ、11款3項1目民生施設災害復旧費、第五保育所の移転の問題ですが、この設計等業務委託料1,200万、工事請負費は3億1,000万と出てます。着工予定は大体いつごろなのか、大体完了として計画はいつごろになっているのか、それをお伺いしたいと思います。

それともう一つ、同じページですが、11款4項2目13の委託料、文化会館災害復旧工事实施設計業務委託料、この中身ですが、外部の擁壁の崩壊は分かっています、中の基礎くいとか、そういうのが私たちまだはつきり聞いていませんが、どこまで調査が終わって、この復旧工事の実施設計、例えば、外構でどのくらいとか、被害がどんくらいやったらどんくらいの工事をするとか、それから建物内部においてどのくらいが被害だから、建て直しはしなくても補修でどんくらいかとか、そういうなアバウトなあれは出ていると思います。それからの復旧工事に対する設計だと思いますので、そこをひとつよろしく御返答いただきたい。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。5番 榮議員の議案第42号の13ページですね、地域おこし協力隊についての質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊というものはですね、都市地域からですね過疎地域等にですね住民票を移して、生活の拠点を移した者に、その地方公共団体の地域づくりとか、そういうものを委嘱するという事業でございまして、今回予算計上しておりますのは、2名の250万円。

内容としましては、未来トークという、冒頭町長も申し上げましたように、いろいろ活躍をしていただいています。この前のジョギングフェアでも企業のPR動画とか、それから復興大使と

か、いろいろ活動をやっていただけてますけど、そのマネージャーといいますか、そういう方をお一人お願いできないかと。

それから、もう一つは、保健福祉センターのほうで災害FM局を開設しておりますけど、こちらのほうの災害FMのほうを担当していただく方を募集できたらと思っております。なお、こちらのほうは総務省のほうから特別交付税の措置がございまして、お一人最高額400万ですかね、報酬と活動費含めて、そういう内容でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君） 復興整備課長の杉浦です。5番衆議員の1回目の御質問にお答えします。

一般会計補正予算（第1号）中、ページが27ページ、住宅管理費の中で13の委託料1,700万、災害公営住宅先導的官民連携支援事業委託料ということで上がっている件についてですね、まず、財源につきましては国の支出、全額になります、1,700万、100%補助になります。

この件につきましてはですね、まず、今、災害公営住宅のほうを300戸というふうなことで進めております。これを1回目のアンケートからこれを出すまでの事業につきましては、国の直轄事業で行ったということが一番最初はあっております。今回29年度で、この事業、いわゆるアンケートが2回目のアンケート、それから、最終的に何戸必要かと、あと今300というふうに決めてありますので、最終的に、例えば500というふうな数字が出たとしたときに、あと200について、どういうふうな手法で建てた方がいいか、あと民間に対してどういうふうなサポートしてもらおうとかですね、さまざまな手法をこの委託料の中でコンサルさんに考えていただくというふうな事業です。1回目のほうは国直轄でやりましたが、2回目のところはですね町に全額補助しながらやっていただくというふうなことでやっているところでございます。意向調査と、その調査の集計、それと何戸建てればいいのかというふうなことを民間を利用した、どういうふうに建てていった方がいいかというふうな内容を考えていただくというふうな内容の事業でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君） こども未来課長の坂本です。5番衆議員の質問にお答えいたします。

議案第42号、一般会計補正予算書35ページの災害復旧費、第五保育所の移転について、着工予定と完了予定ということの質問ですけれども、今時点ではですね、平成30年2月の着工、そして平成30年の10月完了を予定をしておるところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長でございます。5番衆議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、35ページになります、11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費2目社会教育施設災害復旧費13節委託料、文化会館災害復旧工事実施設計委託料2,700万の内容についてお尋ねだと思いますが、専門家が見られまして、文化会館が解体してするのか、もしくは修繕でいいかという調査を行いました。その結果、修繕で利用できる

という報告をいただきましたので、国の災害査定のための設計委託料でございます。

工事の概要につきましては、あくまでもこれ概数の概数ですけども、くいが250本あります。ほとんどのところは杭頭はもう付替えておりますので、その杭頭を中心に4億5,000万程度、それと、内部のほうも若干破損しておりますので、内部の補修が6,000万、それ以外に、東側に擁壁がございますので擁壁が6,000万、合計5億6,000万でございます。ただし、これは国の補助がついておりますので、町の負担金としましては5億6,000万でも1,000万程度の負担になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

1 番上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） 1 番の上村です。幾つか伺いたいします。

まず、議案第42号、平成29年度益城町一般会計補正予算の中で、14ページの2款総務費1項総務管理費6目防災費1節報酬、これに記憶の伝承、検討・推進委員報酬として計上してありますが、何名ぐらいの委員さんで、また、どういった内容のことを検討して決めるのか、この辺の内容をですね、ひとつ詳しくお願いします。

それと2点目ですが、26ページ、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費13節委託料、都市防災総合推進事業委託料3,000万の計上ですが、まちづくり協議会の委託料のことだと思います。現在ですね、幾つぐらいの協議会がつくられているのか、ちょっと伺おうと思ったんですけど、次の項目でですね大体計算すれば、14団体が、その分が費用として計上してあるのかなと思います。逆に幾つぐらいがつくられなかったり、また、つくられていないのか、その辺のところをお願いします。あわせてですね、つくられない理由としてはですね、要望でもまちづくり協議会を立ち上げて、そこで要望を出してもいいし、なければ、以前従来どおりの要望でもできるというふうに聞いておりますので、その辺がつくられない要因かなとも思っております。ただ、予算化する理由ですね、やっぱりどうしてもまちづくり協議会を利用して要望したほうが予算化のほうもしやすいのかなと思いますので、その辺の周知がきちんとなされているのか、その辺とあわせてお願いします。

それとですね、3点目が27ページの8款土木費5項住宅費1目住宅管理費1節報酬、災害公営住宅整備検討委員会委員報酬が計上してありますが、これもまた何人ぐらいでの委員会なのかと、また、先導的官民連携支援事業とかかわりますので、その辺はちょっと分かりませんが、いつぐらいから始められるのか、あわせてお願いします。

それと、もう1点がですね、34ページの11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費13節被災橋梁災害復旧業務委託料として14億5,700万が木山川、秋津川等の橋8カ所、ほか分としてですね計上してあります。これがいつぐらいの工事着手を考えておられるのか、お願いします。一つの橋で、木山中横の橋、今落ちてますけど、これは通学路でもあり、急ぐべきと思っております。それで、工事着手時期等何か計画があればお願いします。

また、あわせて17節の公有財産購入費がまた計上してありますけど、恐らくこの工事に付随してのことだと思いますけど、場所は大体どこなのか、この辺をよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君） 危機管理課長の金原です。どうぞよろしくお願いいたします。

1 番上村議員の記憶の継承事業についてのお尋ねにお答えいたします。

議案で言いますと、予算書、議案第42号、平成29年度一般会計補正予算（第1号）の中の14ページ、2款1項6目防災費の中の1節報酬、9節旅費、11節の需用費に記憶の継承事業の予算を計上させていただいております。

まず、委員の人数についてのお尋ねですけれども、委員は20名以内を予定しております。

それから、この事業の内容といたしましては、この事業は町民が一体となって災害に強い益城町をつくっていくために、現在及び将来の益城町の全住民全てが主体となりまして、平成28年熊本地震の記憶を継承していこうというものです。その内容につきましては、震災記念公園の整備、震災遺構選定・保存・活用事業、震災データアーカイブの活用、また防災協力の充実等を行う予定にしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君） 復興整備課長の杉浦です。1 番上村議員の御質問にお答えします。

議案第42号、平成29年度一般会計補正予算（第1号）中、ページが26ページで委託料、都市防災総合推進事業委託料3,000万について、まちづくり協議会のほうでは今どのような状況になっているかという内容についてお答えをいたします。

ただいま、現在ですね、協議会設立しているのが3地区、下原、島田地区と杉堂地区、それと堂園地区、この三つが協議会が設立になっております。今、設立に向けた準備会が立ち上がっているところが三つ、宮園、安永、辻団地、これで行っております。それと、設立に向けた勉強会、これを今11地区で、今勉強会を11地区で行っている状況です。ちょっと数が多いですので、ちょっと読み上げるのは控えさせていただきますけれども、当初、この予算をしているときは大体14団体ぐらい立ち上がるだろうというふうに思っておりましたけど、今の段階では、今年中に立ち上がるというふうなことはですね、また大きくなっております。先ほど、設立しているのが3、準備の立ち上げ、今やっているところが3、勉強会をしているのが11ということですので、17ぐらいの可能性。これについては、また補正等ですね、立ち上げになりましたらばやっていきたいというふうに思っております。

それと、全部でですね、今現在は全部で29地区立ち上げ予定で今しております。集落、いわゆる福田、津森、飯野が15、広安、木山のほうで14、全部で29というふうな地区を分けまして、今考えているところでございます。この地区のほうからですね立ち上げを行っていただいて、避難路、避難地、皆さん方の地域をどうしたらば住みよい安全なる地域、そういうことができるかというのでやってもらうという形でしておりますけれども、この協議会を立ち上げないと、いろんな事業ができないというわけではないというふうなことでしておりますけれども、できるだけ私どもの復興課のほうにですね上げていただくような形をとらせていただいて、そして、それを都市防災推進事業のほうで、この事業のほうでやっていきたいというふうに思っております。でも、

区長さんのほうから、自分のところでは大体こういうふうにもうまとまっているから、これをお願いしますということでありまして、それは受け付けないというわけではありません。どういう内容かというのをちょっと詳しく精査しながらやっていくということにしております。

それと、次のページで、住宅管理費の中で、1、報酬、災害公営住宅整備等検討委員会委員報酬、この中身について、今、案的なものをこちらでしておりますので、それについて御説明したいというふうに思います。

災害公営住宅をつくるに当たってですね、整備、入居を進める上で必要な事項について総合的に検討を行うために、この委員会を設置するものです。この整備、入居に当たり、審議していただいて、助言等を町のほうにいただくと。委員数的には15名を予定しております。15名以内。学識経験者を有する者ということで、福祉に精通された先生たちを数名、それと町議会のほうから代表を数名、それと地域住民の代表者、それと公共的団体等の代表者、それと行政側の職員とその他町長が必要と認める者というようなことでやっていきたいというふうに考えております。これについてはですね、300戸を建てるということにしておりますので、そちらのほうも含めて、早く立ち上げてやっていきたいというふうに思っております。これはアンケート等もありますけれども、すぐに建てるものですので、すぐにこれはやりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君） 復旧事業課長の坂本でございます。よろしくお願いします。1番上村議員の4番目の御質問にお答えいたします。

議案第42号、ページが34ページでございます。11款2項1目13節委託料の中の被災橋梁災害復旧業務委託料14億5,700万、それと17節公有財産購入費の分の詳細な件、それから、橋梁の着工の時期、特に田中橋についてどうかという御質問であったかと思われます。

まず、先月ですね5月16日の復興特別委員会の中でですね、熊本県のほうに橋梁のですね災害復旧事業をお願いするということで御説明をいたしました。その橋梁のですね、お願いする分が13橋、それから秋津川の堤防ですね、その堤防が一部町道が重なるとということでですね、3路線、その分の業務を県施工ですね、復旧事業をお願いするということで御説明申し上げました。

災害復旧事業というのは、28災ということで28年に起こりましたが、28、29、30ということで、限度3年間でですね、やるということにはなっておりますが、予算措置の関係でですね繰り越しというようなことも起こり得ることではございますが、現在ですね、今回の予算の計上の分ということで御説明いたしますと、13橋のうちに、まず木山川関係が、上流側からいきまして第一平田橋、第一畑中橋、第二平田橋、第二宮園橋、五楽橋、ここまでが木山川にかかっている橋梁でございます。5橋。それから、秋津川にかかっている橋梁が、役場の前の交差点をもうちょっとおりていったところに、交差点の橋は木山橋ですが、秋津川の一下流に宮園橋、町民グラウンドの近くですね、それから馬水橋、それから広崎橋、この3橋が秋津川に架設されとる橋梁でございます。全て被災しとるということでございます。

それからですね、秋津川の堤防部分が路線名でいうと広崎・惣領線、2カ所あります。それと、馬水・安永線という路線がありまして、この3路線、合わせて、橋梁部分と道路部分、合わせまして、総額がですね14億5,700万というようなことになります。

それからですね、17節に関しましては、公有財産購入費ということで、まず一つ目がですね、田中橋、先ほど田中橋の着工はいつかということですが、田中橋におきましては、今のところ平成30年度の着工ということで予定をしております。と申しますのが、左岸側で橋をかける上でどうしても堤防の一部をですね道側に広げる必要があるということで、用地をですね確保する必要があります。その分の用地取得に時間を要する。それから、第一畑中橋、益城町の総合運動公園のですね南側に赤井方面に行く橋が落ちましたけども、これが第一畑中橋と申しますが、この橋をかけるときに、桁がずっと2メートルほど上に上がるもんですから、堤防のかさ上げの関係でですね、やはり左岸側の用地を一部確保する必要があるということで、この2橋分の取り付け部ですね、の用地の確保が必要であるということで17節に公有財産購入費として計上させていただいております。

着工の時期ということになりますが、今後ですね、県のほうと、今堤防の工事と一緒にやっておりますので、具体的な着手の時期としてはまだお答えはできませんけども、今後ですね、復興特別委員会等でもですね、その都度復旧事業のですね進捗をですね御報告させていただきながら、もちろん着工する前には住民への周知も行いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） 9 番宮崎でございます。議案第42号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第1号）について3点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、今回の補正予算（第1号）のこの提案の目的と、その特徴について、これが1点目であります。

2点目は、ページ2ページに書いてございますが、第1表、歳入歳出予算の補正でございます。その中で、今回3億3,470万ほど補正をされております。そうしますと、年度当初予算に足しますと、大体111億、これが町債、現在ということになろうかと思うんですが、それで間違いないのか。大体町の今債務は111億、この補正予算が通過をすれば、ということでよろしいのか。ここが2点目であります。

それから3点目は、ページ35ページ、11款災害復旧費の2項厚生労働施設災害復旧費1目民生施設災害復旧費、ここのところで、先ほどから少し質問がっております第五保育所の関連経費についてでございますが、先般の特別委員会の中で、この3億1,000万の内訳については、園舎建設費2億2,000万、屋外整備費が4,000万、それから既設の施設の解体費が3,000万、擁壁修理が2,000万、こういうこととお伺いしております。そこで、この今回、第五保育所関連の経費を含めると、大体合計で3億8,000万ぐらいになる。そして、その充当ですが、国からの補助が1億6,000万ぐらい、そして町の町債、債務、これが大体2億2,000万円ぐらいになるだろうと。これぐらいの感じで私のほうは把握をしております。

これの前提に立って、町の債務、これが先ほど言いましたように2億2,000万程度となるんですけども、これを減らすための方策はないのだろうか。例えば民間に、もう保育所そのものを民間に建ててもらおうとか、やり方がいろいろあるかと思うんですよね。そこらあたり。

例えば、ちなみに保育所の運営費、これは今年度予算で9億ほども国から支援をしていたいくようになっていくんですよね。ですから、なるべく今、復旧復興に力を注がなきゃいかん時期で、町の金の持ち出しは最小限にしなければいけないという観点から、その第五保育所の建て方、なるべく町の金を使わない建て方ちゅうのはなかったんだらうか、これを改めて3番目の質問いたします。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の議案第42号についての御質問にお答えいたします。

まず、1番目の御質問が、今回の補正の目的と特徴という御質問でございます。

予算書の6ページ、7ページに歳入歳出補正予算の事項別明細を上げております。7ページが歳出の部分でございますが、今回の特徴といいますか、それを御説明するに当たって7ページをござんいただきたいと思います。

まず、補正の総額が21億1,659万1,000円でございますが、その中で特異なものとしましては、3款の民生費が1億2,429万6,000円、それから8款の土木が1億3,633万9,000円、それから11款の災害復旧費が18億7,148万7,000円、ここらあたりが目立つところでございます。

まず大きいほうから言いますと、その災害復旧で言いますと、今御質問のありました道路橋梁、それから第五保育所の部分、8款につきましても、都市防災総合推進事業や災害公営住宅関係でございます。それから3款の民生費も、被災見守り対策事業、熊本復興基金関係でございますが、それから住宅の応急修理等が主でございます。特徴としましては、災害復旧に係る部分、それから、冒頭町長も言いましたように、人件費関係で人事異動に伴うものと思っております。

1問目につきましては以上でございます。

それから、起債の2ページのところ、起債の御質問ですが、詳細につきましては提案理由で説明した、その3億3,470万が今回の補正額ということで、議員御質問にありましたように、予算上、総額が110億8,550万となっております。一応現状がそういうことです。

それと、財政に関しての御質問でございましたが、もうこれは前から言っておりますように、国、県に補助のかさ上げ、それから交付金の措置あたりを強くお願いしていきたいと思います。

あと、歳入の部分では、やはりふるさと納税とか収入部分のなるべく上がるような努力もしていきたいと思っておりますし、もちろん歳出の部分で切り詰めた運用をしていかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君） こども未来課長の坂本です。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第42号、一般会計補正予算、35ページ、災害復旧費の第五保育所移転に係る費用についてですけれども、まず、内訳として町債が管理を含めて2.2億、それから減らす方策、あるいは民間施設というような形の建てかえ等、方策がなかったのかという御質問あっておりますけれども、今回の第五保育所につきましては、災害復旧事業ということで国の補助金もつきます。そういったことで、前回の災害復興特別委員会でも資料等は出して説明したかと思っておりますけれども、いろいろ民営化についてもメリット、デメリットがあります。今回についてはですね、国の補助金も出るということで、とにかく復旧を急いで行うということで移転の決定をしたところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 第1回目の質問に対する回答、ありがとうございました。

私の質問の中で、1番目の今回の補正予算の目的及びその特徴でございますけれども、特徴的なやつについてはですね、今企画財政課長のほうでお答えになったとおりでらうと思うんです。やっぱり17億ぐらいがですね国や県の補助金で、3億3,000万が新しく町債として組み込んで、この補正予算は成り立っている、こういう話だろうと思うんですね。ですから、特徴としては、国から17億ぐらいの支援をいただきながら、町の借金も当然3億3,000万ほど増えてますよと、こういうことだろうと、こういうふうに思います。

それから、2番目の質問であります、歳入歳出の補正予算の中でですね、これまで借金、町債が大体111億ぐらいになっているんですけども、これと従来の町債、これを合わせて、今、町はどれぐらいの町債があるのか、これを合わせて次教えていただければありがたいと思います。ですから、それもあわせてですね、今後やっぱり我々町の行政をやっててですね、とりあえず考えていかなきゃいかん、こういう話になります。

それから、3番目のですね第五保育所の問題で、今さらどうのこうのという話をできないかもしれませんが、これはですね、ただ復旧・復興だから、国から金が出るからちゅうだけの話じゃなくてですね、復旧・復興費で来る金よりも、今は待機児童解消で国から補助金が出るほうが、どれだけ比率が高いかというのは多分皆さん御承知だろうと思います。新しい保育所をつくるに当たってはですね、町の持ち出しなんちゅうのは1割以下ですよ。9割ぐらいはですね、個人の持ち出しは1割ぐらいで、本当に町の持ち出しは1割以下になるぐらの感じだろうと思うんですよ。それから維持費も考えるとですね、かなりやっぱり町の負担は少なくなります。ですから、確かに復旧・復興で急いで立ち上げなきゃいかん、回復させなきゃいかんというのは分かりますけれども、町の財政状況を考えるとですね、今後いろんな皆さん事業をやるときは、よくよく考えていただきたいなと思います。これは、3番目の私の疑問については、特にもう回答は必要ありません。

2番目のですね、今、町の借金の総額、これだけちょっと教えてください。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

9番宮崎議員の2回目の御質問でございます。地方債の残高ということでございます。

今回3億3,470万で110億程度に予算上なつとると。それまでの積み立て分がという御質問でございます。

27年度までの残高としまして、98億3,800万ほどございます。で、予算上、今回ここで110億という金額になっておりますが、現在起債している残高としましては、その27年、98億ところまで申し上げましたが、現在が163億2,000万というところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎ですが、今ですね回答していただいたのは27年度というお話だったんですが、28年度末という話じゃないんですか。もう1回ちょっとそこだけ確認させてください。今、平成29年で、29年度の予算で111億、まあ110億と。それから28年度末でどれくらいあったのか。27年度については98億で了解をしました。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。宮崎議員の3回目の質問にお答えいたします。

起債の残高でございます。先ほど係長から資料をお預かりいたしております。その資料によりますと、今現在のということでございますので、27年度の残高が今言いました98億3,800万、そして、29年の執行額がございまして、それが72億9,000万、それから、元利償還額が、現在高が。

まず、27年度末の現在高が98億3,800万、それから、29年度執行額が72億9,000万、それから、28年度元利償還額としましてマイナスの8億900万。で、差し引きの現在高が、先ほど申し上げました163億2,000万となっております。以上でございます。

（「議長、休憩動議求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） はい。じゃあですね、休憩動議が出ましたのでですね、3時から再開いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど宮崎議員の質問に対しまして、再度ですね、藤岡企画財政課長から再度答弁を申し上げます。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。先ほどの答弁の中に認識違いがございましたので、改めて御説明させていただきます。

9番宮崎議員の議案第42号の中の起債の残高、現在高というところでございますが、現在高は163億と申し上げましたのは、平成28年度末の現在高が163億ということで、この中には、臨時財政対策債の約50億、それから今回交付税措置が高い利率で組んであります災害復旧債60億と合わせて110億を含めたところの残高が163億というところでございます。それから、28年度から29年度に繰り越した部分が16億、そして、先ほど宮崎議員から、平成29年度、今回の補正予算で111

億とございましたが、163億と16億と111億、合わせたところの290億が現在高となっております。その中に、今言いました災害対策債とか臨時財政対策債が含まれたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5議案に対する質疑を終わります。なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5議案及び「小動物による獣害被害防止に関する請願」につきましては、皆さん方のお手元に配付してありますとおり、常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに御異議ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5議案及び「小動物による獣害被害防止に関する請願」につきましては、お手元に配付、付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の日程を全部終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時04分

平成29年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年6月13日午前10時00分招集
2. 平成29年6月14日午前10時00分開議
3. 平成29年6月14日午後2時18分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
2番 下田利久雄議員
4番 松本昭一議員
1番 上村幸輝議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 永田清道君 |
| 会計管理者 | 高森修自君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 企画財政課長 | 藤岡卓雄君 | 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 |
| 税務課長 | 緒方潔君 | 住民保険課長 | 森部博美君 |
| こども未来課長 | 坂本祐二君 | 健康づくり推進課長 | 後藤奈保子君 |
| 福祉課長 | 木下宗徳君 | 福祉課審議員 | 深江健一君 |

産業振興課長	森 本 光 博 君	復旧事業課長	坂 本 忠 一 君
復旧事業課審議員	増 田 充 浩 君	都市建設課長	西 口 博 文 君
復興整備課長	杉 浦 信 正 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	安 田 弘 人 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	水 道 課 長	荒 木 栄 一 君
下 水 道 課 長	水 上 眞 一 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田秀敏議員から欠席をする旨の届け出があっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は7名ですので、一般質問は本日と明日15日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げておきます。

1番目に吉村建文議員、2番目に下田利久雄議員、3番目に松本昭一議員、4番目に上村幸輝議員。あす15日は、1番目に野田祐士議員、2番目に榮正敏議員、3番目に中村健二議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。役場仮庁舎も完成し、議会棟も新設され、これから約5年間ほど、この議会棟でお世話になると思います。

今日も、朝早くから傍聴に来ておられます町民の方々にお礼を申し上げます。

熊本地震から1年2カ月がたち、町の復旧・復興に向けての具体的取り組みも、町民の方々の目につくようになってまいりました。

去る5月14日、テクノリサーチパークでとり行われました「阿蘇くまもと空港・テクノ周辺ジョギングフェア」も、町内外から訪れた約1,750人の人たちが盛況のうちに終わることができました。地震後2年ぶりの開催となり、元気な町の姿を全国の皆様にお見せすることができたのではないかと思います。関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

今回も1、災害公営住宅について。2、公民館の補修・建てかえに関する町の方針について。3、熊本地震を教訓に、応急対策を全面的に見直した県の地域防災計画を踏まえて、市町村計画を改定するよう要請したとありましたが、町の対応を伺う。4、木山地区の区画整理について、町の方針を伺う。5、仮設住宅に住んでいる小学生の登下校について、町の施策について。そし

て、小中学生に子ども議会の開催について。以上、5点について一般質問をさせていただきます。それでは質問席に移させていただきます。

まず、災害公営住宅についてであります。3月の定例議会において質問をさせていただきましたが、町は意向調査をした結果、当面供給する戸数を300戸としたと発表されました。また、災害公営住宅の入居資格についても質問をさせていただきました。その際入居要件が、一つ目が平成28年熊本地震により益城町で居住していた住宅が被災し、その住宅の「罹災判定が全壊」の方。または、「罹災判定が大規模半壊または半壊」であり、その住宅を解体していること。二つ目が、居住できる家を所有していないこと。三つ目が、仮設住宅やみなし仮設住宅、避難先に居住しており、現に住宅に困窮していること。四つ目が、町税等の滞納がないこと。五つ目が、被災者生活再建支援制度の加算支援金を受領していないこと。以上5項目の要件全てを満たす方が入居対象者となります、との回答を得ました。

しかしながら、仮設住宅に入居しておられる住民の方々と懇談したところ、この入居要件を知らない方々が多くおられることが判明いたしました。町のほうでも周知徹底することが必要だということで、今回6月8日から説明会を実施されているようですが、これは仮設住宅に入居されている方が対象であり、みなし仮設住宅に入っている方々に対しては、どのように対処されるのかお伺いいたします。そして説明会での概要をお伺いします。

また、国土交通省は5月17日に地方自治体の事業への民間の協力を促す「先導的官民連携支援事業」の本年度の助成対象に益城町の災害公営住宅に関する調査などを選び1,700万円の助成が決まりましたが、この助成金をどう利用しようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。平成29年第2回益城町議会定例会の2日目を迎えております。今回は一般質問ということで、7名の議員の皆様の質問をいただいております。本日は4名の議員の皆様の質問ということで、一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。

それでは、7番吉村議員一つ目の御質問、災害公営住宅についての1点目、入居要件の周知徹底について町の対策はどうなっているのかについて、お答えをいたします。

災害公営住宅の入居資格は、前回の議会において述べましたとおり、平成28年熊本地震により居住していた住宅が被災し、その住宅の罹災判定が「全壊」の方及び「大規模半壊または半壊」で、その住宅を解体している方で、居住できる家を所有していない方が対象となります。

対象世帯の皆さんへの説明につきましては、6月8日から18日までの間、各地区11カ所で説明会を行うことを、広報、ホームページ、復興ニュースでの回覧及び町外のみなし仮設住宅入居者の方へは郵送でお知らせをしています。

説明会では、入居要件のほかに、収入に応じた家賃設定、災害公営住宅整備の進捗状況をあわせて説明を行っているところです。

次に2点目、「先導的官民連携支援事業」の助成金はどのように活用するのか、についてお答

えをいたします。

「先導的官民連携支援事業」についてですが、国土交通省が進める事業で、民間の活力を生かした事業方策を調査検討する事業となります。平成29年4月に事業に応募し、5月17日付で選定通知を受け、今回の補正予算に計上をさせていただいたところです。国庫補助率100%で対象事業費は1,700万円になります。事業内容は現在300戸各校区に建設予定としていますが、前回のアンケート実施から半年がたっているため、まず、現在の状況を罹災判定が半壊以上の全世帯を対象としまして、住まい再建の状況を調査し、これにより災害公営住宅の需要がどれくらいあるのかを把握します。

現在300戸につきましては、町で用地を確保し整備することで進めておりますが、300戸以上の必要戸数があつた場合、早急に進めるため、益城町に適した方法で民間活力をどのように生かして災害公営住宅の整備を進めるか、調査検討する費用に充てるものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 4月に「先導的官民連携支援事業」に応募されたということで、1,700万円を国から取ったということは、非常によろしいことだと思っております。執行部の方、ぜひこの1,700万円については有効に利用していただきたいと思っております。

みなし仮設住宅に入居されている方々には、郵送でお知らせしているとのことをお聞きして安心いたしました。あくまでも住民の方々に寄り添う対応をお願いいたします。

先ほども述べましたが、災害公営住宅に入居する入居要件の中に、被災者生活再建支援制度の加算金を受領していないこと、がありましたが、今回調べましたところ、平成29年3月末現在で、加算支援金を受領された方々は、建設・購入の方々が506世帯、補修が492世帯、賃貸が114世帯おられます。

この中で私が特に問題視しますのは、賃貸の114世帯の方々です。当然、これらの方々は賃貸に入居されるに当たって、身の回りの物品等を購入される資金の一部に加算支援金50万円を使われたものと思われませんが、その加算支援金をもらうことによって、災害公営住宅に入居できなくなるとは、思っていない方もおられると思います。町としても、加算支援金を支給した方々に、災害公営住宅には入れないと説明はされていないわけですから、今後、何らかの検討の余地はあるのではないかと思います。

それから、災害公営住宅整備の進捗状況をあわせて説明されるということでしたが、建設方法として、UR機構に委託する方法と、熊本県に設計委託する方法があると思われませんが、仮設住宅、みなし仮設住宅に住んでおられる方々に、一日も早い完成を目指すためにも、建設方法に対する明確な方針を出してほしいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問にお答えします。

まず1点目、加算金受取者は入れないのか、についてお答えをします。

被災者生活再建支援制度の加算支援金は、被災された世帯が契約書等によって住宅を確保したとして申請されておりまして、受給者は基本的には住戸を確保されている世帯になると考えられ

ます。加算支援金を受給されて、アパートなどで自立再建されている方が災害公営住宅に入居することはできませんが、仮設住宅やみなし仮設に入居せず、加算支援金も受給されず自力で民間の賃貸物件に入居された方につきましては、全壊世帯、または大規模半壊・半壊で住宅が減していることは前提条件がありますが、入居対象となります。

議員が質問された点、加算支援金を受給されて賃貸物件に入居された方がその後、災害公営住宅に入居したい意向がある場合、そういった理由で加算支援金の返還ができるのかにつきましては熊本県に確認中です。加算支援金受給が災害公営住宅に入居要件に当たるのかは、これまで住民への説明は行っておりませんので、このような相談がありましたら個別に検討することといたします。

次に2点目、建設方法の方針ですが、当初300戸の災害公営住宅整備につきましては、町単独で設計施工を行うことは、マンパワーが不足している中、困難と思います。吉村議員の御指摘のとおり熊本県やUR独立行政法人都市再生機構などへの委託も考慮し、早急な整備を目指します。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 加算支援金を受け取った方が、災害公営住宅に入居できるようになるかは県に確認をされて、また個別に検討するとの回答を得ましたので、よろしくお願いいたします。

また、建設方法の方針も仮設住宅に住んでいらっしゃる方々にとって、一日も早い災害公営住宅の完成のためにも、早急に決めていただきたいと思います。

次に、公民館の補修・建てかえに関する町の方針について伺います。

去る5月12日に嘱託員の会合があり、その中で公民館の補修・建てかえについて説明がありました。町は復興基金、また兵庫県からの義援金を活用して、町の持ち出しを少なくしようとする思いから、認可地縁団体を申請してもらうことを要望されているようですが、そもそも認可地縁団体とは、日本の行政用語であり、自治会、町内会等広く地域社会全般の維持や形成を目的として団体、組織の中でも、地方自治法などに定められた要件を満たし、行政的手続きを経て法人格を得たものを指すと言われております。

今回の震災で、公民館は地域コミュニティーにとっては、なくてはならないものでありますが、その再建に当たっては、地域住民の財政的負担は極力控えるものであり、また速やかに公民館は再建されるべきものと考えます。そこで、町の公民館の補修・建てかえに関する町の方針をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の公民館の補修・建てかえについての御質問にお答えさせていただきます。

平成28年熊本地震で自治公民館は、非常時の一時避難場所として、また、地域のコミュニティー拠点としてなくてはならないものと再認識をしたところでございます。そのようなことから、地域コミュニティーの再生のためには、速やかに自治公民館を再建しなければならないと考えております。

そこで町では、本年6月に平成28年熊本地震により被害を受けた自治公民館の災害復旧に伴う修繕事業及び建てかえ事業に対し、被害を受けた自治公民館の早期復旧を図ることを目的として「益城町自治公民館整備費等補助金交付要項」を制定をいたしております。6月上旬には要項等を各囑託員へ送付しており、現在、相談及び申請を受け付けているところでございます。

今後は、この補助金及び兵庫県義援金募集委員会からの義援金を活用することにより、地元の負担を軽減し、一日も早く自治公民館を復旧しまして、地域コミュニティの場を再生したいと考えております。

また、現在のところ21の団体を認可地縁団体として認可をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 公民館の補修・建てかえに関する町の方針はよく分かりました。地元住民の負担を軽減し、一日も早い公民館の復旧に、また、地域コミュニティの場を再生したいと思っております。

これに関連して、もう一点確認したいことがあります。それは神社、仏閣、ほこらの修復についてであります。町内には至るところに、大小さまざまな神社、仏閣、ほこらが点在していますが、これらについては、「地域コミュニティ施設等再建支援事業」があると聞いておりますが、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番西村議員、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

お尋ねの「地域コミュニティ施設等再建支援事業」とは、被災しました地域・集落における地域コミュニティの場としまして、長年利用されてきました神社・お堂・ほこらなどの施設を建てかえ、修繕などで再建に要する経費の一部を支援する事業です。この事業は、復興基金を活用しました事業で、対象者は施設を管理する集落または自治会で、補助率は支援対象経費の2分の1以内、補助上限は1件当たり1,000万円でございます。

町といたしましては、7月上旬をめどに「補助金交付要項」を制定し、補助体制を確立し、周知徹底を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今回町は4月の組織改定で、新たに危機管理課を設置いたしました。これは今回の震災を受けて特に防災、消防、交通安全、防犯に関することを目的につくられたものと思います。震災からちょうど今日、1年2カ月がたとうとしておりますが、今回県は5月24日に熊本地震を教訓に、応急対策を全面的に見直した県の地域防災計画を踏まえて、市町村計画を改定するよう要請したと報道がありましたけども、町の対応をお伺いいたします。

県内外からの派遣職員を活用する受援計画の策定、要配慮者の支援やプライバシー確保を考慮した避難所の運営、車中泊など指定避難所以外の避難者の把握に努めることなどを明記されているとのことですが、町の対応を伺います。

また、梅雨時期が迫ってきているわけですが、早目の避難勧告判断など、どのように対応されるのか伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、町は危機管理課を設置したが、地域防災計画は現在どうなっているのか、についてお答えをさせていただきます。

町では、先日、防災会議及び水防連絡協議会を開催しまして、今後の災害対策の基本となります町地域防災計画の修正を行いました。今回の修正は、県の地域防災計画の修正点にならい修正した点と、新設された危機管理課など組織機構改革に伴う災害対策本部の組織図や所掌事務の修正が主となっております。

各種マニュアルなどについては、今回の震災経験や反省点を反映させた避難所運営マニュアルを作成いたしました。今後、町職員はもとより、住民の皆様へ周知を図りたいと考えております。

なお、今回の震災による検証結果を踏まえ、地震等大規模災害対応に即した地域防災計画とするため、今年度において業務継続計画や人的・物的の応援要請・受援計画などを策定し、来年度におきまして議員の皆様をはじめ、住民の皆様にお示しする予定でございます。

三つ目の御質問の2点目、梅雨時期が迫っているが、その対策はどうなっているのか、についてお答えをさせていただきます。

昨年6月の集中豪雨によりまして、床上・床下浸水や自動車の水没など甚大な被害がありました。原因としまして内水はらんが考えられますので、用排水路に水位センサーを設置しまして、水位の状況を監視できる体制を整えております。また、事前に登録された方に対し、水位状況をメールで配信することもできますので、水位の状況に応じて早目の避難など適切な対応をとることができます。

なお、内水氾濫対策としまして、水位計の基準値を超過した場合、消防団が管理しています消防用小型動力ポンプによる強制排水を実施します。さらには、国土交通省に対しまして、大型排水車の出動も要請することにしていきます。

いずれにしましても、万全の体制整備で臨み、被害を最小限にとどめたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ただいま答弁された中で、防災会議及び水防連絡協議会を開催され、災害対策本部組織図や所掌事務の修正が主となっていると言われましたが、組織図などは、まじき広報等を使って、町民の方々に分かりやすく提示をされるのでしょうか。

また、避難所運営マニュアルを作成したと述べられましたが、内閣府公表の「避難所運営ガイドライン」には「避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」となっていますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか。とりわけ、初動期の避難所にあつては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっていますが、今回作成した避難所マニュアルではどうなっているのかお伺いいたします。

そして、今年度において事務継続計画や応援要請・受援計画を策定すると予定してありますが、特に業務継続計画いわゆるBCPの作成が非常に大切になると思いますが、県とも連携を密にし

て、その対策に全力を挙げて取り組んでほしいと思います。

ちょうど昨日の熊日新聞等で報道されておりましたが、福富地区での住民の声が載っております。

梅雨時期の対策について、用排水路に水位センサーを設置し、水位の状況が監視できる体制を整えていると言われましたが、水位センサーは町内の何カ所設置してあるのか、そして事前に登録された方に水位状況をメール配信するとの答弁がありましたが、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問にお答えします。

まず1点目、防災会議で修正された災害対策本部組織図や所掌事務等は、広報等を使って町民に提示されるのか、についてお答えをいたします。

災害対策本部の組織図や所掌事務につきましては、町職員に対し周知徹底を図り、災害に対する備えに万全を期すことが大事だと考えております。したがって、広報などを使って町民の皆様にお示しするような積極的な広報は、現在のところ考えておりません。しかしながら、地域防災計画の本格的な改定作業が終了した後は、ホームページへの掲載も考えておりますので、掲載後は皆さんが自由に閲覧できるようになります。

次に2点目、避難所運営マニュアルは、内閣府公表の「避難所運営ガイドライン」に沿った、「避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」という流れになっているか、についてお答えをいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、内閣府が示したガイドラインに加え、今回の熊本地震の検証結果を踏まえたものとなっております。議員御指摘の「避難所は自主運営が基本」ということは、住民の皆様をはじめ、町長以下町職員の共通認識だと思います。避難所開設段階から避難者、施設管理者、町職員が協力し、運営体制を速やかに確立し、また円滑に運営できるようなマニュアルとなっております。

次に3点目、とりわけ、初動期の避難所にあつては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっているが、今回作成した避難所運営マニュアルではどうなっているのか、についてお答えいたします。

先ほど述べましたとおり、避難所運営は、避難者、施設管理者、町職員が協力し運営体制をつくることが大切と考えております。内閣府が示したガイドライン、「初期段階での代表者選出」は理想的だとは思いますが、今回の熊本地震を受け、困難さも痛感しております。災害検証を行う上で実施しましたアンケート、ヒアリング、意見交換などで、避難所の収容人数に比例して運営の困難さも増大しており、このような避難所において代表者を選出し運営していただくことは、大変な重圧のように思います。したがって、避難所開設当初は共同運営し、業務分担、役割分担確立後、自治会等地域団体の協力を得ながら代表者を選出し、自主運営に移行するようなマニュアルとなっております。

最後に4点目、梅雨時期の対策について、用排水路の水位状況を監視できる水位センサーは町

内の何カ所に設置してあるのか、また、事前登録者へのメール配信についてももう少し詳しく説明していただきたい、についてお答えします。

まず、水位センサーの設置箇所数についてですが、3カ所設置しておりまして、水位センサー設置場所は、大字安永秋津川沿いの中井手地区、大字福富秋津川沿いの入道地区、大字福富妙見川沿いの本村地区に水位センサーを設置しております。

次にメール配信についてですが、事前登録された方が最新の水位データが閲覧できるようになっています。また、用排水路堤防の高さを基準としまして、水位がマイナス30センチとなったとき、水位が堤防の高さとなったとき、水位が堤防の高さよりプラス10センチとなったとき、メール配信により注意・警戒・避難を促します。水位センサー設置箇所周辺にお住まいの方へは、メール配信登録方法を記載しました説明書を配布しており、町ホームページにおきましても登録方法を掲示しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 水位センサーに関しては、梅雨時に、昨年は1時間に85ミリ以上の雨が降ったときに、住民の方たちはもう冷や冷やして、車等も水没した事例がありましたものですから、今年はそのようなことが絶対ないように、危機管理のほうで対応をお願いしたいと思います。

次に、木山復興土地区画整理事業に関する事前説明会を、去る4月30日に開催されましたが、その中で、現時点での町の考え方を提示され、5月22日までに、事業に対する意向調査を実施されました。また6月下旬に2回目の事前説明会が実施される予定になっていますが、現時点における意向調査の結果等が分かれば報告をお願いいたします。

また、木山交差点を中心とした周辺地区は、益城町の都市拠点として昨年12月に策定された益城町復興計画にも明記されています。益城町の復旧・復興を考えた場合、この事業が果たす役割は非常に大きなものとなることが予想されますが、住民の方々の意見を慎重に酌み取らなければならない事業であることは間違いありませんし、住民の理解と協力がなければ計画倒れになることが懸念されます。住民の合意形成を丁寧に進めることが実現への早道となると思いますが、町の方針をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、四つ目の御質問、木山地区の区画整理についての、1点目の御質問についてお答えをいたします。

木山地区土地区画整理事業の意向調査につきましては、4月30日住民説明会後に発送し、5月22日までの回答期限で行いましたが、その集計結果について、概略報告させていただきます。

6月6日送付数412人のうち311人、76%の方が回答されており、回答者のうち「賛成」112人・36%、「どちらかといえば賛成」95人・31%、「どちらかといえば反対」37人・12%、「反対」59人・19%、「未記入」8人・3%と、それぞれ出ております。

また、意向調査と同時に、役場仮庁舎にて個別相談窓口も開設させていただき、調査票に御記入いただいた内容もあわせて、皆様方からさまざまな御意見を承りました。意見内容としましては、「安心安全・暮らしやすい町にしてほしい」、「将来子どもの世代のため」、「発災時、道

が狭くて避難できなかったから」、「町・地域の発展のため」、「土地を買ってほしい」など、この事業に一定の御理解をいただき、期待を寄せていただいている一方で、「早急に再建して家族と暮らしたい」、「事業のために何年も持てない」、「減歩に関して理解できない」、「事業の必要性や補償内容が分からない」など、事業に対する不満や不安なお気持ちも素直に伺うことができました。

今後、回答いただいていない残り約100人の方に対して協力を促しながら、一方で地域に入って勉強会や相談会などを開き、住民の皆様の不安や疑問の解消に努めてまいります。また、意向調査の結果を踏まえた住民説明会を今月24日から26日にかけ、ミナテラスにおいて行うこととしております。

2点目の、事業に対する町の方針について述べさせていただきます。

4月14日、16日の発災時の被災の状況と避難の状況を顧みたとき、益城町の中でも特に木山地区におきましては、建物被災が甚大で道路も狭隘で、避難が非常に困難であったこと。また、避難する場所もなく、役場に逃れて来られた住民の方々も数多くおられたことは、今でも鮮明に思い出されます。このような状況を残したままの、木山地区の復興は、絶対できないと思うものです。この木山地区の復興をなし遂げるには、地域全体の面的整備を図らなければなりません。

また、意向調査では回答者の約3分の2の方々から区画整理の必要性について一定の御賛同をいただいていることから、その手法としまして、私は区画整理事業による整備が、最も住民の皆様のお気持ちに叶えるものと信じております。

しかしながら、この事業を進めるに当たっては、先に申し上げましたとおり、事業に対する不安をお持ちの方もおられることから、相当の困難も予想されます。また、仮設住宅での生活を続けておられる方々に、長期にわたって不自由な生活を強いてしまうこととなり、心苦しく思う次第です。そのためには、町民の皆様に丁寧の説明を行い、少しでも不安を解消するよう努めてまいります。

私は、この木山地区の将来の礎を築くため、木山地区の皆様、さらに益城町の皆様にとって誇れる地域、自慢できる地域を実現したいと思うものです。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今後の対応について、未送付の約100名の地権者の方々に對して、町職員が出向いてでも、意向調査を行うべきであると思います。最初が大事であります。地権者の皆さんのボタンのかけ違いがないよう、丁寧な対応をお願いするものであります。

また、提案であります。地権者の方々にもっと分かりやすい区画整理事業のイメージ図等、明示したほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問についてお答えします。

今後の対応について、未送付の約100名の地権者に対し、町職員が出向いてでも意向調査を行うべきだという意見。地権者の皆様に丁寧な対応をお願いするという意見。また、地権者に

対して分かりやすいイメージ図等を明示したらいかかとの提案ありましたことについて、お答えをさせていただきます。

未送付の方につきましては、5月31日に提出依頼をはがきで行っておりまして、6月8日現在、未送付者は82名となっております。今後は、戸別訪問や地区別に勉強会を行うなどの手法をとりながら、回収率を上げていきます。また、事業の円滑な実施に当たっては、御指摘のとおりできるだけ分かりやすく説明を行うため、御理解を深めていただけるような資料を提示できるようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、私は今年の3月の中旬ごろ、仮設住宅に住んでおられる一人の御婦人から、住民相談を受けました。その内容は、各仮設住宅から小中学校へ通学するためのスクールバスの運行をお願いしたいとのことでありました。

その御婦人は現状としてテクノ団地から広安小学校へ通学するのに、路線バスを利用しなければなりませんが、それにはさまざまな問題があるとのことでありました。子どもへの危険の問題として、各小学校の子どもが乗り合わせるので、おりるバス停を間違いやすい。乗りおりを間違えないようにと緊張し、通学自体がストレスとなり、学業に影響する。不審者等に対し無防備である等々。また提案内容としては、スクールバスには、ボランティアが一人添乗し、どこのバス停で誰が乗り、どこの学校でおりるということを把握しておき、小学生の声かけをしてもらうことなど、非常に細かいところまで気を使っておられました。

そこで私は、各小学校へ行き、現状がどうなっているのか把握してまいりましたが、時期が年度がわりの月であり、各小学校とも正確な数は家庭訪問が終わる5月の連休明けまで待つてほしいとのことでありました。そして、テクノ団地の地域支え合いセンターであるキャンパス熊本さんにもお願いして、協力してもらえる保護者のボランティアの手配等依頼してまいりました。その結果、各小学校への登下校には、それぞれ1名の見守り担当の方が、6月まで新入生の子もたちにつくようになりました。

そこで、仮設住宅に住んでいる小学生の登下校について、各小学校の実態と町の施策についてお伺いいたします。

また、小中学校の子ども議会の開催についてお伺いいたします。子ども議会は2年に1回実施していたものと記憶していますが、今回の震災を受け、開催ができなくなったものと思われます。今回・仮会議場もでき、子どもたちの町の未来像も聞くことができ、新しい発想も聞ける子ども議会の開催を要望するものですが、その実現に対する町の方針をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 教育長の酒井でございます。

7番吉村議員の五つ目の御質問の1点目、仮設住宅に住んでいる小学生の登下校について、各小学校の実態と町の施策はどうなっているのか、との御質問についてお答えいたします。

震災以来、小中学生の登下校につきましては、議員の皆様方や地域の皆様方には多方面から御支援いただき感謝申し上げます。

中学校におきましては、まだまだ十分な復旧ができておらずに、各学校によりましては通常の登下校ができていない状況が続いております。

小学生につきましては、現在18カ所の仮設団地のうち、16カ所の仮設団地に171名が暮らしているところであります。

次に、各学校の実態でございますが、飯野小学校は、六つの仮設団地に13名おり、そのうち徒歩通学が11名、タクシーでの登下校が1名、自家用車での登下校が1名です。広安小学校では、八つの仮設団地に51名おりまして、徒歩通学が30名、路線バスでの登下校が15名、自家用車での登下校が6名です。また津森小学校では、三つの仮設団地に22名おりまして、徒歩通学が3名、スクールバスでの登下校が14名、タクシーでの登下校が3名、その他の交通手段の登下校が2名です。益城中央小学校では、七つの仮設団地に63名の小学生がおりまして、徒歩通学が4名、路線バスでの登下校が50名、スクールバスでの登下校が2名、自家用車での登下校が4名、その他の手段での登下校が3名でございます。最後に、広安西小学校では、六つの仮設団地に22名の小学生がおりまして、徒歩通学が11名、路線バスでの登下校が6名、自家用車での登下校が5名となっております。

次に、町の施策はどうなっているかとの御質問でございます。

まずは、校区内にある仮設団地からの通学は、徒歩を原則としているところであります。校区外の通学につきましては、バスの定期路線を利用できる場合は、通学の定期券の補助を行っております。バスの定期路線を利用できない場合につきましては、スクールバスまたはスクールタクシーを運行しているところでございます。なお、テクノ仮設団地から津森小学校への通学につきましては、校区内ではありますが遠距離でありますために、スクールバスを運行しております。また、木山仮設団地から益城中央小学校へ通う児童につきましても、通学路の復旧ができておりませんために、路線バス使用での登下校となっており、通学の定期券の補助を行っております。

そのほか、県道熊本高森線より北側の地域から益城中央小学校に通う児童につきましては、これも、安全な通学路の確保が困難な状況であるために、スクールバスを運行しております。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたように、テクノ仮設団地からの路線バスで益城中央小学校、広安小学校、広安西小学校に通う1年生につきましては、先ほど6月までと言われたかと思いますが、そのような、バスになれるまで、キャンパス熊本さんや保護者の方々の御協力を得て、児童の安全な通学を確保しようとしているところであります。以上が1点目の質問でございます。

それから、吉村議員の五つ目の御質問の2点目、子ども議会の開催について町の方針はどうなっているかについて、お答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、従来、子ども議会は、2年に1回実施されてきているところでございました。本来でございますと、昨年実施の予定でございましたが、昨年度は熊本地震により中止になったところです。現在、熊本地震以来、各小中学校におきましては、児童生徒の笑顔や元気を取り戻すために、他県の児童生徒との交流やいろいろなイベントの開催などに取り組んでいるところであります。

今後はさらに、今回の震災を契機に、各小中学校におきまして、今回の震災を教訓にして防災教育等を充実させていく必要があります、子どもたち自身が主体的に取り組む機会が求められます。そのような状況の中で、今年度、子ども議会を実施することは、子どもたちならではの柔軟な発想や考えを聞くことのできる一つの重要な機会であると捉えております。また、益城町の子どもたちが、町の復旧・復興に関心を持ち、自分たちも町の一員であるという自覚を喚起する上でも、重要な機会あると考えます。

教育委員会としましては、今後子ども議会の開催に向けまして、各小中学校や役場各課との連絡調整を図りながら、前向きに検討させていただきたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 教育委員会として、小学生の登下校について、その安全な体制をしっかりとっていることに安心をいたしました。

また、子ども議会の開催については、ぜひとも前向きに検討していただき、震災1年が過ぎ、子どもたちの生の声を子ども議会で聞けるよう御配慮をお願いするものであります。

最後に、今一度確認をさせていただきますが、子ども議会の開催は、今年の夏休みの開催はできますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） ただいま吉村議員の2回目の御質問についてお答えいたします。

現在、子ども議会の開催につきましては、夏休み中の開催に向けて鋭意取り組もうとしているところでございますので、今おっしゃいましたように、できるだけ早い機会に子どもたちの意見を聞く議会を開催したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 大変に前向きな回答ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下田利久雄議員の質問を許します。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） おはようございます。2番下田でございます。今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。また、傍聴席には、町政に関心を持っていただき、まことにありがとうございます。それでは質問席に移らせていただきます。

本日の質問は2点です。災害公営住宅と定住促進について質問いたします。

1点目の災害公営住宅については、同僚議員から詳細な質問がありましたが、地震後1年以上経過し、仮設住宅、みなし住宅等で住居については不十分な生活の中ではありますが、ほぼ完備していると思っております。災害復興委員会や新聞報道で、災害公営住宅を300戸建てるということですが、地区ごとの具体的な場所が分かっていたら教えていただきたいと思います。

1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の一つ目の御質問、災害公営住宅についての1点目、300戸の内訳と建設場所について、お答えをいたします。

平成29年3月に災害公営住宅を、当面の供給します方針を300戸として、供給方針を出したところです。建設場所につきましては、平成28年12月に行いました「今後の住まいの意向に関するアンケート」の結果をもとに、各校区に、飯野地区20戸、広安西地区70戸、広安地区90戸、木山地区100戸、福田地区10戸、津森地区10戸をめどに建設予定としています。

現在は、ライフラインの整備状況などを考慮し、用地選定と土地の鑑定評価を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

具体的な場所ってのは、まだ決まっていないんですかね。津森はこの辺とかまでは、まだ分かっていないという状況ですか。

災害復興住宅建設委員会っていうのが復興委員会で設置されておりますが、予算化もされておりますが、今後の活動とか、その辺がちょっと具体的に分かっていたら教えてもらいたいと思います。

（自席より発言する者あり）

しかもですね、2回目の、2回目ちゅうか、解体申請数が3,600棟のうち、現在3,000棟が解体工事が終了しているとのことですが、3,600棟全部が住居とは思いませんが、公営住宅300戸は自力で再建される方を除いても少な過ぎると思います。公営住宅300戸ということで、執行部は希望される方があれば建てると言っていますが、それでは遅すぎると思っております。入居希望をとられたときのアンケート内容と回収率を教えてくださいと思います。

ある程度、吉村議員のとき、ちょっと分かりはしましたけども。内容のほう。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員のアンケート回収率と公営住宅の希望内容について、お答えをいたします。

アンケートの回収率につきましては、仮設住宅及びみなし仮設住宅の入居者・対象者2,769件に対しまして、回答は1,918件、回収率69.3%となっております。その中で、災害公営住宅入居者だけを希望されました件数は333件となっております。

今後、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、「先導的官民連携支援事業」の中で2回目のアンケートの調査を行い、現状を把握していき、整備戸数などを見直しすることと

しております。

なかなか遅いという話もあったんですが、こちらにつきましてもですね、やはり仮設住宅の入居年数等もございますので、しっかりですね、スピード感を持って進んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

では、先ほど質問いたしました災害公営住宅の建設の予算化されている仕事内容等、その辺をちょっと説明してもらいたいと思います。

議員の中で5人か6人。

（自席より発言する者あり）

災害復興委員会の中でですね、災害公営住宅設立委員かな、の4名か5名、決められておりますが。

（「それは、この議会の話じゃないので、要は予算化されてる部分で」と呼ぶ者あり）

○2番（下田利久雄君） 私もその委員になつとりますが、どがんせにゃんか分からんもんでね。予算化されておりますので、今後のどういう仕事をどういうふうにやっていくのかっていうのを説明してもらいたい。

（自席より発言する者あり）

○議長（稲田忠則君） 杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君） 申しわけございません。復興整備課の杉浦でございます。下田議員の3回目の御質問に対しましてお答えいたします。

復興特別委員会のほうでですね、整備戸数とか整備場所については報告はさせていただいておりますけれども、今後も建て方、いろんなことにつきまして御報告しながらですね、整備を進めていきたいというように思っております。

供給の場所についても、先ほど言われましたけれども、大体この位置だというふうなことで示しておりますけれども、今現在まだ地権者等の交渉の段階で、ここっていうふうなのを示すことはできませんけれども、ある程度このあたりだということでは、特別委員会の中でも一応説明はしていると思いますけれども、そういうところで今絞りながらやっているという状況でございますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 下田議員に申し上げます。ただいまの発言は質問の範囲をですね、超えておりますので、一応通告にですね、してあるですね、内容の中でですね、しっかりとした質問をしていただきたいと思います。

○2番（下田利久雄君） はい。答弁ありがとうございました。

では、2点目の質問ですが、定住促進住宅について町指導で福田地区に約60戸、飯野地区に約50戸の新築住宅が建っております。住民も増え、定住促進事業の成果だと思っております。定住促進事業は、平成23年から平成27年の5年間実施され、さらに平成27年から平成30年までの3年間延長されました。来年度はその期限が来ていますが、今の状況では、人手不足、資材高騰とな

かなか厳しい状況ではありますが、この際に移住してこようという方もおられますので、期限の延長と予算化を希望いたします。

（自席より発言する者あり）

津森地区においては、さきの一般質問のとき、執行部は上下水道の整備が終わっていないからとのことで、津森地区においては定住促進はなされていないということでもありますので、上下水道の整備の状況と期限を教えてほしいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の御質問の、定住促進住宅についての1点目の御質問につきましては、町定住促進補助金制度についての御質問と理解してお答えさせていただきます。

議員御存じのとおり、町の定住促進補助金制度は市街化調整区域内の飯野、福田、津森の各校区に中学生以下の子どもがいる若年世代の移住・定住を促進することで、地域の活性化を支えますことを目的としております。本制度につきましては、宅地分譲という民間の活力を活用しながらの運用が主になっており、制度の開始から本年5月末までの申請ベースでの実質増加数は、津森校区への転入者37名、うち中学生以下13名、飯野校区への転入者210名、うち中学生以下99名、福田校区への転入者282名、うち中学生以下134名となっております。

なお、本制度は当初平成23年度から平成27年度までの5年間を実施した後、平成27年度に見直しを行い、現行の実施期間は平成30年度までとなっております。また、助成金を交付しておりますので、平成30年度以降につきましては、期間の終了前にはその効果を検証し、実施期間の延長の必要性などを検討することとしています。検討に当たりましては、検証結果とあわせまして財政・水道・下水道などのインフラ整備、保育所・幼稚園・小中学校の運営なども重要な要素になるものと考えております。

次に、2点目の上下水道の設置は、についてお答えをさせていただきます。

上下水道につきましては、上陳・下陳地区が地震で甚大な被害を受け、応急的に給水をしておりましたが、今回災害復旧におきまして、耐震化による布設がえ工事が平成29年5月中旬に終了しております。津森校区におきましては、現在上水道の未復旧地域はございません。

続いて、現在の津森校区の下水道整備につきましては、寺中・田原・小谷の一部の整備が終わっているところでございます。また、昨年の熊本地震により中断しておりました小谷地区の整備を今年度から再開し、今年度は堂園・上陳地区の一部も整備する予定です。しかしながら津森校区全域の整備終了までには、平成32年度まで時間を要することから、定住促進住宅が下水道整備区域であればすぐに下水道へのつなぎ込みが可能であります。未整備区域であれば供用開始までの期間は合併処理浄化槽による対応が必要となるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございます。早急に下水道の整備を図ってもらいたいと思っております。終わります。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

次に、松本昭一議員の質問を許します。

4 番松本昭一議員。

○4 番（松本昭一君） こんにちは、4 番松本です。今日は一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。また、傍聴席の皆様、大変お忙しい中おいでいただき、感謝を申し上げます。職員の皆様も、昨年の熊本地震からの復旧・復興に向けて、さまざまな工夫と最大限の努力をさせていただいております。心から敬意を表します。

私の質問は、1、住まいの確保支援について。2、地域防災計画、行動計画について。3、町民の健康づくりについて。以上3点について質問をさせていただきます。それでは、質問席に移らせていただきます。

1、住まいの確保支援について、質問します。

早いもので、2度の激震から1年と2カ月が経過しました。これからは、復旧・復興の取り組みに加え、新たに住まい再建の課題が顕在化してくると思われます。昨年12月に策定された益城町復興計画においても、生活再建に向けた支援は「一人ひとりの復興プロジェクト」の中で明確に位置づけがされているところであります。応急仮設、みなし仮設、在宅の被災者が抱える問題は、復旧・復興の経過とともに変化し、特に生活弱者に集中的にあらわれてくると思われます。そのため、現状の課題や時間軸による変化を想定しながら、課題解決に向けた支援体制を築いておくことは、緊急の課題であると考えます。

被災者に対する適切な支援が行われなかったり、遅れることになれば被災者の生活再建の障害になったり、少なからず町の魅力が失われ、人口流出の一因にもなりかねません。

そこで町長に質問します。住まい再建に向けた支援の取り組みを、具体的にどのように考えておられるのか伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4 番松本昭一議員の、住まいの確保支援についての御質問にお答えをさせていただきます。

仮設住宅、みなし仮設住宅、半壊以上の在宅住宅を提供をし、見守りと必要な支援を行っております。地域支え合いセンターが昨年10月に発足しております。その活動状況や町民の皆様の健康状態などを、毎週開催している事務連絡会議及び個別ケース検討会議により随時把握をしております。

また、これらの会議では、解決に結びつかない支援の制度設計が必要な重要事項が発生した場合など、関係各課が集まる生活再建支援会議を設置しておりまして、解決策に向けた検討ができる場を設けております。

さて、議員御質問の住まい再建に向けた取り組みにつきましては、「住まいの相談総合窓口」の設置に向けて検討をしているところでございます。あわせて県が作成しました「住まいの再建ガイドブック」に基づく研修を、地域支え合いセンターを対象としまして実施し、支援員が住宅訪問の際に住まいの支援の情報を詳しく説明することができるよう指定します。

これらのことを実施することにより、住民一人一人、世帯一つ一つの状況や希望に寄り添い、それぞれの置かれた状況に応じて必要となる支援を実施し続けることで、一人一人の復興の実現

につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。

「住まい確保相談窓口」の設置が検討されているということなので、ひとまず安心いたしました。被災者の中には資金計画に見通しが立たない方はもちろんのこと、自力再建ができる方においても、4車線化や土地区画整理事業の影響、内水はんらんや狭隘道路の対策、宅地復旧など、事業の長期化や詳細なロードマップが示されず、不安を抱え生活されている被災者がたくさんおられます。早急に「住まい確保相談窓口」を設置していただき、丁寧な個別支援や課題解決に当たってほしいと思います。

続きまして2番目の、地域防災計画・行動計画についてお伺いします。

行政も住民も、熊本では大きな地震は起きないと、今思えば根拠のない思い込みにとらわれていたと思います。昨年の熊本地震において、同程度の大きな地震は、日本列島のどこでも起こり得ることを改めて知る機会となりました。この困難な、だが貴重な経験を一過性のものとして終わらせてはならないと思います。このたびの経験から、行政は震災直後、数カ月後、1年後で、どのような問題が発生し、どのように対処してきたのか、あるいはすべきだったか。また、他の自治体やNPO等からどのような支援を仰ぐべきだったのかなどの検証が急がれると思います。

将来どこかの地域や自治体で経験するであろう震災対策の先行事例として、貴重な情報発信になるし、さまざまな形で支援をいただいた全国の自治体やNPO等と多くの皆さんに対する恩返しになると思います。

そこで、災害後の対応検証の進捗状況と、検証結果を具体的にどのように活用していくのかを伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員、二つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど7番吉村議員の御質問にお答えをさせていただいたとおり、今回の震災による検証結果を踏まえ、地震など大規模災害対応に即した地域防災計画とするため、今年度において業務継続計画や人的・物的の応援要請、受援計画などを策定し、来年度におきまして議員の皆様をはじめ、町民の皆様にお示しする予定です。

災害に強いまちづくりとしましては、被災しました避難所等公共施設等を整備、避難路となる道路や上下水道など公共インフラ等ハード面の本格復旧に加え、今回の地震において痛感しました自助・共助の重要性を踏まえ、地域防災のかなめとなる自主防災組織の育成に取り組みたいと考えております。さらに公助の基本となる町職員の意識改革を進めていきたいと考えております。

さらには、町職員や住民の皆様の熊本地震における記憶の継承が大事であると考えております。災害は、いつか必ずどこかで起こるものということを、常日ごろから意識し、防災訓練や講演会、防災教育など、熊本地震を風化させないことが災害に強いまちづくりを目指す上で大事だと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。具体的な活用方法は理解いたしました。

今後、益城町において、いつ大きな災害に見舞われるか分かりません。今後も災害に対する備えを十分行っていただきますようお願いいたします。

それでは、3番目の町民の健康づくりについて伺いたいと思います。

今回の震災により多くのスポーツ施設が被災しました。特に、総合体育館、町民体育館、陸上競技場、サッカー場、益城町民グラウンド、福田町民グラウンドなどが被災し、津森、飯野町民グラウンドも仮設住宅用地が建設され利用できません。

震災から1年が経過しましたが、余震が来るたびに恐怖を感じる状況で、心のダメージはまだまだ癒えません。これからは、震災で傷ついた心を癒やすためにも、運動や好きな趣味に取り組むことが大切であると考えます。中でもスポーツの持つ力は大きなものがあると思います。そのためには、被災したスポーツ施設の整備が急務であると考えます。被災したスポーツ施設の整備のスケジュール、施設が整備されるまでの健康づくりについて、どのように取り組まれるかお尋ねします。

また、保健福祉センターの健康づくりルームが7月から再開されますが、これまで益城町総合体育館トレーニングルームを利用されていた方たちが利用されることが予想されますので、総合体育館のランニングマシンやエアロバイクを保健福祉センターで使う考えがないか伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の三つ目の御質問の町民の健康づくりについてのうち、まず被災したスポーツ施設の整備スケジュールについてお答えをさせていただきます。

昨年の熊本地震により、スポーツ施設などが被災し、またグラウンドなどは応急仮設住宅用地として使用しているため、運動できる場所が少なく、町民の皆様の健康に影響が及んでいますことから、一日でも早くスポーツ施設を復旧整備し、使用できるようにしなければならないと考えております。

スポーツ施設の中で、まず益城町総合体育館につきましては、現在国と解体・建てかえの最終協議に必要な設計を行っているところでございます。現時点では、明確な復旧時期をお答えすることはできませんが、できるだけ早く復旧しなければならないと考えております。

次に、益城町民体育館ですが、解体に向けて検討を行っているところです。次に、陸上競技場、サッカー場、テニスコートにつきましては、国の災害査定が終了しておりますので、今年度中に復旧工事に入る予定です。町民運動場の津森町民グラウンド、飯野町民グラウンド、広安第一町民グラウンドにつきましては、現在応急仮設住宅用地として使用しておりますので、グラウンドとして復旧できるに見通しは立っておりません。

しかし、津森町民グラウンドの駐車場兼グラウンドゴルフ場や駐車場につきましては、今回補正予算に計上させていただいておりますが、被害状況の調査を行い、国の災害査定後今年度中に復旧工事を行う予定としております。また、益城町民グラウンド、福田町民グラウンドにつきましては、現在被害状況の調査設計中ですので、国の災害査定後復旧工事に入ることになります。福田町民グラウンドにつきましては今年度中、益城町民グラウンドにつきましては平成30年度中

の復旧を目指しているところでございます。このように、現在使用できる町民運動場がありませんので、黒石崎仮設グラウンドを整備し、平成29年2月から一般の方への貸し出しを行っているところでございます。

次に、町民の健康づくりについての御質問にお答えをさせていただきます。

保健福祉センターでは、現在改修を行っており、町民の皆様には御迷惑をおかけしているところでございますが、多目的室など一部の使用、貸し出しは開始しております。地震発災後、健康づくりルームは使用できませんでしたが、7月から一般利用を再開し、あわせて40歳から70歳を対象に健康運動指導士による「笑顔で運動教室」を、栄養士による「簡単ミニ講座」を開催することとしております。

また、総合体育館の運動器具の保健福祉センターでの使用につきましては、保健福祉センターにも運動器具を設置していますので、空きスペースが余りありませんが、総合体育館のエアロバイクを複数台移設し、町民の皆様に利用していただき、健康づくりに役立てていただきたいと考えています。

そのほかに、調理室につきましては、破損した食器などを補充して、8月から貸し出しや、夏休み子ども料理教室や栄養教室などを開催し、町民の皆様の健康づくりに努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。

来月の7月8日・9日に郡民体育祭が開催されます。本町からもたくさんの選手が出場されます。練習場がないために大変な苦勞をされていると思います。一日でも早くスポーツ施設の整備が進みますように心からお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） こんにちは。1番上村でございます。今回、一般質問の機会を与えていただきまことにありがとうございます。また、傍聴席の皆さまにおかれては、日ごろより議会に関心を持っていただき、感謝申し上げます。

本日は、伝統行事・郷土芸能等の伝承・保護について一つ、また、震災遺構保護・保全について一つ、農作物の獣害被害対策に対する支援について一つ、の以上三つについてお尋ねしたいと思います。それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、早速1点目の伝統行事・郷土芸能等伝承・保護について質問させていただきます。

昨年、未曾有の震災を受け、益城町は大きな被害をこうむりました。そこで改めて気づかされたのは、人と人との絆であり、特に地域のコミュニティの大切さでした。

その地域コミュニティを育むものの1つに伝統行事や郷土芸能があります。地域に伝わる、そういった伝統や文化は、将来に受け継がれるべき大切な財産です。地域の住民は、その地域が持つ歴史や伝統芸能等の文化について積極的に理解を深め、それを次の世代に守り伝える継承者としての役割を担っております。もし、地域文化の伝承が途絶えてしまうと、全国的に共通の文化に飲み込まれ、地域の個性がなくなるとともに、住民相互間の連帯性が弱まり、ややもすると郷土意識さえも失われていくことになると思われます。そうすると、そこで暮らしてきた住民自身においても、地域に魅力を感じたり、関心の目を向けることもなくなるのではないのでしょうか。地域文化とは地域社会の命脈と言えるのかもしれませんが。

そういった役割の一つを担う地域の伝統行事や郷土芸能。益城町では、益城太鼓保存会に属する、弾正太鼓・紅太鼓・広崎雨乞い太鼓。それに、砥川阿蘇神社に奉納してあり、400年前の飢饉・疫病がはやった際、これを鎮めるために奉納したことが由来とされる、砥川の獅子舞。現在は、五穀豊穰祈願・無病息災のため奉納され、大字砥川を3区分し持ち回りで行われています。木崎荒帆宮の秋祭りのときに奉納され、以前は奉納後各小字を回っていた木崎の獅子舞、紫雲山明覚寺の観音さんの命日に奉納される、県内でも珍しいとされる寺獅子の南の獅子。400年ほど前の、当地の戦国武将である木山弾正を奉った、弾正祭。そして、お法師祭。

お法師祭りについては、少し説明をいたします。伝説によれば、天宇受売命が猿田彦命の案内で益城町杉堂地区に降臨され、それ以来、津森神宮周辺の12地区の氏子地区を1年ごとに巡幸するようになったといい、そのため御神体は神殿を持たず、毎年毎年御仮屋住まいです。益城町の津森神宮周辺の益城町、西原村、菊陽町の3町村、12地区にまたがってお法師祭りは開かれます。

祭り自体は600年ほど続いているといわれており、1年間の御仮屋暮らしを終えた神様が、みこしに乘せられて次の地区に移動するという、この日がお法師祭り当日となります。この日は、みこしを次の地区に受け渡す前に、地区の人たちは、みこしを投げたり、落したり、転がしたりと、何とも手荒い扱いをします。これは、1年間その地域を守ってくださった荒神様への深い感謝の気持ちと、12年に1度しか巡ってこない神様への名残惜しさを込めた儀式であり、祭り最大の見せ場でもあります。益城町では、平田下・中・上、田原、小谷、杉堂と受け持ち巡っていきます。

地区の住民にとって、神様をお迎えするのは12年に1度であり、前回の祭りで笛や太鼓を教わった子どもたちは、大学生や社会人になっております。時の経過の大きなこともあり、地区の住民が一体にならないとできない祭りでもあります。今年の10月には平田地区で、神様の受け入れ、お法師祭りとなります。

このように地域の伝統行事や郷土芸能は、地域に根づいたものであり、地域のコミュニティづくりには欠かせないものでもあります。しかし、開催に当たっては多少なりとも費用が必要であり、震災の影響や、高齢化、住民の減少等もあり、費用の捻出は負担となっております。そこ

で、伝承・保護の観点から補助金や助成金等の制度の創設はできないでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） ただいまの1番上村議員の1回目の伝統行事・郷土芸能等の伝承・保護についての御質問にお答えいたします。

伝統行事、それから郷土芸能等を継承し、その価値を地域住民の皆様と共有することは、これは本当に地域のコミュニティーを構築し、郷土愛を醸成させることにつながるというふうに考えています。益城町でも数多くの伝統行事・郷土芸能等がありますが、その伝統行事等が、議員がおっしゃったように、熊本地震の影響や少子高齢化の進展、地域の人口の減少等により、その維持が難しくなっている状況がございます。

特に多額の費用が伴うお法師祭りは、地元の御負担が大変だと思っております。今回の熊本地震後、地域のコミュニティーの大切さを痛感したところでございます。今後地域コミュニティーを再構築する上でも伝統行事等は守っていかなければならないと考えておるところです。

議員御指摘の、伝統行事・郷土芸能等の伝承・保護に伴う補助金や助成金の制度の創設につきましては、適用範囲を精査・研究しながら今後検討いたしたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。ここでは、地域の伝統行事・郷土芸能の一つの例として、お法師祭りを例に質問しておりますが、教育長御存じのとおり、お法師祭りは多額の費用が伴います。祭りは1年がかりとなり、神様の受け入れ前に1年間お住まいになる御仮屋の新築。子どもたちは笛・太鼓・踊りの練習、そして受け入れ。年間数回の神事を経て、1年後次の地区への引き渡しとなります。そこで最大の見せ場となります。みこしを投げるようになった理由ははっきりとは分かりませんが、伝説の天宇受売命は勝気な性格で荒神様ともいわれていることから、みこしを投げるようになったのではという説もあります。

菊陽町等でも、若干は助成金があると聞いております。祭りの内容が内容であるだけに、50万円から数百万円かかることもあるようです。地元でも通常であれば、積立金等計画して頑張っていますが、震災で被災した公民館の補修などあり、地区の経済状況も決してよくはないのが見てとれます。

今年10月からは益城町に回ってくる祭りでもありますので、早急な検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番上村議員の一つ目の、2回目の御質問に答えさせていただきます。

この伝統行事・郷土芸能等の継続・保護につきましては、お法師祭りが巡行する菊陽町では、町指定無形文化財として当番が回ってきた集落に維持費等の名目で、また西原村では、お法師祭りの関係地区にコミュニティー維持の名目で補助金を交付しておられるようです。そのほか郡内では御船町、嘉島町、山都町で無形文化財等に後継者育成等の名目で補助金を交付しておられる

ようです。

熊本地震で地域住民の多くの皆様が被災されており、10月には平田地区のお法師祭りがあるということで、その補助金につきましては、しかしながら予算が伴いますので、関係部署との検討を今後させていただきたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 2回目の答弁ありがとうございます。他町村の例については分かりました。

これまで説明しましたように、何分多額の費用が予想されます。お法師祭りににつきましては、12年に1度の祭りでもあります。御検討よろしくをお願いいたします。

また、この補助金制度の創設に当たっては、地域が復興し、地域コミュニティの力が発揮できるようにするまでは、手厚い御支援をいただきますように切にお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問に移りますが、その質問に入ります前に、まず、昨年の熊本地震におきまして、犠牲になられた方々の御冥福を、心よりお祈り申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

賛否両論ある内容かと思いますが、これから未来・将来へ向けて、前向きに考えていくことも必要だと思います。

それでは、震災遺構の保護・保全について、二つ目の質問になります。

今回の地震による被害の大きさ、悲惨さ、教訓などを後世に伝える残存物として震災遺構があります。東日本大震災では、津波で流されなかった「奇跡の一本松」をはじめ、被害を受けた学校や役場、駅舎、宿泊施設、それに漁船や鉄道車両等多くの遺構があります。これらを後世に残すことで、大災害の記録、記憶の伝承、慰霊や防災・減災の啓発など、効果が期待されています。

保存の方法としては、完全な形で現地保存や移設保存、記念公園などの部分保存、また、写真や映像としての保存などあるようです。これまでの遺構としては、中越地震で脱線した上越新幹線とき325号移設保存、阪神淡路大震災で残った防火壁、俗に神戸の壁と呼ばれるものですが、移設保存などがあります。

さて、1点目の質問です。本町でも震災遺構保存の話を耳にしますが、現在町に幾つの震災遺構があるのか。それは、どのような保存方法で幾つくらいを残せるのか。その構想計画を伺います。

そして、2点目。福田校区谷川地区の益城町文化財に指定されている断層についてであります。庭先を走る70センチほどの、段違いの横一線の断層が露見し、断層上に建つ傾いた小屋、そして母屋が震災当初のまま残されています。専門家によると、特に福田地区の断層は、右ずれと左ずれが同じ敷地にあらわれる、学術的にも極めて珍しい現象だと聞いております。

そこで2点目の質問ですが、阪神淡路大震災での震災の記憶を風化させないための震災遺構として、また教訓を末永く後世に伝えるための施設として、野島断層保存館がありますが、ありのままを保存するということで、地震の脅威とすさまじさを感じていただき、地震災害に備える大切さを伝えるという意味では、非常によい保存の形だと思います。地域活性化の引き金となるよ

う、ぜひそのような構想や計画をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番上村議員の二つ目の御質問の 1 点目、どのような形で保存なのか、その構想計画を伺う、についてお答えをさせていただきます。

全体会議においては明確には定まっておられません。具体的にはこれから立ち上げを予定しています記憶の継承検討推進委員会の中で、その保存と活用方法につきまして検討していきたいと考えています。震災遺構の保存は、復興計画のシンボルプロジェクト、日本の防災・減災をけん引するまちづくり復興プロジェクトの中で、記憶の継承の取り組みの一環として実施することとしています。

本プロジェクトのこれまでの動きとしましては、県・大学・町関係課との合同会議などを実施し、記憶の継承の基本方針を整備してきました。

記憶の継承の内容につきましては、次の四つの記憶を継承したいと考えています。一つ、命の記憶。熊本地震によって失われたとおとい命について追悼の思いとともに記憶する。二つ目として、暮らしの記憶。熊本地震によって日常の何気ない生活が大きく損なわれ、地震が暮らしに与えた影響を地震の脅威とともに記憶する。三つ目が、活動の記憶。震災発生後、町内外の多くの方々によって、日常を取り戻すためのさまざまな活動が行われています。復旧・復興の歩みとともに、その活動の内容や課題を記憶する。四つ目が、大地の記憶。平成28年4月14日、16日に発生しました地震と、それによる益城町の大地への影響を、益城町の大地の特徴とともに記憶する。

これらの四つの記憶を継承する方法としまして、各種の事業を復興計画に記載しておりますが、その一つとして震災遺構の保存・活用を挙げています。これは益城町における地震と、それによる被害を後世に伝えるために、震災によって被害を受けた一定の現物、震災遺構、及び記録を保存し、伝えていくものです。これは大地の記憶に基づいております。

これらのことを総合的に検討していくため、冒頭に申し上げました委員会を設置し、記憶の継承の取り組みを推進してまいります。この会には有識者や住民の方はもちろん議員にも参画いただきたいと考えておりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1 番上村議員の二つ目の御質問の 2 点目の、福田谷川地区の震災遺構保存とあわせての、周辺を含めた地域活性化開発提案というところの御質問にお答えをさせていただきます。

益城町の震災遺構は、平成29年4月21日時点で25件ございます。復旧復興に影響のない範囲で、関係者と同意を得られたものにつきましては現状保存、困難なものについては写真や図面等による記録保存を検討しておるところでございます。震災遺構の中でも、議員がおっしゃったように、特に学術的な価値づけがなされている布田川断層の杉堂地区にある潮井神社の断層、谷川地区にある隣家内の地表断層につきましては平成28年6月に、また堂園地区の畑の地表断層につきましては平成29年6月に町指定文化財、天然記念物として指定しておるところでございます。

この3地区につきましては現状保存と、町指定文化財から国の指定文化財、天然記念物への昇

格を目指しており、今後は布田川断層を活用した防災・減災教育、環境教育の教材として旅行会社等との連携をしながら、関係部署等との連携を図りながら、交流人口の拡大や経済効果につながるような企画を検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

4月時点で25件、写真や図面による記録保存については分かりました。また、検討委員会のほうでさまざまなことで検討しているということも分かりました。ただ、教育長答弁の中で現状保存というのがありましたが、これはあくまでそのままにしておくということなのか。今一度説明のほうお願いいたします。

また、福田の谷川地区断層については、町指定文化財から国指定文化財、天然記念物への昇格を目指しておられるということで、今後はそういった断層遺構を活用した防災・減災教育、環境教育等に活用すべく旅行会社等との連携、並びに関係課等との交流人口の拡大や経済効果につながるような企画を検討したいという考えである、ということで理解いたしました。

2回目の質問の前にですね、この谷川地区断層の位置関係について説明をしておきます。

谷川地区断層はなだらかな丘陵地の集落内にあり、付近は梨・柿・ミカン等、果樹の栽培が盛んに行われています。また、南西側約200メートル付近に、被災した第5保育所があり、そのすぐ横には真新しい住宅が並ぶ田中団地。第5保育所付近西側には益城町公民館福田分館や福田郵便局に囲まれた形で田畑等の農地が広がっています。そして、この付近は益城町復興計画によるコミュニティー拠点として位置づけられております。

そこで質問といいますか、要望に近い形の提案なんですけど、まず、谷川地区断層及び一団の傾いた小屋、民家については、阪神淡路、これの北淡震災記念公園、野島断層記念館のようにきちんと建物で覆った形での保存方法にしてはどうかと思います。ありのままの断層保存とあわせて、映像や画像記録の展示ほか、移設できるような遺構を集積展示し、語り部を置く。どうでしょうか。

先ほどの答弁にありましたような、断層を活用した防災・減災教育、環境教育の教材としての旅行会社との連携や、関係課との交流人口の拡大や、経済効果等につながるような企画を検討したいということでは、考えに合致するものと思います。

この益城町には、阿蘇くまもと空港があります。立地条件を生かして計画すれば、2度の震度7に見舞われた町ということで、修学旅行生、学生の防災・減災教育、また環境教育等にも生かし、また、世界的にも例がないことから外国人による観光客など見込めるのではないかと思います。ちなみに、北淡町の野島断層保存館の入場者は、今年の3月時点で890万人に達したと聞いております。

また、現地は大きな駐車場等とれるようなスペースはないことから、駐車場としては、被災し移転新築される第5保育所跡地を活用すれば問題ないと思います。あわせて、駐車場付近には観光物産館、もしくは道の駅をつくり、益城町の名産品・特産品の販売はもちろんのこと、ここ数年農作物等への害獣被害が目立ってきていますが、害獣として駆除されるイノシシや鹿、アナグ

マなどをジビエ料理として、中に入っていただくレストラン・食堂等で扱っていただくようにすれば、駆除された害獣の肉の利用システムの確立や、獣害被害の減少につながっていくのではないかと思います。

そして、第5保育所東側の丘陵地ですが、耕作放棄地や荒れ地も目立っております。葦北の福田農場に代表されるような観光農園の誘致など積極的に取り組んでいただければ、周りの果樹農家の活性化にもつながるものと思いますし、町の経済効果にも大きく寄与できるものと思います。

人が集う場所にするために忘れてならないのが、道路拡張。国道443からの進入路の拡張や県道高森線からの県道矢部線の拡張、今回県道高森線が寺迫交差点までの4車線拡張ですが、県道矢部線についても福田の南地区までは若干の拡張整備は必要です。ぜひ、県への要望よろしくお願いいたします。

また同地は、東側に益城町・御船町・甲佐町を結ぶ広域農道マミコウロードが走っております。ただ単なる通り抜け道路としての扱いではなく、利益を生み出せる道路として有効に活用することも必要かと思えます。

さて、こういった計画が持ち上がれば、周りには商店もできることかとも思います。地域のコミュニティ拠点の位置づけであっても周辺に商店等もなく、子どもたちが買い物をする駄菓子屋さんありません。とにかく近くに買い物できる店が欲しいというのも、地元で以前からの大きな要望となっております。そういった問題も解決するのではないかと、期待しての提案となります。

町長のおっしゃるピンチをチャンスに変えるということは、こういうことではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番上村議員の二つ目の2点目の質問の、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから現状保存というところと、それから谷川地区の断層の保存方法、語り部、というところでお話をさせていただきます。答弁をさせていただきます。

まず、現状保存とは、これ以上崩壊が進まない保存と。現状をですね、そのまま保存すると。これ以上崩壊が進まないように保存するということであるということでございます。

また、谷川地区の活断層の保存方法につきましては、当面は応急保護及び現状維持を基本とし、先ほどありましたように、先進地の事例を参考にしながら有識者や地元も方々から御意見を伺った上で、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、語り部の件ですけれども、現在既存の四賢婦人の記念館の説明案内人であり、ふるさと学芸員を中心としまして、震災語り部や震災遺構を案内するガイドとして、また人材育成を検討したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

今度町長でよかですか。

○1番（上村幸輝君） まあ、よかです。

○議長（稲田忠則君）　じゃあ、済みません。上村議員。

○1番（上村幸輝君）　分かりました。答弁ありがとうございます。

遺構の保存についてはですね、詳しく説明いただきましてありがとうございます。ぜひともですね、野島断層、そういったところを参考にさせていただきたいと思います。

あとですね、それ以外の先ほど申した提案なんですけど、確かにですね、財政面の厳しさ、こういったものも確かにあると思います。でですね、それも提案なんですけど、津森地区に益城ソーラー発電所ができました。太陽光パネルの設置状況からすると、そろそろ稼働が始まるのではないかと、そう思っています。そうなるとですね、税収が見込めます。この状況の中、非常にありがたいことだと感謝しております。数千万円から約1億円近い見込み税収のうち、ほんの一部をですね、そういった中山間地対策事業や、本日三つの質問をいたしますけど、それらに当て込んでいただければ、よりよい対策ができるんじゃないかと思っております。

話がそれたんですけど、中山間地である飯野・津森・福田。国道443号に接し、小池・高山インターができたことで、さらなる発展が見込める飯野校区。潮井公園、四賢婦人記念館のウーマンドリーム事業で、今後の発展に期待が持てる津森校区。では、福田校区はどうでしょうか。てこ入れなしで勝手に発展していくんでしょうか。それとも町の率先したサポートが必要だと思いますか。

町長に、これは質問なんですけど、同じ校区出身として福田校区、今後の展望をどう考えていらっしゃるのでしょうか。一つ伺いしたいと思います。2点目、3回目の質問といたします。

もうこまか声でもよかけん、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　1番上村議員の3回目の質問にお答えします。

福田校区発展ということでお尋ねなんですけど、これは全域をあわせてまずですね、生活再建が、これ町内全部生活再建が一番かなということで思っております。ただ、今回の地震により、やはり見てみますと被災されている町民の皆さん方が、力を合わせて乗り切っていただいたということで、やっぱり校区の発展につきましては、やはり町民の皆さん方のマンパワー、人の力かなということで、今感じているところです。

また、今まちづくり協議会あたりをつくっておりますが、地域を考えるということで、地域をどういったことをしようかということで、まちづくり協議会で考えておりますが、ここあたりはやはり地域と行政が一緒になって考えていく、そのためにはそれまでの調節が、やっぱりもう、だんだんだんだん慰労して、そして時には酒でも飲み交わしてですね、まちづくりをやっていくのが一番かなと。

先ほど、第5保育所の駐車場利用とかですね、防災教育とか観光地参観も、それからジビエ料理ですか、たくさん提案をいただきました。ここあたりでもですね、やはり地域の皆さん方と一緒にですね、考えを、知恵を、アイデアを出し合ってやっていくことが一番発展につながっていくと思います。

私自身も、どんどんどんどん地域に出向いて行ってですね、やはり地域の実情を考えて、やは

り皆さん方と一緒にになってですね、課題を共通認識して、こういったふうにしたら発展していくかというのを、それぞれ課題がありますので、議員の皆さん方と一緒にになって全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございました。

挑戦なくして発展なし、冒険はするべきではないと思いますが、夢の持てる復興と言えるような挑戦は絶対に必要だと思います。ぜひとも検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて3点目の、農作物の獣害被害対策に対する支援についての質問に移ります。

益城町は、古くから農業を基幹産業として発展してきました。その農産物の中で特に有名なのがスイカであり、益城町阿蘇くまもと空港・テクノ周辺ジョギングフェアの参加賞の代表にも位置づけられております。ちなみに参加賞がスイカの場合3,000円、メロンの場合2,000円であり、ジョギングフェアも今年で25回目となりますが、スイカは依然人気のようです。

そのスイカですが、今年3月ぐらいから深刻な状況となっております。原因は小動物の食害による獣害被害。被害は頻発し、拡大傾向もあることから、行政や議会としても看過できない状況となっております。

スイカ栽培は、種から苗まで育てるための床土づくりから始まり、種まき、接ぎ木を経て畑への定植。この間約1カ月。定植をしてからは、仮のつる引き・本つる引きなど手入れを怠らず、花が咲き始めてからは、手作業による一つ一つの受粉作業になります。実を結んでからは、脇芽かぎ・芯どめや消毒が欠かせず、実が直径7センチぐらいで標識立てになり、収穫時期を見立てての管理となります。太陽にきちんと当たるよう一つ一つの玉返し等を2度3度と行い、標識立てから約60日で収穫時期を迎えます。一つの工程のサイクルとしては、収穫まで約5カ月近くであり、その間は毎日毎日休みなく、ビニールハウスの開け閉めなど温度管理を欠かすことができません。スイカ農家に休みがないといわれるのも、それがゆえんかと思います。

そのように、スイカ農家は生活していくための手段として、苦勞をいとわず一つ一つを大切に育て上げています。その苦勞がようやく実を結ぶ収穫寸前に、一夜にして販売不能な状態にされてしまう。私の知っているところでは、市場価格が1玉3,000円近くする時期に300玉以上が被害を受けました。どう思われますか。当たりようのない悔しさ・悲しさと、いたたまれない気持ちでの落胆の一言に尽きるのではないのでしょうか。

昨年の地震での住宅・小屋倉庫・農機具の被害に加え、今年の獣害による被害と続き、農家も必死で自己防衛、電柵の設置で設置費用24万円から50万円近くかかりますが、何とか頑張ってやっているんですが、畑は1カ所ではなく数カ所に点在することに加え、収入減等もあり非常に厳しい状況となっております。また、国の獣害被害対策補助制度があるようですが、実際は今年度申請しても次年度にならないと利用できないとか、点在するスイカハウスによって、3戸以上の一団の土地での申請が必要とか、電柵の中でも小動物に有効なネット式の電柵は対象外であるとか。そういうふうに聞いております。

そこで質問です。今回スイカ栽培において被害が露見したために、スイカメーンのような内容

となりました。実際、昨年までですね、3玉から4玉ぐらいの被害で、気になるような被害ではなかったとのことであったんですが、今年は一気に爆発的な被害の様相となり、一刻も早い防止対策が必要です。

獣害被害対策に対しての補助金制度の創設は、あくまでスイカ農家だけではなく、竹林や果樹、田畑等の農業全般が対象と考えております。町独自の支援を、何とぞよろしくお願いいたします。どうでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の三つ目の御質問の農作物の獣害被害対策に対する支援について、お答えさせていただきます。

上村議員の御質問のとおり、現在小動物による農産物への被害、特にスイカへの被害が増大しております。現在、町の支援といたしましては、田くわの貸し出し、国への連作補助制度への助成を行っております。また、狩猟免許の取得費用の3分の2の助成を行っていますが、なかなか狩猟免許の取得をされる方がいけませんので、上益城農協等関係機関と連携をしまして、狩猟免許の取得の推進を行っております。さらに国の電柵補助に該当しない方への町単独の電柵補助を行いたいと考えています。

今後は有害鳥獣等の被害防止のため、県、町、益城町有害鳥獣駆除隊、上益城農協、生産者などとの関係機関と有害鳥獣被害対策の協議会などを早急に立ち上げ、関係機関と協力して有害鳥獣の被害防止対策を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。取り組んでいただけるということで理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

このまま放置すればですね、益城町の全域に広がっていく被害に加え、ほかの農作物への被害の拡大も時間問題かもしれません。とても期待しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、答弁の中にありましたやワナ・守猟免許についての助成金制度の話がありましたが、周知がなされていなかったり、情報が伝わっていないというのが原因かもしれません。ワナで捕まえてからの処分をどうするといった問題があるのかもしれません。その辺を整備する必要もあるかと思います。しかし、駆除をして数を減らすということではワナ免許など、非常に有効な手段かと思います。防止対策等で対処しながら、並行して考えていく必要があるかと思います。

それと、もう1点だけお願いがあるんですけど、熊本市の植木方面で、ここでもスイカの被害等大きいと聞いております。行政としても、積極的な情報収集・情報交換とあわせて、JAと連携し、被害防止対策等の勉強会、農業従事者を対象とした、そういった勉強会の開催などですね、力入れをお願いしたいと思います。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の3問目の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

4月に農協の青少年部の総会に参加しましたが、かなりスイカ農家の方から、大事に大事に育

てたスイカの甘いところから食べられるということで、もう本当に悲鳴が聞こえておりました。そんなことを踏まえまして、町といたしましては有害鳥獣などの被害防止のため、県、町、益城町有害鳥獣駆除隊、そして上益城農協、生産者などとの関係機関と有害鳥獣対策の被害対策の協議会等を早急に立ち上げまして、各機関と協力して有害鳥獣の被害防止対策をとってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 早急なる対応を切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時18分

平成29年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年6月13日午前10時00分招集
2. 平成29年6月15日午前10時00分開議
3. 平成29年6月15日午後2時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 野田祐士議員
5番 榮 正敏議員
14番 中村健二議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮 正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| 町 長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教 育 長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 永田清道君 |
| 会計管理者 | 高森修自君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 企画財政課長 | 藤岡卓雄君 | 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 |
| 税 務 課 長 | 緒方 潔君 | 住民保険課長 | 森部博美君 |
| こども未来課長 | 坂本祐二君 | 健康づくり推進課長 | 後藤奈保子君 |
| 福祉課長 | 木下宗徳君 | 福祉課審議員 | 深江健一君 |
| 産業振興課長 | 森本光博君 | 復旧事業課長 | 坂本忠一君 |

復旧事業課審議員	増 田 充 浩 君	都市建設課長	西 口 博 文 君
復興整備課長	杉 浦 信 正 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	安 田 弘 人 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	水道課長	荒 木 栄 一 君
下水道課長	水 上 眞 一 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田議員から欠席をする旨の届け出があっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。

1 番目に野田祐士議員、2 番目に榮正敏議員、3 番目に中村健二議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、野田祐士議員の質問を許します。

8 番野田祐士議員。

○8 番（野田祐士君） 皆さんおはようございます。8 番野田でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただきました。心より感謝を申し上げます。また、傍聴席にも町議会に関して関心を持っていただいて、朝早くから来ていただいております。感謝を申し上げます。

今回は、五つについて質問をさせていただきます。

まず、質問席に戻る前に、前の3月議会で質問させていただきました件について、防犯灯の修繕や自治会への防犯灯電気料の補助、自治公民館や地域コミュニティーに対する基金活動の補助、ボランティア団体に対する協力等々につきまして、迅速な対応のもとに予算立ての対応をしていただきましたことを、執行部の皆様に対して御尽力に対し、感謝と御礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

あわせて、このさらなる諸問題につきまして、迅速で的確な対応、対処をしていただきますことをお願い申し上げまして質問席に移らせていただきます。

それでは、5項目、災害公営住宅、木山地区の区画整理、公共施設（益城中学校）の復旧復興、益城中央線の4車線化、社会福祉協議会の取り組み、5項目ありますもんですから、簡単に質問をしてまいりますので、何とぞ的確なですね、回答をよろしくお願い申し上げます。

それではまず、災害公営住宅の課題と今後の取り組みについて質問をしていきたいと思います。現時点での状況と計画戸数の算定について、用地の取得方法と取得費算定について、全体の課題

と取り組みについてでございます。

災害公営住宅につきましては、先日も質問が出されました。まずは300戸の戸数で出発をする
と、つくっているということでございますが、現時点での状況と戸数の算定の方法については、
300戸ということできのうも質問がございましたけれども、算定方法の中身においてですね、実
際、個別の部分、つまり持ち家の方が何人いらっしゃるか。あとはアパートの方が何人いらし
やるとかですね、その辺の部分が、詳細についてが余り見えていないようでありますので、ぜひ、
分かっておりましたらですね、お答えをしていただきたいと思います。

それと、用地の取得方法と取得費算定方法についてでありますけれども、予算ベースのお話で
申しわけないんですけれども、300戸のうち、広崎校区について約100戸近く、用地が平米につ
いて4万5,000円前後で算定されていたと思います。木山、安永、そのほかの地域については平米
6,000円ほどの買い取りになっていたと思いますけれども、その辺の算定についての価格の要綱
等をですね、策定して、その辺をですね、算定していくのか。それとも今後ですね、変わり得る
のか。

例えば、広崎についてはですね、4万5,000円というのは受け取り価格というふうに聞いてお
ります。造成後の敷きならし、敷きならしですよ。建てるだけのまんまでの買い取り価格と聞
いておりますけれども、その辺については間違いございませんか。

また、それ以外の部分についての6,000円というのは、どこら辺の部分をですね、算定して言
われるのか。

復興計画とのですね、整合性について、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、何よりですね、
木山の部分につきましては、先日、下町あたりでの部分がですね、ゾーンとしてあつたんです
けれども、あそこは6,000円ということもないと思いますので、実際どのような形で単価をで
すね、決められているのか。使用目的は同じであればですね、ある程度合わせた形にやったが
いいのではないかという思いもありますので、お尋ねをしたいと思います。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さんおはようございます。平成29年第2回の定例会の3日目を迎えて
おります。本日は3名の議員の皆様の質問をいただいております。どうぞよろしくお願いします。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、8番野田議員の一つ目の御質問、災害公営住宅建設の課題と今後の取り組みにつ
いての1点目、現時点での状況と計画戸数の算定方法についてお答えをいたします。

平成29年3月に災害公営住宅を、当面の供給する戸数300戸で供給方針を出したところです。
算定法としましては、平成28年12月に行いました今後の住まいの移行に関するアンケートの中で、
災害公営住宅に入居したいと希望された方は333件、その中で年収が少なく、自立再建が難し
いと思われる世帯が220世帯でした。このほかにアンケートを、未回答世帯を考慮し、300戸を現時
点での災害公営住宅需要がある形で、かつ、必要性が高い世帯に向けた供給数として整備を進め
ることの方針をお出ししました。

計画戸数としましては、飯野地区20戸、広安西地区70戸、広安地区90戸、木山地区100戸、福

田地区10戸、津森地区10戸をめどに建設予定としています。現在、用地選定と土地の鑑定評価を行っているところでございます。

2点目、用地の取得方法と取得費算定についてお答えをいたします。

災害公営住宅の用地取得の方法は、対象となる用地が公共事業等に買い取りする場合、公有地の拡大の推進に関する法律、または土地収用法により用地取得を行います。買い取りまでにかかる所得に対する課税におきましては、特例が設けられており、税務署などとの協議を経て、相互に確認を行うことで控除が受けられます。

取得費算定につきましては、正常な取引価格を求めるための取得用地評価の方法としましては、評価に適した標準地批准評価方法を採用します。この方法では、評価対象地を取得する地域において、用途、面積、形状などが標準的な土地を標準として選定し、この標準地の不動産鑑定価格と比較して評価対象である各区画のそれぞれの土地の価格を決定していきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） なかなかですね、回答が難しくて理解が難しいんですけども、土地の価格は後で変わるということですかね、基本的には。買い取り価格についてはいろんな部分で変わっていくということでしょうか。

それと、広崎地区については、これは造成が終わった部分での買い取り価格ということでしょうか。

はい。分かりました。それでよろしいということなので、造成価格と、戸数については、今後ですね、また増える可能性もありますので、場所選定と戸数についてはですね、今後さらに検討をですね、していただくということでしょうか。はい。ありがとうございました。

戸数について、後はその建設、どういう建物を建てるかについてもですね、ある程度私たちが示してはいただいているんですけども、これで本当に満足できるのかという部分についてはですね、検討の余地があると思いますので、ぜひですね、分かりやすく、住民に分かりやすくですね、説明をしていただいて、今後ですね、また検討していただいてもらいたいというふうに思っております。

次ですね、もう2点目に移りたいと思います。

木山地区の区画整理事業についてお尋ねをさせていただきます。

まず、現時点での状況について。個人の土地の評価を行い換地するには、境界確認の復元測量、境界確定測量を行い面積を確定すべきだが、今回も同じで間違いないか。事業範囲の決定方法と減歩率と公平性の担保について。事業計画に関する責任の所在について。事業全般の取り組みについてでございます。

まず、現時点での状況についてですけども、きのうですね、テレビや、今回、新聞ですね、熊本の有力紙なんですけども、益城町木山地区の区画整理案、地権者67%賛同と大見出しに載っておりますけども、これは正しいですか。まずそれが1点目ですね。正しいか、正しくないか。地権者67%が賛同しているのかどうかですね。簡単な問題だと思います。

それとですね、益城町は、町中心部の木山地区の復興策として、土地区画整理事業を推進する意向を示したと載っておりますので、町長はもう推進ということで進められるのでしょうか。これは町が推進して進めるということによろしいんですか。簡単な話なんで。2点目ですね。

あとですね、ちょっと気になったのが、「事業には相当な困難が予想され、長期にわたって（仮設住宅などで）不自由な生活を強いることを心苦しく思う」という、何か、町長の言葉でしょうか、載っておりますけれども、これ、終わるまでは仮設住宅で過ごすということを前提に話を進めるということですか。3点目です。

まず、簡単な部分から回答をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の二つ目の御質問、木山地区の区画整理事業についてにお答えします。まず、通告に当たる部分についてお答えをさせていただきたいと考えております。

まずですね、木山地区の土地区画整理事業につきましては、さきに吉村議員から質問があつていますので重複する部分もあますが御了承を願いたいと思います。

木山地区の区画整理事業の現在の状況につきましては、4月30日、住民説明会を行い、5月22日までの回答期限で意向調査を行いました。その集計結果について概略を御報告させていただきます。

6月6日時点で総数412のうち311人、78%の方が回答されており、回答者のうち賛成112名、36%。どちらかといえば賛成95人、31%。これを合わせて67%になるかと思いますが、どちらかといえば反対37人、12%。反対59人、19%。未記入3%と、それぞれ出ております。

また、意向調査と同時に役場仮庁舎にて個別相談窓口の開設をさせていただき、調査票に御記入いただいた内容もあわせて皆様方からさまざまな御意見を賜りました。

意見内容としましては、安心安全、暮らしやすい町にしてほしい、将来の子ども世代のため、発災時、道が狭くて避難できなかったから、町・地域の発展のため土地を買ってほしいなど、この事業に一定の御理解をいただき、期待をいただいている一方で、早急に再建し家族と暮らしたい、事業のために何年も待てない、現状に対して理解できない、事業の必要性や補償内容が分からないなど、事業に対する不満や不安なお気持ちも素直に伺うことができました。

今後、まだ回答のできていない残り約100人の方に対しまして協力を促しながら、一方で、地域に行つて勉強会や相談会を開いて、町民の皆様方の不安や疑問の解消に努めてまいります。

また、意向調査の結果を踏まえた説明会を今月24日から26日にかけ、ミナテラスにおいて行うこととしています。町議会の皆様には事業を推進するに当たり、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど67%のあったやつは今お話したとおりです。

それと、あと、仮設のという話がでたんですが、新聞のほうに掲載されたのをおっしゃられていると思うんですが、これはもう実際、進めていったら、補償とかですね、いろいろ出てきますので、仮設だけではなくてさまざまな方法で、やはり補償が、アパートであつたりとかそういった形ができるということで認識をしております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ちょっと質問もですね、なかなかあれなんで。もう一つ一つ。

地権者の67%賛同は正解かというのが1点ですね。よろしいですか。地権者の67%賛同が正解か。できれば、違うんであればですね、答えは何%かというのも教えていただきたい。よろしいですか。

それと、2番目以降の答えはまだないと思うんですけども、区画整理をする上で換地のほうはせんといかんですよ。二つ目に言うたのはですね、換地のほうはせんといかん。換地の分をするためには、個人の土地面積が分からんといかんと。木山校区はまだ地籍が終わってないということで、どうやって面積を確定するのですかというのを聞いております。基本的には立ち合いをやって、面積を確定してやると。これを登記簿でやるとか言っていたらですね、大変問題があると思うので、その確認です。立ち合いをやって面積を、一筆地を確認して、その後に換地をします。要するに個人の土地ですから、きちんと個人の面積を確認した後に換地をするのかというのが2点目ですね。よろしいですか、2点目。

事業範囲の、このですね、減歩率と公平性の担保というのは、ちょっと答えが出ないようですので結構ですけども、何を言いたいかといえそうですね、道路を挟んで減歩をされる部分と同じく、要するに区画整理事業内は10%ないし20%、30%減歩がありますけれども、道路の前のほうは減歩はないわけですよ。区画整理に入らない部分は減歩がないわけですよ。道路を挟んで区画整理になれば減歩をされますけど、道路を挟んで区画整理外は減歩がないわけですよ。土地の評価としてですね、それは公平公正にどうやってそこを担保するんですかっていう話。こっちは減歩して土地の評価を上げると。こっちは何もせんで上げるということじゃないですかっていうのが質問です。

今の質問についてはですね、もう結構です。これはもう結構です。答えが出ないと思うんで。

じゃあ、今の二つとですね、このですね、事業計画に関するですね、責任の所在ですよ。これは、起案者は益城町ですよ。町長が判こを押されるのかどうか分からないですけど、益城町がやるということで間違いないですか。

今ですね、しっかりですね、益城町の住民にですね、説明をしていただいております。誰がやるのかというのは重要なお話ですよ。それについてはですね、町長が責任を持って、きのうはですね、益城町の繁栄のためには私も責任を持ってやるつもりですというふうなお答えをされたと思うんですよ。

今回の木山の区画整理事業に関しては復興計画の中においてですね、最重要地点、益城町の中心部の最重要地点というふうな位置づけ、復興計画の中ですよ、になつてると思うんですけども、それは町がやるべき、町が起案をして町がやるべきと思うんですけども、まさかほかのところに、ほかのところというのは自治区ですよ。今、グランメッセ周辺でやっております自治会、自治会ちゅうかですね、地権者に任せるという意味合いでやるという部分であるとか、町でやるのかという部分であるとか、県がやるのか、国がやるのかありますけれども、きのうの朝刊を見ますと、町がしっかりした形でやっていくというふうな答えだったと思うんですけども、

それについてはどうですかというのが質問ですね。よろしいですか。

この地権者の67%賛同というのが、まず1点ですね。その回答は大体いいですかね。もう2回目なんで。再度になるとですね、3回目になるんで。今の質問についてですね、ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員からの2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

これは67%、まず回答された中での67%ということで、まだ回答されてなくて、全体ではございません。全地権者の中ではですね。

（「地権者の何%ですか」と呼ぶ者あり）

52%ということになります。

（「52%、約ですね。はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

それですね、先ほど個人の土地で評価を行い換地するには、境界確認、復元測量、境界測量を行い、面積を確定すべきだが今回も同じで間違いはないかについてもお答えをさせていただいております。換地に関する御質問ですが、換地を定めるための基準となる従前の土地の地籍を決定する方法につきましては、公共団体施行の場合は施行規定によることとなっております。組合地籍法でありますと定款となります。その主な方法としては以下のような方法があるということで、土地登記簿による方法、それから、各筆の実質地籍による方法、測量と増減地籍を土地登記簿地籍で案分する方法がありますが、測量増減地籍を土地登記簿地籍で案分する方法が最も一般的な方法として採用されています。今後、事業認可申請にこの施行規定を添付することとなりますが、現時点ではまだ申請に至っておりませんので申し上げることはできないということです。

それから、事業範囲の決定方法と公平性の担保についてということで、事業範囲については発災時の公共施設被災、建物被災、一時避難所、公園等の状況及び防災拠点としての機能を果たす役割としての強化や、使用用途の整備改正が必要な部分を検証し、網羅して、地物で区切るということで事業範囲を決定します。

次に、減歩率と公平性の担保についてですが、公共団体施行では、事業が認可されますと、地元権利者の代表者である土地区画整理審議会が設置されます。施行者は同時期に換地設定基準及び土地評価基準を定めて土地区画整理審議会と第三者機関であります協会に諮りながら、従前の土地の位置、史跡、形状等に十分配慮して換地設計を行い、公平に個々の換地の位置や減歩率を定めていくこととなります。

なお、土地区画整理審議会委員の選出は、権利者の中から選挙などで決めることになります。

また、評価委員の選考につきましては町で決めることとなりますが、公平性を保てるよう、評価委員については土地評価の経験のある有識者にいていただくよう考慮したいと思っています。

いずれにいたしましても、事業を進めるに当たっては利害関係者の気持ちに沿って、公平性を保ちながら事業に取り組んでまいります。

それから、事業計画に関する責任の所在ということでお尋ねですが、昨年9月29日に熊本地震に伴う復旧復興に関する要望書で、国土交通省に罹災市街地における土地区画の整理事業や、都

市防災総合推進事業等の実施に対する財政支援について町議会からも要望されていることから、今後も推進事業について引き続き、町と議会が一体となり進めていくことが大切であると考えております。

それと、通告にありました、事業全般の課題と取り組みについてお答えします。

発災時、木山地区におきましては、特に建物被災が甚大で、いっとき避難する場所もなく、役場や商工会の敷地に逃れてこられた住民の方々も多数おられたことが今でも鮮明に思い出されます。意向調査でも御回答いただいた3分の2の多くの方々が事業へ理解をいただき、また、先ほど述べましたとおり、道が狭い上、ブロックなどの倒壊により避難できなかったことから、将来を見据えて、子々孫々ため安心で安全な暮らしやすい町にしてほしい、町や地域の発展のために今しかないという思いもお持ちです。

一方で、先ほど3割のお店の方が早急の再建を望んでおられたり、残った家、または再建したい家を壊したくない、減歩への不安をお持ちなど、それぞれ思いがあることが分かりました。

ところで、この地震で最も被害を受けた木山地区は、益城町の誕生から、これまで町の中心的地域であり、文化、交流、そして、行政の拠点としまして町のかなめとなっていました。その町の中心的地域が壊滅的な被害を受けたことは全ての町民、あるいは県民にとってもこの上ない悲しいことだったと思います。私は多くの県民の皆様も、益城町は1日も早い復興を願っておられると思うものであり、その復興の姿もまさに注目をされています。蒲島県知事も益城町の復興なくして熊本の復興なしとの思いでおられます。その強い知事の思いや、県民の皆様の応援に応える上でも、益城町の復興のシンボルとなる木山地区の再生が被災市街地復興推進地域に指定され、その復興に不可欠な被災市街地復興区画整理事業による再生を進めていかなければならないと思っております。

さきに申し上げましたとおり、事業に対する不安をお持ちの皆様もおられる方々、被災住宅での生活を続けておられる方々に、長期にわたって集団生活を強いてしまうことにもなり、心苦しく困難も予想されます。

しかしながら、私は、この地区の未来に目を向けたとき、町政を担う者として、また、町民の代表として、木山地区の皆様、さらに益城町の皆様にとって誇れる地域、自慢できる地域を実現したいと思うものです。

意向調査で回答をいただいた皆様の将来を見据えて、子々孫々のため、安心で安全な暮らしやすい町にしてほしいという町の将来に思いをはせた大切な思いをこの事業に託し、木山地区の復興を進めてまいりたいと思います。

事業を進めるに当たっては、十分に丁寧に説明を行うことで、住民の皆様の不安を少しでも解消するよう進めてまいります。町議会の皆様には御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それともう一つ、責任の所在についてもう一つあります。町が県や組合に投げようとしているのではないかという話ですが。

（「町長、ほかにも質問があります。巻き」と呼ぶ者あり）

ちょっとこれだけお答えさせてください。

熊本地震における被災及び避難の状況や地域の皆様の意向を踏まえ、木山地区の復興をなし遂げるには、私は区画整理事業による整備が必要であり、住民の皆様のお気持ちに応えるものと信じていることから、この事業を進めてまいることとしました。被災市街地復興推進地域における都市区画整理事業につきましては、被災市街地復興特別措置法の第6条第1項に基づき、市町村が施行されていることから、事業主体の自治体の長となります。町は県に投げようとしているかについてお答えしますが、一義的には益城町が主体となって都市計画を行うとともに、事業を進めることとなります。しかしながら、町の人事面や財政面を考えると、県でできるものはできる限り要望を行って、施行を県で行ってもらいたいと思うものです。

この区画整理事業につきましても、被災市街地復興特別措置法の第3条第6項に、執行体制等の観点から困難な場合が予想される場合は、町と協議の上、県が施行することができると記載されていますことから、町も人、金の両面からも県において施行していくことが望まれると考えるものです。

県も、県が事業主体となるべき道路や橋梁、俵山トンネルや阿蘇大橋の復興事業に当たって、国の直轄事業として事業代行を要望し、採択され、国が事業を行っている状況であります。このようなことから、今後、町は町議会と一体となって県に要望を行って、県事業と選択していただきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、まちづくりは地元自治体が事業の実施を判断し、住民の意見を伺いながら進めていくことが事業施行の段階で県に担っていただくことを考えています。事業の進め方は前面には町が出ていきながら、人的、財政的について応援をしてもらうという構想を描いております。

以上のことから、町の復興は町民と町議会が町と県が一体となり熊本県の復興のシンボルとなっていかなければならないと強く思うものでございます。町議会の皆様も御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。丁寧な説明をいただき感謝申し上げます。

丁寧過ぎてですね、何ば言いよるかちょっと分からなかったもんですから、確認だけちょっとさせてください。

これは町が主体となってとり行うという気持ちだけあるということですね。でも、金を出しきらんけど、気持ちは町ですよということですかね、答えは。町議会のほうにもぜひ県と一緒に考えてというお願いだったのですかね、今は。それはですね、ほかの方もいらっしゃるんで、どうか、私だけか分からないですけども。

済みません、私がですね、何を言いたいかというところでですね、県に投げた方がいいとかですね、組合でしろとかいうわけじゃなくて、今度する場所は益城町にとって、要するに将来数十年、数百年に町の中心となる場所ですよ。これは復興計画にとっても最重要拠点と位置づけてますよということで、しっかりとした案を持ってですね、町が主導で取り組むべきじゃないですかと。

それはですね、今のこういう状態でですね、町の手が足りんとかですね、益城には足りんとか

いうのは当たり前だと思います。だからですね、町が全てをしろという思いもございません、正直言ってですね。それは町がですね、県にお願いもせなんし、国にお願いもせなん、当り前のことです。ただですね、町の中心部を決める、最重要拠点を決めるに当たって、町がどれだけのことをですね、示していくか。

私が思うんですけど、町はですね、県にお手伝いをですね、依頼してもよかと思います。でもですね、これが反対になるとですね、県が町にお手伝いをしてくれというようなことにならんようにですね、ぜひ取り組んでいただきたいと。

町長はですね、選挙で上げられたわけですから、今、益城町のトップですよ。町長がリーダーシップを持ってですね、ぜひやっていただきたいと。

今までの、私もちょっと質問長くさせていただきますけども、町長、長かったもんでですね。今までですね、テクノの仮設団地であったり、解体ごみの処理であったり、4車線であったり、熊本県にですね、大変お世話になってますよ。それはですね、今回もですね、人事でもですね、またお世話になりよるわけですよ。熊本県様様ですよ、益城町は。

ただですね、お願いをするに当たっても、益城町で基本的なことをちゃんと決めてからですね、お願いをせんと。要するに、町長がリーダーシップを持って、きちんとした形を決めて、熊本県、こういう形でお願いをしますよと、国に対しての支援をですね、お願いをしますよと言うてやらんと県も困りますよ、これは。

そこをですね、ぜひ町長にはですね、考えていただき、誰が主体というのはですね、住民が主体ですよ、これは。そして益城町が、いわば協賛ですよ。本当の協賛は県かもしれませんけれども。それでですね、きちんとしたプランを立てて県にお願いをするならする、せんならせん、益城町でやれますよというのかをちゃんと提案をしていただきたいと思っております。

今のですね、状態で一番困るのはですね、住民です。ここに住んでいる人たちです。さっき言ったようにですね、仮設でですね、ずっと住んどけというのであれば、これはですね、仮設でですね、もしかしたら終わらん方もおるかもしれんわけですよ。家を建てようと思っても建てられんわけですから。そういうところもですね、やっぱ住民の声というのをですね、大切にさせていただいて、ぜひリーダーシップを持っていただいてですね、県との調整なりをしていただきたいという思いであります。

私はですね、県に投げやるとかですね、どこに投げやるとかいう思いも全くなくて、益城町住民と一緒にですね、町がやると。それにですね、県がですね、しっかり手伝っていただくという思いもですね、やっていただきたいと。そういう形でやっていただきたいということをですね、これはお願いをしてですね、お願いをしときます。お願いです。

それとですね、この67%の賛同って、地権者の67%は、正確には地権者の52%ですかね、今のところは。これはもちろん増える可能性もありますよね。あと30%ぐらい返ってきてないわけですからですね。じゃあ、そこはですね、ちょっと。

これはですね、結構私もですね、朝からとかきのうの夜とか電話がいっぱいありまして、住民の方からですね。こぎゃん出とるばってんほんなこつかいと。役場に行っても何%って言わんだ

ったばい、私たちにはと。住民の地権者にはですね。のに、新聞で見ると、新聞で見るとですね、これはですね、4車線とかですね、そぎゃんともですね、新聞で私たちも知るもので、今、地元紙のほうがですね、何でん、今から町長に聞くより地元紙に聞かなんかなって心配しとるわけですから、住民の皆様方にはですね、ぜひですね、やっぱ主体者ですから、ぜひですね、きちんとした説明をですね、していただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それと、この回答についてですね、67%、回答者の戻ってきた分の67%についてはですね、これは黒塗り、ある程度の部分は開示していくべきだと思うとですよ。こういう意見がありましたとかですね。賛成はこうですよ、反対はこうですよというのをですね。それについてもですね、ぜひ開示をしていただきたい。これもお願いです。

お願いばかりで申しわけないですけども、ぜひよろしくお願いをして、もう次の質問に移らせていただきます。余り時間がないんですね。町長が余りにも丁寧ですね、御説明ばしていただいたもので、次の質問に移らせていただきます。

次はですね、公共施設の復旧復興についてなんですけれども、これは前から言ってたことなんですけれども、復旧と復興は、社会インフラについては基本的にいいですよ。分かっとる部分ですよ、これは。復旧をすればですね、復興とはなかなか結びつかないというのは当然なことなんですよね。

今回ですね、いろんな公共施設をですね、復旧、要するに国の査定を受けたり、予算をですね、予算づけをされておりますけれども、益城中学校、これは教育長も関係するかもしれませんが、教育長とか町長とかですね、関係するかもしれませんが、益城中学校のですね、復旧復興についてはよくよく検討するべきだろうと思っております。

きのうですね、第五保育所についてもですね、民間に任せたらどうかかという意見も出ましたが、今回の部分は中学校ですので、これは町がやる部分ですけどもですね、4車線化をもう県が進めておりますよね。4車線化の問題と区画整理事業、これは益城第1区画事業の問題、復興の問題、要するに地域再生道路をどう使うかの問題等々を考えるとですね、益城中学校の位置について、現状の位置で本当にいいのかというのをですね、慎重にですね、検討しなければならんと。これはですね、国家百年の計というのがありますけれども、益城町にとっても50年の計ですよ。50年間は、多分建てたらですね、そのままですよ。

ということで、できればですね、ここに書いてるように、保護者や住民の意見や提言が重要でありますので、十分に酌みとって検討をしていただいたいということですね。

なぜかといいますと、復興計画は復興計画ですよ。復旧は復旧ですよということであれば、町の施策としてはばらばらになりかねないということです。復興計画をもとにした復旧を進めるべきではないかという御提案です。

ぜひですね、保護者や住民の意見がですね、この場所で本当によかつかいと。いいよということであればそれでも構いません。いかんよと。もうちょっと考えたらどうかいということであればですね、ぜひこれは考えていただきたいと。

余りですね、質問はですね、考えていただきたいということなんで、提案なんでですね、あんまり答えも長くしていただくとですね、また質問の時間がなくなりますので、町長はですね、町長も住民というかですね、益城の町民ですので、どういうふうな思いでですね、今から公共施設についての復旧、益城中学校についての位置等はですね、考えていらっしゃるかのですね、御意見で結構ですので、御意見でいいですよ。あんまり丁寧な説明は要りませんのでよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番野田議員の三つ目の御質問の公共施設の復旧、復興についての1点目の質問で、私のほうから、保護者や住民の意見や提言が重要だがどう取り入れるかについてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、町が事業を進める上で、住民の皆様や関係者の皆様の意見を聞くことは大変重要だと思っております。

今回、益城中学校の災害復旧事業につきましては、益城中学校災害復旧事業検討委員会を設置させていただいております。委員会は、町議会から4名、小中学校長4名、小中学校PTAの代表4名、町PTAの会長1名、地域代表とし飯野、広安校区の区長会の会長様2名に加え、私を加えまして16名で構成されています。

既に、第1回の委員会を5月25日に開催しまして、今週の6月16日金曜日に第2回目の委員会を予定しているところでございます。

今後は、委員の皆様からそれぞれの立場を代表して意見を述べていただき、その委員会での意見を参考にしながら復旧事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の三つ目の御質問の2点目、手短にしたいと思っております。

建てかえ場所につきましては、復興計画との整合性、また、将来を見越した計画にすべきと考えるのがいかについてお答えいたします。

災害復旧事業は現在位置での現況復旧が大原則でございますので、益城中学校災害復旧事業検討委員会の中で専門家の意見などをもとに参考にさせていただき、その経過を参考にしながら対応してまいりたいと考えております。

それと、住民の一人としての意見を伺いたいということで、この益城中学校の復旧につきましては、災害査定が終わっていない校舎、管理棟、教室棟、美術棟などもありますので、災害査定が終わり次第、益城中学校災害復旧事業検討委員会などの意見を参考にしながら、できるだけ学校の教育活動に迷惑がかからないように早急に進めてまいりたいということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目のお答えを教育長ありがとうございました。

検討委員会をやっているということですね、検討委員会というのがなかなか難しくてですね、

何を検討するかと。要するに4車線化であるとか、4車線化とは違いますね。役場の位置をどこにするかという検討委員会であるとか、さまざまな検討委員会を今までも設けてやってきたわけですが、この検討委員会というのがなかなか難しくて。

なぜかという、委員というのは、資料をですね、多分そのときに見る。要するに、朝来たらですね、机の上に資料が置いてあって、その資料を見て、じゃあ、始めましょうかと。中身を見ながらですね、こういう検討を今してますと。今後こういう課題が出てきますと。どうしましょうかというのが検討委員会になりがちですね。なりがちということで、今回がそうだとは言いませんけれども、なりがちなので、実際ですね、どういうふうにここで意見を取り入れるのかというのが検討になってくるわけですね。意見をどう取り入れて、どうその課題というかですね、問題を解決する方向に持っていけるのかというのが検討委員会になってくると思います。

これは私もですね、町民の方にですね、数名にお聞きしたときにですね、今の中学校でいいんじゃないか、今の中学校の位置でいいんじゃないかという意見もありますし、4車線にもなるし、今、ある程度の方がですね、大方の方が県道熊本高森線より北側のほうから登校していると。今度、4車線になる上でですね、区画整理事業もあると。区画整理事業というのは、これは益城第1区画整理事業ですね。ということで、人口比率、余り人口比率を言うそうですね、中山間部のほうに失礼ですけども、人口比率から言った場合はですね、北側のほうが多くなると。じゃあ、北側の人は全部4車線をですね、またいで登校せなんいかんとかとかいう思いがあるようです。これはあくまでも御意見を伺った上ですね。そういう意見もですね、十分取り組んで、先ほど言いましたように、今後、百年の計の中にですね、取り入れていただきたい。

もちろんですね、復旧という形で査定を受けている。復旧という形でやったほうがですね、多分早いです。多分1年ぐらい違うと思います、そういうふうにやればですね。じゃあ、どこで卒業式をやるかとかですね、いろんな問題もですね、出てくるのは分かります。

ただですね、数十年間、40年、50年のですね、長きにわたって将来を見据えた上でどういうふうな考えを持って御検討をしていくかという部分については、とっても重要だと思いますので、ぜひですね、これは検討委員会というあり方じゃないですけども、その中でもですね、取り入れる、耳を傾ける、住民に耳を傾けてやっていくという形でですね、お願いをしておきたいと思います。

復興計画との絡み合わせてですね、聞いておきますので、この復興計画とですね、益城中学校の建てかえというのはですね、どういう位置づけでですね、今後考えていくべきだと思うかについてですね、これ、町長でよかですね、復興計画なんで。復興計画の中における益城中学校。復興計画の中に入っている、入ってないじゃなくてですね、これ、復興計画はですね、立てたのはもう12月前ですよ。要するにですね、今、復興計画には入っとらんということだったんですけども、復興計画に入っとらんのがですね、益城町役場の位置も復興計画に入っていないですよ。入っていない。復興計画の中には入ってなかったです。益城中学校も入っていないんですよ。復興計画の中には。もちろん、入ってるのも。体育館も改修なさるということですけども、総合体育館ですね。これも入っていないですよ。

今回、復興計画に入っていないのもいろいろな形ですね、後々ですね、出てくるわけですよ。これは査定の都合であったり、しょうがない部分ですよ。だからこそですね、復興計画に入らなかったからこそどうするかをですね、今、考えんといかんわけですよ。と思いますけれども、今回、それをですね、どのようにですね、町長、考えていかれますか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 先ほど資料の送付あたりはですね、これは提言いただきましたが、各委員会、各会議で、それはもう本当におっしゃるとおりかなと。前もって見ないとなかなか分からないと。

それとですね、益城中についてはですね、やはり32年3月までということで後が決まっというところで非常に厳しいところもありますが、それとやっぱり復興計画というのを、今、策定しております。これについても、あくまでも全体的な復興、新たにというか、発生するやつをと私の中では考えておりますが、この庁舎であったりとか、総合体育館であったりとか、やはりそのあたりは、国の復旧が原形、原則現状復旧という、その場所で復旧ということが定められておりますので、やはり復旧については計画の中にはうたってなかったということで認識しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目ですよ。済みません、先ほどから言いよるように、復旧と復興はですね、これは無理なんですよ、一緒にやるのはですね。言われるように、復旧は、3年度内とかですね、何年以内ということでですね、尻が決まっというわけですよ。

ただ、私が問いかけたいのはですね、それでいいんですかという話をしよるわけですよ。復旧で予算をですね、国がですね、つけてあげとるから、それでいいんですかと。要するに、今度の給食センターについてもですね、もとの面積だったら少ないわけですよ、復旧の部分はですね。要するに、復旧の部分の倍ぐらいやっというわけですよ。これは防災拠点であったり、今からの食の安全であったり、そこをですね、どのように活用するかであったりですね、やっぱ考えて大きくしたわけですよ。

つまりですね、復旧ありきでですね、今、町長が言われたように復旧ありきでやるんだったら、検討委員会なんかする必要はないですよ。その場所しかないんだから。庁舎についてもそうですよ。今ですね、この庁舎、今、仮設庁舎になってますけれども、住民の中にはですね、立派なところに立派な庁舎のできたいと。駐車場も広かたいと。もうこれでようはなかと言う方だっておられるわけですよ。まあ、冗談だとは思いますが、要するにですね、何を言いたいかというところでですね、復旧、復旧と言うとったら復興はできんとです。これはですね、町長のリーダーシップによってですね、熊本県、または国にですね、これはこぎゃん、益城町はこぎゃんして思いよるけん、そこはどぎゃんか考えてくれて言うべきじゃないですか。蒲島知事だってですね、益城町の復興なくてですね、熊本県の復興はないと言いよっただけん。復興と言いいなはるけんですね。復旧だけと言いながらですね、よそでんよかですよ。ただ復旧、10年かけてもとの位置に戻るように復旧ばしてもですね、10年かけてもですよ、復旧してもですよ、地震前の形にしか

ならんとですよ。それからどやんで復興をしますか。

ぜひですね、復興と、要するに将来にどういう町をイメージするかというのをですね、ぜひですね、考えていただいてですね、今後もいろいろなものについて取り組んでいただければですね、ありがたいと思いますので、ここはですね、またお願いであって申しわけなかつですけども、ぜひですね、復興という意味合いについて、町の将来ということについてもですね、考えていただいてですね、取り組んでいただきたいと。

執行部についてはですね、大変ですね、酷なことを言っておりますけれども、ぜひ益城町のためでございますので、よろしく御検討をお願いいたします。

次に移らせていただきます。もう余り時間がないんですね。

益城中央線の4車線化についてなんですけども、これはですね、町としてもっと丁寧な説明を行い、沿線住民の意向を調査すべき。早く具体的なまちづくりの方針を決定し、住民に示さなければならない。住民や商店主は不安だらけと聞くが、いつ、何を、どう対応してまちづくりに反映させていくのか。具体的に伺いたいと思うしておりますけれども、余り具体的に伺う部分もないものですから、これ、特に熊本県がやってる事業でありますので、熊本県のほうにですね、しっかりですね、お願いをします。そしてですね、住民の意向を聞いて、今、一番住民の方がですね、困っているのは、説明は熊本県、頑張ってくださいですね、測量していただいてですね、もう境界立ち合いとかもやっていただいている。もうこれ、すばらしいスピードだと思いますよ。絶対普通ならありえないスピードですよ。県は大変頑張ってくださいているわけですよ。

あとは町がその県道を、4車線になったときに、その外側ですね、4車線の道路の外側をどういうふうな形でですね、イメージしていくか。これはですね、県にお願いするだけじゃなくて、これは町の仕事ですよ、ある程度。町としての主体性の問題です。町がどう考えて持っていくかという部分はですね、これは県とですね、県も早急にですね、お話をしよる部分はあると思いますけれども、これは県のスピードにですね、町が間に合わん可能性がありますよ。

ぜひですね、益城町として、これは町としてですよ、町はどうしたいんだ。だから、熊本県さん、熊本県蒲島さん、こういうふうに知事、お願いしますねというふうな形をですね、これ、益城町からぜひ上げていただきたいというところで、お願いだけしてですね、次の質問に移らせていただきます。

済みませんね。執行部の皆様方、御回答いただきましたんですけども、申しわけございません。後で聞かせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後の質問はですね、社会福祉協議会のですね、取り組みに対する町に政策について。社会福祉協議会の取り組みに対する評価についてと、今後どのような連携を町はもっていくか。

今ですね、益城町は、本当は町が主体的で行う事業であろうボランティアセンターの運営であったり、地域支え合いですね、について、事業を委託している状態だと思います。

ましてですね、益城町と社会福祉協議会はですね、今、車の両輪みたいなもので助け合いながら支え合いながらやってきたと思いますけれども、町長、町にとってですね、社協って今必要ですか、必要じゃないですか。

必要であればですね、もし必要であるならば、今ですね、県内、全国自治体全で一緒だと思うんですけども、大体、町の中に社協があったりするわけですね。両隣りとかですね。一緒にある。何でかという、これは、連携し合にゃんけんですよ。

今回は、社協さんはですね、社協さん、どこで今活動されてるかは、町長、御存じですよ。町長のですね、御尽力によってですね、井関さんのほうでですね、お世話になつと。ただですね、いつまでもですね、井関さんのほうでお世話になつとったっちゃいかんと。益城町もですね、少しは汗を流して努力せにゃいかんというふうに思っておりますけれども、町長の御意見はどうですか。できれば短目に。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁する機会がなかったんですが、給食センターとかですね、防災あたりはという話があつておりますが、そこあたりも給食センターだけじゃなく防災機能も持たせるとかですね、そこあたりは指示しとるところです。やはりできるところはできるということで、後はバランスをと、そこらあたりを踏まえて建てられるか建てられないかということで、現状復旧ですが、そこあたりも要望してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それからですね、社会福祉協議会について、井関のグラウンドをお借りして今やつとるということで、やはりですね、社会福祉協議会にはですね、井関のグラウンドのほうでボランティアセンターあたりもですね、オープンしていただいて、非常にありがたいと思っております。それから井関農機にもですね、提供していただいてありがたいと思っております。

今、支え合いセンターにつきましてもですね、社協のほうで委託をしていただいてるということで、非常に場所に困られているということで、実は5月25日に町民グラウンドの西側の駐車場を貸してもらえないだろうかということでお話があつたんですが、これはもう仮設用地にも町民グラウンドを予定していたんですが、やはり地盤沈下とかですね、そこあたりがありますので、これはもう厳しいかなということで、再度ですね、別の場所であるということで、いろんなところを見てもらって選んでももらえないだろうかということで思っております。町のほうもですね、一緒になって、また考えていきたいと。

これまで同様、内線電話は通じるようなということで話もあつたんですが、駐車場も加えますと2,000平米を超えるということで、またいろんな条件をクリアしながら競技していきたいということで思います。

また、将来を見据えますと、町の施設を社会福祉協議会で指定管理者として委託し、その施設の一部を使用いただくという先進地事例もありますので、今後、役場庁舎をはじめ、公共施設などの建設に際しましては、そういう手法も考慮しながら検討してまいりたいということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。あと25秒です。

○8番（野田祐士君） こっちはあと1分半あつたと。大丈夫ですか。

○議長（稲田忠則君） 1分半。

○8番（野田祐士君） はい。まあ、いいです。

○議長（稲田忠則君） はい、済みません。1分半。

○8番（野田祐士君） 1回目の御答弁ありがとうございました。いろんなですね、社協についてですね、町長のほうもですね、しっかり考えてくれてるということで安心した次第であります。

今後ですね、町としてですね、さまざまな面で対応、そして、調整をしていただくということですね、踏まえながら申し上げてですね、質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） こんにちは。5番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今、我が町は、震災以来1年2カ月が過ぎようとしています。現在、仮設住宅に余儀なく住まわっている方、みなし住宅、自宅を応急処置して住まわっている方などさまざまです。皆さん方にはこれから先の生活基盤をどうやっていったらいいのか、不安が募る毎日を過ごしておられることと思います。我々も、町民の皆さんの思いを真摯に受けとめ、1日も早い復旧、復興に対して一層執行部に協力して迅速な復興行政ができるようにしてまいりたいと思っています。

その中でも、特に2年以上かかるといわれた震災家屋解体が、公費、自費解体含めて5月末現在で全体の86%と、脅威の進捗率であります。これも執行部の皆さん方の並々な決意と、県内外からの業者の皆さんの御尽力のおかげだと思っています。解体なくして復旧、復興の道はありません。早期完了を目指して今後も益城町再興のために、さらなる御協力をいただきたいと思います。大変な中ではありますが、一步ずつ、一步ずつ、着実に執行部の皆さんとともに協力して復興に向かって歩いていきたいと思っています。

さて、本日は教育委員の方や記者の皆さんの方々に傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。しっかりと正確な報道をお願いしてきます。また、日ごろから町政に御理解をいただき、心より感謝いたします。最後までよろしくお付き合いくださいませ。

今回の質問内容は、通告していた次の四つの項目を取り上げました。

一つ目は、土石流災害対策について。

二つ目は、定住促進住宅の今後の建設計画について。

三つ目は、小学校、中学校の一環教育について。

四つ目は、甚大な被害を及ぼしている害獣駆除について。

以上、四つの項目について質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。ちょっと歯のぐあいが悪いもので、もし落ちたら笑ってください。

まず1点目の質問ですが、先月、長野県飯山市で大規模の土石流災害が起きて、19日未明から22日にかけて6回にわたる土石流が発生して、下流域の住民に避難勧告を出したというニュースが流れてきました。この避難勧告、早目の避難勧告に対していろいろな意見はあると思いますが、あの山間部においては正解だったと思います。

なぜなら、もし避難指示で状況を見て、どうしようかと。あ、だめだ、勧告に切りかえよう。そう思ったときはもう退路が閉ざされて住民の皆さんが逃げる道がなくなり、孤立するか、土石流に流され、巻き込まれるという大惨事になっていたと思います。あの決断において、住民の皆さんの命が救われたと報道でもしておりました。町の町政のトップというのは、そこでどう決断をするか。いろいろな状況判断が一番求められるときだと思います。

我が町においても、今一番気をつけておくべき事案だと思われませんが、さきの地震により、益城町の地盤の全体が何らかの影響を受けていると思われれます。今現在、土石流警戒区域は、町全体で何カ所あるのか。また、警戒レベルによる地域差は判明しているのか。例えば、被害が大きい杉堂のある場所はレベル8とか、福原のある場所はレベル5とか、そういった判断基準による確立はなされているのか。

なぜならば、町全体に時間降雨量が80ミリとか90ミリとか気象台が予報で発表した場合に、町として、杉堂は避難勧告したほうがいいだろう、福原は、一応避難指示で対応できるんじゃないかと、そういった判断ができ得る情報はあるのか。

まず1点目として、土石流警戒区域は町全体で何カ所あるのか、1点目を伺いたいと思います。

次に2点目の質問ですが、今現在、この土石流警戒区域の監視体制はどうなっているのか。

この土石流災害というのは、今までの発生時間や状況を考えると、ほとんどが大雨の後、豪雨の後で雨がやみ、夜中に起きているのが非常に多いような気がします。雨がやんで、目いっぱい地中に水分を蓄えた山肌が支え切れなくなり地すべりを起こす、その時間差があります。そんな場合に、大雨の中での消防団員の皆さんの活躍は目を見張るものがあります。

特に、私の地区はこれまでに全国放送された災害が2回あります。益城町の中で、全国放送でヘリが飛んで1週間ぐらい中継があったの、私のところだけじゃないでしょうかね。災害としてでもね。ヘリが1週間ぐらい、朝早くから何台も来て、ばんばん飛びます。

1回目は大雨で山がすべり、川を塞いでダム湖になりかけました。地区の全員が当時は畑中の林業センター、そこに緊急避難して、全員、部落全員がですね。幸いにも堤防の1カ所から少しずつ少しずつ、切れて水位が下がっていった大事には至りませんでした。危うく村全体が土石流に巻き込まれて全滅するところでした。

次に2回目は、急傾斜地区の防護擁壁コンクリート工事をする途中で、基礎コンクリートの第

1 番目のを固く踏んでコンクリート打設したその日の夕方、打設完了で夜中の 4 時ごろだったと思います。私が残業をして帰ってきたのが 1 時過ぎで、風呂入って飲んで、寝て、いっときしたら緊急放送で呼び起こされました。何事だろうかと思って、私のちょっと 100 メーターぐらい先の話ですが、もうびっくりしました。家がなくなり、山がすべってきて、みんなワーワー言っていました。まず、ガスが切れ、電気も切れて指示して、それから復旧作業に入りました。そのときですが、幼い子どもを含む 4 人の命が奪われました。命を守る擁壁工事が命を奪ったと皮肉なもののですが、しかしそのときの消防団員の皆さんの活躍は、俺の村は俺たちが守る。俺の町は俺たちが守る。町全体の人たちが駆けつけてくれて本当に助かりました。感謝しています。

その当時のことを思い出してみますと、昼は意外と静まり返って山肌に異常は起きないんですが、夜になるとばらばら小石が落ちたり、水が違うところから噴き出す、そういう現象が出てきます。そんな中で、消防団員の皆さんとか、いろんな町の下水の方が監視しておりますが、幾ら交代して夜中の監視をしても、あくまでも目で見えるか、サーチライトをつけといて目で見えるか、異常音の察知、それぐらいしか私たち、できません。

私の地区は今度の地震で、山腹の崩落現場には県の土木部より急傾斜危険区域に指定を土木のほうからしていただきました。地盤監視センサーというのをつけていただいております。数センチのずれで警報が鳴るようになってます。こういった代物を町内の各土石流警戒区域には、先ほど言ったようなレベルに応じた監視体制をつくってはいかがか。

例えば 1 年に 1 回、定点検査といいまして、とるとを決めて測量しておきます。すると、半年後、1 年後、動いた、動いてない、起点が動かん限り分かりますので。そういった判断の材料になると思いますので、町民の皆さんの命を守るためには、ぜひ必要な措置だと思いますが、2 点目としてセンサー設置や定点観測などの監視体制の対策は今後どう進めていくか伺いたいと思います。

まとめてせいということで、次、3 点目いきます。

さきの 3 月議会において、ドローンによる山頂や山腹の被害調査などの要望を出しておりますが、まだまだそういう状況には至っておらないと思います。当然といえば当然です。町は今、熊本高森線の 4 車線化や、新役場庁舎を中心とした開発計画の策定に大忙しだと思います。

しかし、先月の長野飯山市の土石流災害において最も活躍したのは、オスプレイでもなければ、ヘリでもありませんでした。高性能のドローンであったと言われてます。これは、直近の実績を伴った報告であるがゆえに、このことは、私は聞き流したくないと思います。なぜ、ドローンが注目を浴び、重宝されるのか聞いてみました。

オスプレイは、場所と、時を選ぶ。場所への緊急避難とかそういうのに役立ちます。ヘリは近づけば音による、振動による 2 次災害、それから風圧による 2 次災害というのが懸念されます。ある程度落ちついて近寄れる状況でないといけない。でも、人命がかかっているなら別、ヘリはもうそのまま、バーッと行くとします。それはもう必ず人命救助が最優先でそういうふうに行っています。

ただ、人命はかかっていないが、山肌の状況とか地割れ、この様子をどうしても知りたい。そ

ういうときには、ドローンは対象物の1メートルぐらいまで近づこうと思うなら降下してできます。停止できます。今の技術、物すごい鮮明な映像が送られてくるわけです。この映像を出してくれるこの品物を、なぜ使わないか。オスプレイ以下、いろんな品物がありますが、今、ドローンが非常に注目を浴びています。この情報を私が得たのは、たまたま大学の同級生が仲間におりましたもので、どがんねと聞いたら、おお、やっぱあらええばい、ドローンなって言うて。そういうことで今度また取り上げてみました。3月もやったんですが。

我が町において山間部の調査、災害時における危険頻度調査、確認、あるいは人命救助。その人命救助のための搬出作業の搬路確定、山道であればなかなか難しい。あっちのほうだったら割れとらんけん、ドローンだったらずっと山道を追うていって、映像で見れる。ああ、ここだったら大丈夫、そういう避難路の搬路確定、判断だったり、それから、救急を要する場合、もし人命が山にいろんな災害で取り残された。もうこっちまで出血多量なるからどうのこうのしとる暇がない。じゃあ、輸血のを持っていくなら誰かできはせんか。ドローンはそういう対策ができるんです。人の次に動くのがドローンだと私は思っております。

そういうあらゆる場面に非常に活躍が期待できると思います。このドローンを防災センターに配置するだけではなく、幾ら使えと言ったっちゃ誰でんできません。操縦者の技術的な育成も、これは急務であると思われます。ドローンの使用について、今後どのような計画があるのか伺いたと思います。

整理しますと、まず1点目、土石流警戒区域は町全体で何カ所あるのか。

2点目、センサー設置や定点観測などの監視体制の対策は今後どう進めていくか。

3点目、ドローン使用について今後どのような計画があるか。

以上、3点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮正敏議員の土砂災害対策についての1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

土砂災害危険箇所という観点で御説明をさせていただきます。

熊本県のホームページにも掲載がありますが、土砂災害危険箇所とは、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所を総称したものでございます。これらの箇所では、必要に応じ、県のほうで対策工事が行われております。これらの危険な箇所につきまして、土砂災害対策防止法に基づき指定されたものが土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域となります。

特に、土砂災害特別警戒区域におきましては、建築の制限があるなど、建物が破壊され、住民に大きな損害が生じる恐れがある区域となります。

さきの土砂災害危険箇所につきまして、県で告示されました土石流に対して警戒する区域が、町内には15箇所あります。急傾斜地の崩壊に対する警戒が必要な区域が67箇所あります。水防計画書なども掲載し、今後、前向きな警戒活動を行ってまいります。

2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

県央広域本部土木部によりますと、現在のところ本町では、熊本地震で斜面の崩壊があり、地

盤伸縮計を設置している箇所が川内田地区に1カ所あるとのことでした。具体的な箇所は、町道袴田福原線の内寺方面から川内田地区に行って、ここの北側の斜面です。現地では地盤伸縮計を4基設置しておりまして、週に1回、観測を行っているとのことでした。

今後、梅雨時期を迎え、県と連携し、観測結果を迅速に現場の対応に反映させる必要があります。

続きまして、3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

榮議員におかれましては、さきの3月議会におきまして、防災の観点からのドローンやGPSの活用について御質問をいただきました。ドローンをはじめとする無人操作ロボットの利活用につきましては、今回の熊本地震において活躍した最新の機器であると認識しており、人の近づけない自然災害現場において大変有効と考えております。

政府関係機関におきまして、運用に係る法整備の検討がなされている段階ですので、直ちに利活用することは困難だと存じますが、今後、町におきましても、国や県と連携を図りまして、最新の情報を共有し、利活用できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。警戒区域、そういうものが15箇所とか67箇所、いろんな政策的に違う選定方法だと思いますが、今後、監視しながら定点観測をやるということでやっていただきたいと思います。

それから、ドローンに関しては、県もやっているという話も聞きました。ほかの自治体といいですか、県と調整しながら、情報を共有して、災害であったり、いろんな調査とかそういうことに対してぜひ活用できるような体制をつくっていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問に入らせていただきます。

定住促進住宅の建設計画についてです。先日の同僚議員の質問と重複するところが多々あると思いますが、聞いていただきたいと思います。

飯野、福田、津森に、災害公営住宅の建設はもちろんです。震災前に進めていた定住促進住宅の建設計画はどうなっているか。今後の益城町の人口対策において非常に重要な課題だと思っています。

今、町は県道高森線4車線化に向けて、測量が進み、次のステップへと、また、町中心部は役場を中心とした開発計画の策定にと復興へ向けてスピードアップしているところです。非常にうれしいことであります。

4車線化や中心部の開発事業には、必ず減歩やいろいろなことで、さまざまなことで地権者の皆さんに御迷惑がかかると思います。開発という行為は必ず痛みを伴うものです。この地権者の皆さんに寄り添って、痛みを和らげてくれるような政策が必要じゃないかと思われます。百年の計ここにあり、そういう政策実現に向かっていただきたい。

復興の暁には、4車線化した道路の沿線に大型商業施設や病院等、さまざまな施設が立ち並び、喜んでいる町民の皆さんであふれているのを想像できます。

しかし、町の中心部ばかりに人が住んでいるわけではありません。中山間地にもたくさんの方々が農業、林業などをしながらしっかり生計を立てておられます。この町の中心部以外にも人口を図る対策が今後の喫緊の課題です。人口の過疎化は驚くほどの速さで進んでおります。今すぐに農村部に企業誘致をしたり、大型店舗の出店を促したりと、いろいろある中で、そう簡単にできるものではありません。

その対策の一番手は、今までやってきた定住促進住宅の建設、これ、非常に即効性があります。あの地震の後では、町外から益城町に来てくれるだろうかと懸念しておりました。しかし、地震の中心部であった益城町にです。でも、状況は違っていました。ある住宅会社によると、意外にも反響がよくて、すぐ完売してしまう。なぜ、この地震が起きてもう、解体解体、何だかんだという中で、そんなにすぐ売れるかいと聞いたら、やっぱ土地の地価でしょうねと。それと、若い者は意外と切りかえが早くて、今度の地震はいつ来るというとは確定はしておりません。マグニチュード7よりも大きいようなのは。学者さんが何年後、何年後って言いますが、これは確定したあれではありません。若い者は、俺が生きとるうちは大丈夫ばいって。おやじがようよう生まれてから初めてきた、じいさんの代から初めてとか、そういう話をして、俺はつくる、安かもん。安かもん、これはつくるばいって、そう言って買いに来る、要するに契約に来るそうです。そういうことにやっぱ改めて気づかされました。

逆に、震災の後で不利益だと思ったのが、今がチャンス。今後10年、20年、30年先の益城町を支えてくれる人達を魅力ある益城町に定住したいと思わせるような何か特化した施策はあるのか。今後の人口対策において、定住促進住宅建設の執行部の考え、あるいは方針は今後どうするのか。それを伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の二つ目の御質問、定住促進住宅の建設計画についてお答えをさせていただきます。

先ほど質問が出ましたように、木山区画整理あたりについても、私は未来への投資、そして、減災という観点から進めているところであります。定住促進補助金制度につきましても、未来への投資ということで考えているところです。

昨日、下田議員の御質問にもお答えしましたが、本町の市街化調整区域内である飯野、福田、津森の各校区に中学生以下の子どもがいる若年世代の移住、定住を促進することで、地域の活性化を図ることを目的とするものでございます。

この制度の建設計画はどうなっているのかとの御質問ですが、この制度は宅地分譲という民間活力を活用しながら、児童生徒数が減少している地域の活性化対策としまして、対象地域に新築などをされた子育て世帯に補助金を交付するものでございます。

制度の開始から本年5月末までの実績などにつきましては、先ほどお答えしましたが、飯野校区への転入者210名うち中学生以下99名、福田校区への転入者282名うち中学生以下134名、津森校区への転入者37名うち中学生以下13名となっております。

なお、現行では、本制度の実施期間が平成30年度までとなっておりますので、今後、その効果

を検証し、実施期間の延長の必要性などを検討する必要があると考えております。

また、検討に当たりましては、実績型に対する検証にあわせ、財政、水道、下水道などのインフラ整備、保育所、幼稚園、小中学校の運営等も重要な要素になります。

現行制度の目的は、先ほども述べましたように、町内人口の地域間格差の解消という点がありますが、議員の御質問にありますように、今後の益城町全体の人口対策という観点からの検討も必要になってくるものと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 飯野、福田、津森、相当数の皆さんが定住促進というこの方法を選んで移住してきていただいております。今後もこのようにして町の人口を、中心部以外にも、中山間部のほうに人口移動できるような対策で、30年までと言わずに、これを延長、35年、上がるならまた40年までとか、そういう対策方法は考えておられますでしょうか。2問目としてお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

昨日もお答えさせていただきましたが、1回ですね、延長をさせていただいているところです。やはり、その必要性ですね。しっかりと、財政の問題、水道、下水道の問題、それから保育所、幼稚園の数、それから小中学校の運営あたりも参考にさせていただきながら、前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。私の村は四十何所帯ありますが、高校生一人、中学生一人、小学生一人、この三人しかおりません。それも一家族です。畑中の団地のそばを通ると、ブランコに乗ったり、シーソーしてる子どもがいっぱいおります。もううらやましくなりません。昔の私たちの子どものころ、学年で18人とか、そういう時代がありました。次代に夢をはせて、何とか人口増、村の過疎化を防いでいくためにも頑張っていきたいと思いますので、この政策は続けていってほしいと思います。

次に、三つ目の質問に入らせていただきます。

小学校、中学校一貫教育について。

まず1点目、先月の熊日の紙上で、「小中一貫へ、合志市19年に全市で導入計画」との見出しがあってびっくりしました。西合志中と野々島の小学校2校をモデル校として発足させ、小中一貫教育として教育の充実を図るとともに、義務教育の9年間を3校の教職員全員で見守る考え。これまでの意識を改革しながら先生達の連携を深めていきたいとありました。なんかいつも教育問題に関しては西合志がなんか新聞でよく出てくるような気がします。熊日にですね、誰かおっとなんて思って。こっじゃやっぱ益城も負けちゃおられんと思います。教育は今後の益城の発展に重要なキーポイントとなっております。

私は、小中一貫教育のメリットがどこにあるのか、まだ分かりません。我々には不鮮明です。ただ、小学生は一貫教育で中学生と交流ができる、いいとしても、中学生にとっては返って、受

験を控えた中学生はいい迷惑なのじゃないかとも思われますが、小中一貫教育のメリットと我が町における今後の教育課題としての方針はどうあるのか。これが1点目ですね。

次に、2点目の質問ですが、もし、小中一貫教育を我が町でやるとしたら、木山中と中央小というのはグラウンドがつながっております。塀がありません。一貫教育政策推進校として手を挙げていくなれば、一番適応するのではないかと思われていますが。ただ単に同一敷地にあるからという単純な考え方かもしれませんが、さきの合志市の野々島は小、中学校の距離が一番近い小学校で2キロあります。校区の2キロをどう縮めていくかで、週に何日か決めるとかそういうふうなことでやるかどうか知りませんが、それに比べたら好条件だと思っております。

さらに、小学校3年からは今度、英語教育の義務教育化においても最大のメリットがあると思います。小学生は、意外と小さい子というのは、英会話、スムーズに入っていくと思います。ところが、中学生は文章で覚える英語で教育されるとなかなか難しいと思います。私は「This is a pen」、それ以外は覚えておりません。その中で、小学生と中学生が一緒になって英語だけでしかできない、話せない空間をつくる。逆に、小学生が中学生の英会話の先生にだってなれると思います。英会話だったら。多分、会話で。

先日もテレビで見ましたが、ある山間部の小学校で、論語です。論語で百人一首をやっていました。あの中国の孔子の論語です。これをしりとりみたいにして百人一首で先生が前の頭を言う。すると今度は下の句を言うということで、全員がやるわけなんです。それも授業じゃなくて、廊下をすれ違ったときに先生が言うと、二、三人がぱぱぱって。もうこれはすばらしいなと。私たちの孫もそうでしたが、新幹線の駅ば、ずっと何か、順番に覚えていきますね。ああいうふうにして、やっぱ子どもってというのは物すごく吸収力が高いわけです。それを見まして、こういうこともやってみたらどうかな、論語のあれに。義を見てせざるは、勇なきなり。行ふべきことを前にしながら行わないのは臆病者である。君子は和して、小人は同じて和せず。君子は人と調和するが、雷同はしない。小人は雷同はするが調和はしない。小人とは小さい人と書きますけど、漢字は。俺のことじゃなかですよ。毎日いろいろな面で矢面に立っている町長に頑張ってほしいと思い、この言葉をそっくり贈りたいと思います。町政に立って頑張ってほしいと思います。

このような句を毎日先生が頭の句を言い、下の句を子どもが言う。講堂で中学生と一緒に論語カルタ、英語でもいいです、英語のいろんなので頭の句、下の句にするとか、そういった何と言いますかね、共同の空間ができたらしおもしろいと思います。論語だって意味は分からなくてもいいんです、小さいときは。いつの日か必ず、ああ、そういうこと言ったな、そういう程度でいいと思います。急がない、慌てない、潜在性のある長い目で見る教育。町の宝ですから、子どもは。

このような小中学校連携した教育システムの改革をカリキュラムの一つとして掲げてはどうかと思われるが、3月の一般質問の答弁の中で教育長は、よそに負けない教育内容の充実を図ると言われましたが、今後の英語教育などと連携した小中一貫教育について方針を伺いたいと思います。

整理しますと、1点目、小中一貫教育のメリットと我が町における今後の教育課題としての方

針はどうあるのか。

2点目、今後の英語教育などと連携した小中一貫的政策が進められるのではないかとと思われるが教育長の方針を伺いたい。以上、2点についてお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番衆議員の三つ目の質問にお答えします。

まず、小中一貫教育のメリットというところで、小中一貫教育といいますのは、御案内のとおり、小中学校間の連携を深め、小中一貫カリキュラムを作成しまして、それに基づいて義務教育9年間の学習指導、生活指導の円滑な接続を図るために、連続性のある教育活動を実施するということが大きなメリットであります。

そこで、二つ御質問がありましたので、まずは1点目、小中一貫教育を通した教育の充実等について、我が町の今後の教育課題等々の方針はどうなっているかについてお答えをします。

現在の学校教育活動の重要な課題の一つに、幼稚園、保育所、小学校、中学校の連携があります。合志市等における小中一貫教育の実施につきましても、小中学校の連携を効果的に図るための施策であります。

本町におきましても、幼稚園、保育所、小学校、中学校の連携は重要な課題の一つでありまして、本町におきましては平成29年度の教育活動の益城町重点取り組みの中に、家庭、そして、幼稚園、保育園、小中学校の連携を見据えた継続性のある教育活動の展開を明記して取り組んでまいるところでございます。

現在、本町では大きく三つの教育機関、幼稚園、保育園、小中学校の連携を図るために、三つの事業を展開しております。

一つ目は、益城町子どもたちの自立支援事業であります。この事業は主に、小中学校間の連携を図る事業の中で、具体的には、学習における益城っ子の学びの姿勢、それから、生活面における益城っ子の生活の決まりなど、これは、それぞれの共通実践事項を設定しておりまして、不登校の支援等々の情報交換等も含めまして、益城町全体で教育活動に取り組むということを行っております。

二つ目には、益城町特別支援教育連携事業があります。これは、特別支援の連携協議会を設置しまして、各学校における特別支援教育が適切に行われるように、職員研修を実施したり、各学校での情報を交換したりする取り組みを行っております。

三つ目に、益城町幼稚園保育園小中学校連携事業があります。この事業では、全町的な挨拶運動の展開や、家庭教育セミナーなど保護者の研修、ノーテレビデー、ノーゲームデーなどの取り組み、これもそれぞれの共通理解のもとで取り組みを進めているところです。

今後は、この三つの事業を中心に据えて、さらに、幼稚園、保育園、小中学校の連携を深めるとともに、保護者や地域との連携を深めながら、益城町の教育の活性化と児童生徒の健全な育成を目指しまして、より一層効果的な教育行政の推進を行ってまいりたいと考えます。

2点目の御質問であります。木山中と中央小は一貫教育政策推進校として一番適しているのではないかと。また、小学校3年生からの英語教育などと連携し、一貫した教育施策が進められる

のではないかと御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、木山中と中央小はすぐ近くにありまして、小中一貫教育が実施しやすい状況にはあります。また、先ほど申しましたように、義務教育の9年間を一くくりにして広く捉え、継続的な教育をすることも極めて重要なことであります。

ただ、小中一貫教育を実施するためには、さまざまな教育活動の実施計画の作成、職員の配置や教科時数、担当教科、校務分掌など、細部にわたり企画立案、連絡調整や教職員の研修等が必要になります。

今回の西合志中の小中一貫教育におきましても、先進事業のモデル校として職員研修の実施や小中をつなぐコーディネーターの配置など、その円滑な実施に向けての取り組みがこれから行われるところでございます。

さて、本町においての小中一貫教育校の実施についてですが、先ほど一つ目の質問でもお答えしましたとおり、小中の一貫校は本町にはございませんが、いろんな点におきまして、町内の幼稚園、保育園、小中学校の連携を図っており、実質的には一貫した教育が展開されるように鋭意取り組んでいるところでございます。

今後は、議員おっしゃったように、小学校3年生から始まる英語教育につきましても、小中学校の連携を図る取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。将来的には小中一貫学校も視野に入れる必要はございますけれども、震災等の影響もあり、現在のところは教育環境を整え、通常の教育活動が実施できるようにすることが大切であると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 　　榮議員。

○5番（榮 正敏君） 　　ありがとうございました。教育というのはなかなか難しいものだと思いますが、文科省の指示、これが非常にいい場合と悪い場合とある。町で反対してこうしたいと思ってもなかなかできない。いろんなことがあると思います。しかし、その中で、俺たちはこうやるんだと。ただ単に頭からこうせいと言われてしても、それは全部一括、各市町村、各地区でやってみると全然整合性がないというのがありますので、町独自の、何ていいますか、政策を掲げて独自の政策というのを取り上げてやっていただきたいと、今後の取り組みをよろしく願います。

それでは、最後の四つ目の質問に入らせていただきます。

今、甚大な被害を及ぼしている害獣被害について質問したいと思います。

先日、同僚議員、また多くの議員からも先に質問がありましたが、私は私なりの考えを述べさせていただきます。

まず、通告しておりました1点目については、去年の3月議会で一通り質問してますので、今回は割愛させていただきます。

2点目について質問させていただきます。

今、農家の作物被害で問題になっているイノシシ、鹿、猿、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、いろんなものがあります。ハクビシンって私、久しぶり今回聞きました。子どものころはよう聞

いたんです。スイカ被害とか、いろんな農作物被害でハクビシンの被害って。ハクビシンってどがんとかいと思いだしても、ちょっと暇が要るごたあれだったんですが、この害獣被害においては益城町全体において甚大な被害を及ぼしています。津森地区では甘藷とか稲、イノシシや鹿の被害が甚大であると聞いております。

福田では稲、果物、それから野菜ですね、にイノシシや鹿、猿にやっぱりやられて、田んぼ1枚、栗畑1枚と、ハウス農家ではハウスの中にアナグマやタヌキとかに入られて、一晩でござりやられたとか、たたき割られたとかいろんな報告を受けております。

また、飯野でもイノシシ、鹿、飯野にも猿が、飯田山のほうで何か被害が、果樹ですかね、の被害があると聞いております。稲、果樹、果物、野菜、全てにおいて農家においては死活問題です。今、農家の人たちは田んぼや畑が地震によって地割れしたり、いろんな土砂崩れとか被害に遭われて、何とか自力で再建しよう、再建しよって、やっとなつくる意欲が出てくるまでやってこられて、心の整理ができて、さあ、まいっちよつくってみるばいというところで、やっとなつてでき上がったときにこの被害です。ようやく一生懸命頑張って、少しでも作物を育てたいと思っている、その気持ちを被害によってへし折られる。これは生産者の皆さんにとっては身を切られるような思いだと思います。

今の害獣駆除は鉄砲、あるいはわな、電気柵、これしかないんですかね。この世の中、ロボットだ、バイオだ、何だかんだという中で、私は発光LEDとか電磁波、超音波、いろんな方法があると思います。これは個人でできることではありません。大学と協賛してやるとか、いろんな方法があります。各動物の嗅覚、聴覚、人間でいう五感に対応した研究を県とか国に催促して、お願いじゃなかつですよ、してくれんとどうもならんぞと。金ばっかりもらいよつと話にならんぞと。まず、根本的な対策、そのためにはどうやって守るか。作物を守るか。これを催促するんです、県や国に。

今までみたいな前時代的な駆除方法じゃなく、イノシシは鉄砲で撃つ、電柵。イノシシは頭のかですたい、1カ所通ったら、もう縦行列でイノシシは行きます。先頭が行ったらずっとあと後ろ、親子ばらばらと五、六頭入ってしまいます、多分。1反、2反なんか、ごろつと一晩です。ああ、ひどかです。頭よか、やっぱり学習能力があるですね。特にサルなんか、なめとるです。山の上から。鹿は意外とやりやすいです。人間のほうがよっぽど学習能力なかです。毎回毎回やられて、電柵をはめる。

だけん、こういう方法じゃなく、前時代的な駆除方法じゃなく、近代農業に対応した駆除方法の確立、これが農家の皆さん方の苦労に対して報いることではないかと思います。必ずできるはずです。今のこの時代の進んだ科学力ですれば。

今、復旧、復興していく中で、この農家の皆さん方の心労に対して、あらゆる農作物被害を和らげる方法はないのかと切に思います。何とか、県の農政課や試験センター、また、国の力を借りて、少しでも被害を和らげる方法を模索していただきたいと思います。今、区長長とか政策審議官が来ていらっしゃいますので、めったにあることじゃありませんので、何とか上のほうに取り上げていただきたいと思います。

この害獣被害に対する支援、補助対策はないのか。このままの今の状況が続くのか。これを伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の三つ目の御質問、害獣被害を何とか県の農政課の力を借りて、あらゆる農家の被害を少しでも和らげる方法はないのかということで、また、害獣被害に対する支援、補助対策はないのかについてお答えをさせていただきます。

先ほどですね、近代的な、電磁波使ったり、超音波使ったりということで提案をいただきました。やはり害獣の生態系あたりもしっかりですね、研究しながら対応していけるならということで考えております。

昨日、上村議員にも答弁させていただきましたが、現在、町の支援といたしましては、箱わなの貸し出し、国への電気柵補助制度への助成を行っております。また、狩猟免許の取得免許の3分の2の助成を行っていますが、なかなか狩猟免許の取得をされる方がいません。

今後、上益城農協など関係機関と連携しまして、狩猟免許の取得の推進を行ってまいるとともに、国の電柵補助に該当しない方への町単独の電柵補助を行いたいと思います。

今後は有害鳥獣などの被害防止のため、国、町、益城町有害鳥獣駆除隊、上益城農協、生産者などの関係機関と、有害鳥獣被害対策の協議会などを早急に立ち上げ、関係機関と協力して有害鳥獣の被害防止対策を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 農業は益城町の基幹産業です。ぜひ農民を守る、町のほうは4車線化、市街化区域、町の発展を図る、この両輪で何とか復興に向けてしっかりした政策をやっていただきたいと思います。以上、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、中村健二議員の質問を許します。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 皆さん、こんにちは。中村です。今議会、最後の質問者となりました。私が通告しなければ1日で終わってたんですが、私がしたことで2日になったということで恨まれるかもしれませんが、きょうはまちづくりについて、2点ほど質問させていただきますので、対応について2点ほど質問したいと思います。それでは質問席のほうに移らせていただきます。

あの忌まわしい大地震から、はや1年2カ月がたちました。家屋の解体も進み、町の様相もかなり変わっております。1日も早く復興をなし遂げ、もとの益城町を取り戻さなくてはなりません。

んが、もとの益城町を取り戻すためには多くの課題を乗り越えなくてはなりません。その課題の幾つかについて質問をさせていただきたいと思います。

まず、町長は常々、日本一災害に強い町、安心安全な町をつくと公言されております。まあ、当然のことですけども。これだけの大地震に襲われですね、このような大きな被害をこうむった町である以上、日本一災害に強い町にするというのは当然のことだと思っております。町長には益城町を災害に強い町、そして安心安全な町にするという並々ならぬ意欲をお持ちだと思います。何か施策をお持ちであれば伺いたいと思います。

次に、震災後かなり人口が減少傾向にあります。このような災害があった後ですので、いたし方ないと言ってしまうかもしれませんが、この人口減少傾向をですね、早くとめないと、益城町の将来に多大な影響を与えてしまうのではないかと心配してるところであります。町長にはこの人口減少を逆転する方策を何かお持ちならば聞かせてください。安全安心な町、災害に強い町にすることが一番でしょうが、それも含めて伺いたいと思います。

次に、役場庁舎は現在の場所に建て直すことに決定しております。この決定は町長も大変悩まれたのではないかと思っております。これは人口減少にも大いに関係してくる。また、益城町が安全な町であることを他に知らしめていくには、庁舎をもとの位置に建ててアピールしていくことの狙いもあったのだらうかなと思っております。県道28号の4車線化も関連するものと思っておりますけれども。

しかし、それでですね、益城町が安全な町になってきたと思われる人がどの程度おられるかというのはちょっと疑問ですけど、幾つもの課題がある中の一つの方策ではあるのかなとは思っております。

ただ、庁舎をもとの場所に建て直すとするならば、今の敷地では余りにも狭すぎるし、防災機能を備えるためには、段差をなくすことも必要ではないでしょうか。そうしないことには、防災拠点としての活用には無理があるし、益城町民にも安心感を与えられないと思いますが、いかがでしょうか。

それと、今回の地震で対応に苦慮したのは、避難所の確保でした。避難所に指定した幾つかの公共施設が被災し使えなかったこともあります。数的に全く足りず、民間の施設もお貸しいただきました。それでも多くの方が長い間、車中泊、テント生活を強いられたわけですが、復興計画では、防災公園の整備で避難場所の確保とあったと思いますが、この避難場所というのは一時的な避難場所なのか。ある程度長期的に避難できる施設を要する防災公園となるのか。また、防災の拠点となる役場庁舎、もしくは敷地内に避難所に利用できる施設を整備していく予定はあるのかお伺いします。

震災からの復興は、まず、町民が震災以前の生活を取り戻すことから始まると思っております。そのためには、町民の声にしっかり耳を傾け、その声を真摯に受けとめ、災害に強いまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

復旧についてはですね、町でどんどんどんどん進めていかないと、これを一々、ああだこうだ相談しよったらなかなか前に進まんと思っておりますので、復旧については町でどんどん進めていかれ

ると思いますが、復興に関して進める事業で、住民生活に直接かかわってくるものについては、事後説明ではなく事前に説明し、ある程度の御理解をいただくことが必要だと思いますがいかがでしょうか。以上、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員、一つ目の御質問の1点目の御質問にお答えをします。

私が安心安全なまちづくりについて申し上げていますことは、住民と行政が一体となり、災害に強い町をつくる必要があるということです。これは、復興計画の策定における住民アンケートの結果のうち、安全安心に係る項目を幾つか申し上げますと、町に住み続ける上で重視していることとして、地震、断層からの安全性の確保が、またこれからの暮らしの不安につきましては、余震や二次災害の不安がトップになっています。また、これ以外にも、震災に係る項目が上位になっています。

これらを踏まえて、復興計画におきまして、特に復興に向けた五つのシンボルプロジェクトの中で、日本の防災、減災を牽引する復興プロジェクトを掲げています。

プロジェクトの施策につきましては、地域における防災リーダーの育成など、防災意識の向上に係る施策、自助、共助、公助による発災時の行動計画の策定を含めた全員参加の地域防災計画、行動計画に関する施策、狭隘道路解消、身近な避難場所としての街区公園の整備など災害に対する備えに関する施策、今回の経験を風化させず、次世代に継承するための施策、防災、減災を通じた全国との交流に関する施策、災害に強く共同の拠点となる庁舎の建設に係る施策、以上を掲げています。

議員御質問の件につきましては、防災等を考慮した社会資本の整備だけではなく、防災などに係るソフト事業を推進し、町民の皆様の高い防災意識を持っていただくことが安全なまちづくりにつながると考えています。

次に、2点目の御質問にお答えをします。

議員御質問の件は、本町のまちづくりに全般に係る御質問と理解してお答えをさせていただきます。

まちづくりは、今、生活している私たちはもとより、将来を担う若い世代も考慮の上で方策を構築していく必要があります。この考えを含め、本町復興計画における将来像を、住み続けたい町、次世代に継承したい町としております。復興計画におきまして、この将来像を実現すべき分野ごとに主な取り組みを掲げています。

子育て支援に関しましては、情報交流や育児相談の場を設けることで、親同士の交流を促す子育て世代の交流促進など、教育、文化の向上に関しましては、潜在的な町の魅力を再認識し、地域への理解や愛着を深める地域資源の創出及び理解、愛着の醸成など、産業の振興として被災地の雇用促進などを挙げています。これらの各取り組みの中で、特に重点的に取り組む必要があるものが、一人一人の生活再建と考えています。ここで、幾つかの数値を紹介させていただきます。

町の基本台帳ベースでの本町人口は、今年の震災がありました4月末の数値が3万4,545人、先月末の数値が3万3,003人となっております。1年間で1,542人の減少となっております。

また、昨年8月に実施しました復興計画策定に係るアンケート調査の数値では、アンケートに回答された方のうち、87%の方が町に住み続けたいと答えています。

最後に、昨年10月に実施しました今後の住宅再建等の復興調査の数値では、アンケートを送付した方のうち、明確に町外へ転出したいと答えられた方は2.1%でした。

以上の結果から、被災された方のうち、多くの方がこのまま本町に住み続けたいと思っていると認識しております。本町としましても、これ以上の人口減少は避けたいと思っていますので、今後、生活再建支援課に設置される予定である、住まいの相談窓口にて、住民一人一人の生活再建に係る相談をさせていただき、ファイナンシャルプランナーや弁護士、司法書士、住宅金融支援機構、町内金融機関等の連携を図り、そして各種補助制度や復興基金のメニューなどを活用しながら、町内での生活再建を支援していきたいと考えております。

次に三つ目、熊本地震と同じような地震が起きた場合、新庁舎は防災拠点としての機能を果たせるのか。また、不足した避難所の整備はどうなっているのかについてお答えをさせていただきます。

まず、役場の防災拠点としての機能についてですが、新庁舎の耐震化、免震化といった構造的な対策や、非常時でも対応可能な施設などの配置を行うことにより、防災拠点としての機能は維持できるものと考えております。

いずれにしても、新庁舎建設に当たりましては、今後策定します基本計画や設計等において、国土交通省の直轄調査の結果を踏まえてから、災害時においても防災拠点として機能を果たせるように検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所についてですが、議員御指摘のとおり、今回の地震により被災し、使用可能な指定可能な避難所が減少しており、その結果、避難者の収容保有率も減少をしております。町としては、早急に施設整備に取り組んでまいりますが、その整備が長期間に及ぶため、災害時にはまず、町内一円にある公園をいつとき避難所として対応したいと考えております。また、民間施設の御協力が得られれば、駐車場を借り上げるなどの対応策も検討してまいりたいと思います。

なお、議員御指摘の復興計画では、防災公園の整備で、避難場所の確保と記載されているのですが、復興計画では16ページにおいて、身近な避難場所としての街区公園の整備、25ページにおきまして、防災機能を備えた公園の整備と記載されております。防災機能を備えた公園につきましては備蓄倉庫や支援物資集積倉庫、ヘリポートや支援車両集積基地といった大規模なものであります。従いまして、街区公園を整備していく中で、いつとき避難場所として使用できるよう、防災井戸や非常用トイレ施設なども整備していきたいと考えております。

また、庁舎、もしくは敷地内に避難所を整備するかとの御質問については、昨年の地震の際、保健福祉センターに災害対策本部と避難所をあわせて設置しましたが、各方面から好ましくないとの御意見を頂戴しております。従いまして、庁舎は災害拠点施設で、庁舎及び内部及び敷地内に避難所を設置することは考えておりません。

それから、4点目の質問にお答えします。

今回の震災復興に当たりましては、町民の皆さんの声を第一に復興を進めることとしておりま

す。

まず、復興計画の策定に当たりましては、計21回の住民説明会とパブリックコメントを実施し、住民の皆さんの御意見を参考に策定しました。また、復興事業に関しても説明会を実施しています。

あわせて、東無田をはじめ、幾つかの地区にまちづくり協議会が設置されています。まちづくり協議会では、地域の皆さんが自ら住む町をどのようにすれば暮らしやすい安心安全な町になるか、地域の元気づくりにつながるかなどを地域の皆さん自身で検討をされています。町としましては、このような住民の皆さんの声を聞きながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

そして、事業の実施に当たっては、それぞれの段階で住民の皆様に説明し、御意見などをいただきながら進めていくこととしておりますので、議員の皆様方にも御協力をお願いします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） るる説明をいただきました。やっぱり町民の皆さんが一番心配しておるのは、今度地震が起きたときにですね、いわゆる被害をこうむらないようにとか、地震の恐怖心というのがいまだに残っているということでもあります。これは当然、恐怖心残しておいてもらって、自分でも防災の気持ちを持つておくことが大事と思っておりますけれども、その辺を考えるとですね。

そしてやっぱり益城町に、今1,500人が減っておるということですけど、益城町に残りたいという人が大半で、町外にという人は2.1%ぐらいしかなかったということですね。今度は、今出て行っている人たちに戻ってもらうと、そういうことも考えていかなんいかんし、新しく益城町に入ってきてもらうと。きょう、同僚議員たちもこの件をいろいろ質問をしておりましたけども。定住促進などでですね、帰ってくるような方策も考えていかんといかんのじゃなかろうかなと考えております。

それからですね、災害からの復興で、まず最初に考えなきゃいかんのは、町民の全てが震災前の生活を取り戻すこと、これが一番だと思っております。益城町をやむなく出て行かれた人も、安心して戻って来れるような、町長が一生懸命そのようなことを言われてましたんで、安全な町にすることが大事だと思っております。

その始まりとして、県道の4車線化、これは決定しておりますが、それから、区画整理とかが進められようとしております。4車線化については、その辺はですね、もう事業認可も下りて着手しているわけですけども。

そのほかですね、安心安全な町づくりをしていくにはいろんな手法があるかと思いますが、このまちづくりでしっかり頭の中に入れておかなければならないことは、今回の地震で、益城町が何でこのような被害をこうむったのか。地震だけでこのような被害を受けた町というのは少ないと思います。ほとんどの町が地震の後の津波や火災で被害が大きくなっております。なぜ益城町は地震によりこれだけの大きな被害を受けたのか、しっかり検証をしてまちづくりを進めないで、

またいつ起こるか分からない地震に対応できないことになるかもしれません。今回と同じ思いを繰り返さないように、その辺はしっかり検証しておかなければならないのではないかと思います。

今回の地震はですね、布田川断層帯の布田川区間が活動し、それに連動して益城町の市街地を走ってる3本の活断層が動いたと。特に一番、秋津川と県道28号の間の、Aとしてありましすけれども、それが横35センチ、上下25センチだったですかね、のずれをしたということで、そういうことで大きな被害になったものでありますが、この活断層があるということ。それをですね、それをやっぱりしっかりと認識してまちづくりをしないと、それを県道の4車線化、これがABCのBの真上なんですね。これは県も考えたのかなと思ったんですよ。もうここにでかい道をつくればその上に家は建たれんわけだから。もし起きても、被害がそこで少しは抑えられるかと。そういうことがあったのかなと思うんですが、そこまで考えてあったかどうかは分かりませんが、その辺も益城町の復興の切り口として、熊本県も復興に向かってるよというのを表すための、そういうこともあるんでしょうけど、一つはその辺もあるかも分かんと思っておるところです。

あと、その2本は今のところではそのまま区画整理とかそういうものがかかってくるところになります。そうした場合に、その上に住宅をそのまま建てるのか。区画整理して頑強な擁壁をつくってとか言うけども、頑強な擁壁、どんな頑強なのをつくってもあれだけ揺れれば擁壁からずれてしまいますよ。ですから、断層の上にかからないように、安全地帯じゃない、危険地帯ですから、断層の上というのは。その上にはグリーン帯というかですね、緑地帯あたりをつくって、断層の上だけは避けてもらおうと。そういうような計画でやっていかないと、同じような、普通の単なる区画整理で、道路をああだこうだと言ったんでは断層の上に建ってしまうだろうし、その辺はしっかり考慮する必要があるんじゃないかなと思いますけども、町長、どのようにお考えなのか。

あれ見るとですね、何かいかにも国土交通省が3月31日付ですかね、出したのは。あれを見ますと、行政課題が多いので、みんな、見るのはなかなか。そして、専門的用語が出てくるんでなかなか分からない部分がありますが、概要版というのが出ております。この概要版で見ているんですけど、何か、内容をどう言おうとしてるのかな、ここは大丈夫、ここは大丈夫ですよと言うのかと思うと考慮せにゃいかんとかですね、ということでなかなかあれでは判断しにくいんですけども、概要版としての最後のところにあるのは、土地区画整理事業等により面的な市街地整備を行う際には、事業計画を被害リスク回避の観点から活断層上の土地利用に配慮したものとすることが有効と考えられる。ということは、活断層というのはちょっと配慮しとけよと。あんまり使わんほうがいいぞと。その前を見ると、活断層のずれによって倒壊した家は、倒壊することはないとか何とかと書いてありますね。実際には、断層がずれたところは、上は新しい家でも倒壊してるんですね。倒れてる。斜め向こうにひどく傾いたりとか。それは当然です。ずれてるから。家の真ん中を断層が走っていれば当然なりますよね。

ですから、その辺ですね、安全なまちづくりとする上で、町長、この概要版を読まれて、いいほうにとられたような感じが、1回そういうふうなあれがあったけど、最後のところを見ると、

もう中を見ているとですね、あれを全部見ていきよると、とてもじゃないけど、こらもう家は建てられんばいというようなところもあります。軟弱地盤で、南のほうに土地がすべってるとかでですね。そういうのもいろいろあるしですね。その辺はですね、やっぱりしっかり、区画整理するときはしっかりその辺を検証して、ここはこうだ、ああだと、その対策をとってやらないと、安全な町どころか危険な町になってしまうふうになりますんで、その辺は町長、どのように捉えておられるかなということでお聞きしたいと思います。

それから、役場庁舎についてですが、これも来年の1月ぐらいから解体すると、1月から3月の間で解体するような基本計画になっていたですね。本当はですね、もっと広々した安全な場所に考えるべきだと思いますが、今ですね、役場を中心にして発展する町というのは、昔はですね、自転車とか徒歩の時代は役場は中心になかといかんということで、今はやっぱり役場が中心じゃなくてもいいんだと。広い道路をここに持ってきて、駐車場を広くとってですね、いろんな施設に行けるように場所を広くとるとというのが主ですけど、この場所についてはもうここに決まってるんで、それについてとやかくは言いませんが、やっぱり言ったようにいろんな有事の際の防災、災害時の本部とか、その機能を備えなんいかんし、防災拠点も必要だろうし、そのためには、少し、今の広さではかなり狭いと思うんですね。

ですから、早目にあの周りを買収占めるとか、買収占めるといいう言い方はおかしいですけど、確保してですね、もう少し広目にしたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺は全然計画は、町長、ありませんかね。

あの地震のときを思いだしてもらおうと分かるんですけど、役場っていうのは本当にやっぱ安全なところでなからにやいかんわけですね。一番建物の中で。あのときが、皆さん、やっぱり役場が一番安全だと思って、周辺住民の方がぱっと駆け寄ってこられたと。ところが、役場そのものも被害を受けとる。体育館のほうも被害受けて、避難できない。駐車場しかない。駐車場で避難されると。そして、次の晩にはおうちにどんと遭われたというふうなことでですね、そういう思いというのを住民に二度とさせないためにもですね、さっき言ったようにいろんな広い設備を備えてする必要があるんじゃないかなろうかと。役場そのものじゃなくても、役場の外周とか、そういう感じで、大変必要だろうと思っております。その辺ももう一度お伺いしたいと思いますがよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の2回目の質問についてお答えをさせていただきます。

今、答弁がですね、実は国のほうから震災直後ですね、見えられたときに、益城に視察されたのが状況を見て、やはり東日本あたりと別なのは、益城の場合は津波あたりで全部流されてないということで、残ってる家もある、半壊もある、全壊もあるということで、非常にこれはまちづくりが大変だなというような衝撃を受けました。それと、火事が少なかったというのも、これは議員の皆さんだったり、消防団の皆さん方の対応が非常によかったのかなということで、びっくりされておったところもあります。

ただ、先ほど残った方、一部倒壊の場合の方も家から出られないと、当初は非常に厳しい思い

をされていたかなというのは、考えていたところです。

まず、先ほどの断層についてですね、昨年の12月に追加報告がされ、本年3月31日に最終報告が国土交通省による、先ほどおっしゃられた益城町の市街地復興に向けた安全対策等調査の概要によりますと、活断層のずれに対する安全対策として、今後新築される低層建築物につきましては特段の追加的配慮は必要ないものとする。くい、基礎構造を有する中高層建築物などについては、活断層による地盤のずれによる被害リスクを想定し、新たに建築する場合は地盤調査などにより活断層の存在の確認などを行うことが考えられるとの報告がっております。

答弁をやるかということで思ってたんですが、実はですね、やはりいろいろ見解が分かれております。3本の活断層がということで、NHKあたりでも出たのはここは危険だというのがありますので、これを今度、県との意見交換会をやるので、こういったことかということで、なかなか町、仮換地ですね。今度、区画整理あたりをやるんですが、そこあたりの地盤に対する公式見解ですね、そのあたりもしっかり意見交換会をやって、国あたりとやって、統一見解を出して、そういう形で進めていきたいということで考えております。

それと、役場ですね。役場の位置については、これはもう皆さん方御存じのように、平成29年4月だったですかね、木山町と広安村、飯野村、福田村、津森村が一緒になって現益城になったということで、これにつきましても建設検討委員会の中では、現庁舎含む周辺地域とするということで答えてはいますが、あと、町民体育館ですね。町民体育館であったり、公民館であったり、公民館講堂であったり、今の社会福祉協議会であったり、そのあたりの建築物も全てひっくりめたところでまた検討していきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 役場の位置についてはもう決まってることですから、私もそれはどっちが良いとかは言いませんけども、やっぱりあの広さではどうしても狭いと思うんですよ。駐車場も足りないだろうし、そういうことで、周りの土地を確保できるならば、今のうちにお譲りいただいて、確保して、少しでも広目にとるということを考えとかなんいかなとじゃなからうかと思ってるんです。

やっぱり、くいを打つ工事については考えろというふうに書いてありますけど、そうですね。くいというと、役場もくい170本とかですね。で、ちょっと修復は不可能ということで建てかえということになっています。中学校あたりもそうだし、体育館もそうだし。ただ、文化会館だけは220本だけでも修復できるということだから、その辺がちょっとなんでか分かりますけども、会館あたりも土地は、地盤は、ちょっとあんまりよろしくないような気がするんですけども、それで今のところそういうものがなければ、修復するんだと思っています。

ただですね、地震のたくさんのリスク、これにもこちらのやつも書いてありますけど、この間についてもそうですけど、こういったのが布田川区間というのが動いたんですけれども、布田川断層の中の布田川区間が動いたんですけれども、これについてはこれだけの、今後8,000年から2万6,000年は動くことはないでしょうと、活動することはないでしょうと書いてありますが、ただ、布田川区間の上には宇土区間ってあるんですね。場所がちゃんと書いとる、宇土区間。これ

について、これは分からんと書いとるわけですよ。今までの記録がないから。動いた記録がないからいつ動くか分からんと。だから、何とも言えんというような報告しか言われんということが、ほかのやつ見てもそういうふうになってるんですが、もし、そこが動いた場合には、活動した場合には、連動して、今回とほぼ同じ、震度7ぐらいの地震が起きるだろうと言われおります。

ですから、その断層が心配なわけですよ。それは、やっぱり何らかの手を打つとかなないと、そこにそのまままちをつくってしまったら、もう益城町そこばのけたらまちづくりは、それはもうなかなか、町そのものを直すしかないけど、何か研究してその辺を救えるようにしとかなないとですね、これはいつ起きるか分からんです。

やっぱり今回の地震も、熊本は地震の発生率が一番低いと言われてたんですよ。それがこんなふうになってしまった。これは阪神淡路もそうなんですよ。神戸市がですね、自分のところは絶対、日本中で一番地震が起きにくかところだけん大丈夫。1年前にですね、前の年です。あれは平成7年の1月17日ですから。その前の年に、自衛隊からああいう狭隘道路があつて非常に危ない、火災が起きたときどうにもならんから、一応工面をしておきましょうという申し入れが自衛隊からあっているわけですよ。ところが当時の神戸の市長がよかて。うちは地震の起きらんで、日本で一番起きらんとところだけん、そぎゃんとはせんでよかって言って断って、防災訓練もしとらんわけですよ。そうしたら、あの地震が起きて、あの大火災になってですね。ああいう大きな被害が起きたわけですよ。死者が神戸市内で4,000は越してると思います。全体で6,400ぐらいですかね、阪神淡路が6,400ぐらいだった。東日本では1万8,000ぐらいになってますね。不明者を入れればですね。

ですから、もう起きらんだろうというふうには思いたいですが、やっぱりね、誰でも。けども、ぜひともそういうこともあるんだということを、そして、その対策をしてまちづくりをしてもらいたいと思います。そうしないとやっぱり皆さん、安心しないですよ。そうしないと人も帰って来ないでしょうし、ただうわべの形でぱっとするともですね。

この断層確認については新聞に大きく載ってますからね、ほとんどの皆さんが見てられると思います。ですから、皆さん知っておられるわけですから、ちゃんとした益城町の安全神話をつくっていかんと思いますので、その辺はしっかりとお願いしときたいと思います。

それから、避難所等ですね。これはもちろん当然、役場の中とかそういうところにはつくれんでしょう。だから、そのすぐ近くか何かの会館か何かをちゃんと整備してね、つくるとですよ。そこに避難できるような形で。近くに何かがあれば、やっぱり皆さん、ああいうふうに役場のほうに駆け寄ってこられるわけですから、そういう施設が必要じゃないかなと思っておりますのでその辺もよろしくお願いします。

それから、避難所の推計は、内閣府のほうからですね、そのときの同僚質問で、内閣のほうからこういうような施設をつくれと言われたけど、なかなか町長は難しいというような話をしていました。これですね、やっぱり私がいた避難所ではつくりました。10日くらいで。地域が大体、同じ地域で集まっているというか、もちろん熊本市内からもあつたし、いろんな人がいましたけ

れども、防災士の方かな、その人がつくられて、もう即、組織をつくりましょうって言われて、立ち上げて、なかなか受け手がなかったですけど、むりやり。屋内に百四、五十、車中泊入れると300ぐらいの方がおられたもんですから、なかなか車中泊までまとめるということはもちろん難しいけれども、屋内におられる方の組織を立ち上げてやりました。いろいろ交通整備とかそういうものはですね、地元の人たちが、家は被災してるわけですよ、被災してるけども、ガスなんか、全部ストップしたからですね、都市ガスなんかは。だから、煮炊はできんけど、何とかひと部屋だけ片づけて帰られたと、家におられる人たち、そういう人たちにお手伝いしてもらって、交通整理もしてもらいました。これは非常に助かりました。毎日、だから、3時間交代で何とか。たまたまここに内閣府の方が来られて、地元の方ですかと言われたんで、その人たちがはい、地元ですと言って。被災者ですかと。はい、被災者ですと言うて、後から写真撮らせてくださいと言うて、これがあるべき姿です。自分たちでこうするというのが本当の姿ですと言われて、内閣府の方が帰られたですね。

そういうふうに、つくろうと思えば、なかなかですね、でもば一つと集まって来られてというのはなかなか難しいんです。そして、その健康福祉センターみたいにですね、もう家族にもなかなか難しいと思いますけども、でも、それがあったおかげで物すごくスムーズにいきましたから、運営がですね。これは役場のほうから、その組織、その職員の方にもお礼を言わにやいかん。一生懸命やってくれたんですね。ということもあって、次の質問に移りたいと思います。

派遣職員として震災直後からですね、他県の至るところから多くの職員をですね、派遣していただいとります。どの自治体もですね、派遣したところもですね、職員はぎりぎりの状態と思うんですよ。これは、どこも余分な職員は持たないはずですよ。どこも同じでしょうけども。

そういうぎりぎりの中でですね、大抵は優秀な職員を送ってきてくれると思います。やっぱりお役に立たにやいかんということでですね。ですから、そういう分には本当に感謝申し上げるところでございますけれども、派遣する自治体も、派遣される職員もですね、やっぱり益城町の復旧復興に少しでもお役に立ちたいという気持ちで派遣していただいているし、来ていただいていると思うので、そのように復旧復興にお役に立ちたいという熱い気持ちでですね、来ている派遣職員の方々ですので、今、もう人が足らん、人が足らんと、マンパワー不足というわけですから、少しでも解消できるようにしっかりと働ける場所を与えなければならんし、町職員からこれこれをお願いしますという指示を出してですね、働きやすく、動きやすくしてやらなければ、派遣職員の人たちもですね、せっかくお役に立ちたいというふうに張り切って来ていらっしゃるわけですから、帰るときはですね、喜んで帰っていただきたいと思うんですよ。

中にはですね、これは一部でしょうけども、もう全部じゃないですほんの一部かもしれませんが、やっぱおら何しに来たっだろかなって。まあ、熊本弁じゃなかけん、こんな言いならんと思いますけど、何しに来たのかなと落胆して帰っていらっしゃる方もいらっしゃるという話をちょっと耳に挟んだものですから、その辺もどうなっておるのかなと思ってですね。

マンパワー不足の今、このように応援に来ていただいているわけですし、適材適所に配置し、頑張ってください、帰られるときは、また応援に来ますの声を聞きたいものですが、町長には派

遣職員の声まで耳に入らないのかもしれませんが、町長も派遣職員の方をこがんとこで使いよくなったと思ったことはないですか。そこまでは目が行かないというか、ずっと応援、派遣されて来るわけですから、その能力を見極めるのは難しいと思いますが、それなりの知識、技能を持った人が多分派遣されて来ると思います。何もできない人を、お前何もうちじゃできんけん行ってけなんては言われなと思います。いって来いと言われて来ると思いますので。

私も個人的にですね、個人的にも、ええ、こぎゃんとこで使いよってね、もったいないなと思ったことがあります。最初のうちはですね。こがんとや、現在はそういうのは余り見かけませんけども、そういうことがあったというのか、そういうふうな声を聞いたもんですから、町長にはその辺、声が耳に、そう思われたことはないか、そういう声が聞こえて来なかったのか。振り返ってここ、これだったらこういうふうにせにゃんいかんかったというようなことがあればですね、お聞きしたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の二つ目の質問の派遣職員の方々を適材適所に配置し適切な指示は出せていたかについてお答えをさせていただきます。

その前にですね、避難所、本当に、先ほど聞いていてですね、できた人かなと思っております。普段からの人間関係を築かれた結果がこれかなと思いますので、防災組織あたりをつくってやっていきたいと。

それと、やっぱり災害はいつか必ず起こるものという形で備えをやっていきたいと思います。

実は、今度日曜日に、宮崎議員防災アドバイザーとして防災訓練を、自主訓練をやりたいと思いますので、その辺も必要がないということで思っております。

まずですね、派遣職員につきましては、現在、熊本県をはじめ全国の自治体より55名の皆様に本町へおいいただき、復旧復興の事業に当たっていただいております。議員が言われますとおり、派遣職員の方々は、被災しました本町の復旧復興に尽力して、益城町のためにという熱い思いを持ってきていただいております、大変感謝をいたしているところでございます。

私自身も昨年、あるいは今年、本町に職員の派遣支援をいただいている自治体に対しまして、派遣のお礼と今後の継続的な支援のお願いの訪問を行っていくところでございます。

さて、議員御質問の派遣職員の皆様を適材適所に配置できているのかということでございますが、職員派遣の要請に当たりましては、各部署に必要とする職種、人員及び対応業務についての確認を行った上で、熊本県を通じて全国の自治体に対し派遣要請を行っております。

派遣元からは、要請のあった業務についての知識や経験のある職員を派遣いただいております、適材適所の配置となっていることと考えております。

今後は派遣職員とのコミュニケーションの場を設けるなど、さらなる適材適所に努めてまいりたいと考えております。

また、適切な指示が行えているのかということでございますが、プロパー職員と派遣職員の区別なく各課の課長などを中心に適切な指示、あるいは派遣職員の皆様方から御助言をいただきながら、職員が一丸となって本町の1日も早い復旧復興に向けて業務に当たっているところでござ

いますが、さらに適切で効果的な指示が行えるような体制づくりや職場の雰囲気づくりに努めてまいりたいと思います。

派遣職員の皆様方には、本町の経験や学んだことを、ぜひとも御自分の自治体に生かしていただければということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 自分としては、今こそそういうふうな当初のことだと思うんですけど、そういう適材適所をいろいろ要請するときに、こういう人、こういう人と要請されてくるのであればですね、これはもうその人の能力というのは把握できるわけですが、適材適所の配置ができると思いますので、できるだけそういうのをやっていただきたいと思います。

この派遣職員の方々、今、マンパワー不足でですね、本当に来ていただいているわけです。まだまだしばらくは助けていただかなければいけないのですよね、帰られるときは、また来ますよというような声をですね、聞けるように、していただきたいと思いますし、町もですね、やっぱり人手不足ということで、職員をですね、今度増やしていくと、将来的には財政的に非常に厳しくなるのは目に見えております。ですから今、募集すれば期限付きというようなことでやっておられますけれど、人を増やしているけどその辺も、町のこういう時期だからしょうがないと言われるかもしれませんが、やっぱり5年後、10年後を考えると、相当財政的に負担が出てくるのは間違えないわけですから、その辺、やっぱり派遣職員の方をいろいろお願いしてですね、派遣させていただいて、復興をなし遂げていかにゃんいかんと思ってですね。その辺よろしく願いして質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 中村健二議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時19分

平成29年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年6月13日午前10時00分招集
2. 平成29年6月20日午前10時00分開議
3. 平成29年6月20日午後2時40分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町役場仮庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 常任委員長報告

日程第2 議案第47号 公有財産の取得について

日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第49号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第50号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第51号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第52号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第53号 農業委員会委員の任命同意について

日程第9 議案第54号 農業委員会委員の任命同意について

日程第10 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第7－1号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議員派遣の件

日程第12 閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長選挙

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 柴正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	生活再建支援課長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	緒 方 潔 君	住民保険課長	森 部 博 美 君
こども未来課長	坂 本 祐 二 君	健康づくり推進課長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	木 下 宗 徳 君	福祉課審議員	深 江 健 一 君
産業振興課長	森 本 光 博 君	復旧事業課長	坂 本 忠 一 君
復旧事業課審議員	増 田 充 浩 君	都市建設課長	西 口 博 文 君
復興整備課長	杉 浦 信 正 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	安 田 弘 人 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	水 道 課 長	荒 木 栄 一 君
下水道課長	水 上 眞 一 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

なお、13番石田議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員長報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。12番坂田みはるでございます。総務常任委員会報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成29年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第42号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年6月13日。②審査状況。平成29年6月16日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の

審査を行った。また、6月19日午前10時から、全委員出席のもと、町指定文化財（天然記念物）平成28年熊本地震布田川断層（福原地内、堂園地内、杉堂地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。当委員会に付託された議案第42号について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第42号の歳入について、町債、教育費国庫補助金、基金繰入金等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第42号の歳出について、地域おこし協力隊、防犯灯施設関係補助金、学校送迎用バス借り上げ料等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した町指定文化財（天然記念物）平成28年熊本地震布田川断層のうち福原地内については、民地内のV字型断層は国内唯一ということを現地において担当課より説明を受けた。堂園地内については、畑地に180メートルにわたる横ずれした断層を確認し、クランク状のあぜ道を保存していくことを現地において担当課より説明を受けた。杉堂地内については、潮井神社境内に表出した断層を確認し、今後の潮井公園造成に生かされることを現地において担当課より説明を受けた。

なお、視察した3カ所とも国指定文化財（天然記念物）を目指しているとの説明を受けた。また、今後の防災・減災教育を推進していく上でも貴重な遺構であることから、適切な保存が必要であることを確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成29年6月20日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上をもちまして、総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 4番松本昭一です。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成29年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第42号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第43号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。議案第44号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）。議案第46号、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年6月13日。②審査状況。平成29年6月16日午前10時から、益城町役場仮設庁舎本館2階第2会議室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、19日午前10時から、全委員出席のもと、グループホームグリーンヒルましき、第五保育所建設予定地及び保育園こころの現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第42号ほか3件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第42号については、仮設住宅の入居者を見守るための被災者見守り対策強化事業や被災して建てかえが予定されている第五保育所関連の災害復旧工事請負費等に関する質疑があり、仮設住居入居者に対する支援の状況及び第五保育所建てかえに関する費用等についての説明を受けた。第五保育所については、建てかえを機に民間移行を検討できなかったかなどの質疑も行われた。

また、議案第43号については、災害による一部負担金免除措置に対する国の財政支援措置や平成30年度からの国保都道府県単位化後の標準税率等に関する質疑があり、それぞれの現状について説明を受けた。

議案第44号及び議案第46号については特段の意見はなかったが、第46号に関連して、水道施設等に係る災害復旧の進捗状況について質疑が行われ、今後の水道施設の復旧予定について説明を受けた。

現地視察において、グループホームグリーンヒルましきでは、現在の入居状況や施設整備等について施設長から説明を受けた。次に、第五保育所建設予定地では、建物が建つ予定箇所について確認した。最後に視察した保育園ころでは、施設の運営状況等について園長から説明を受け、施設環境や保育の状況を確認した。

以上のとおり、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成29年6月20日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

これで福祉委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 17番荒牧です。

建設経済常任委員会報告書。平成29年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第42号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第45号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。請願第2号、小動物による獣害被害防止に関する請願書。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年6月13日。②審査状況。平成29年6月16日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員6名中1委員欠席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、19日午前10時から、全委員6名中1名欠席のもと、福原地内の田中橋及び安永地内の安永橋の橋梁災害復旧現場、惣領地内の河川災害復旧現場、安永地内ましき野の下水道災害復旧工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第42号ほか2件、当委員会に付託された議案及び請願について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第42号、議案第45号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。また、請願第2号についても、全会一致で採択することに採択することに決定した。

②審査の主な内容。議案第42号では、7款商工費の仮設商店街商品倉庫リース料について質疑

があり、テクノ仮設商店街、木山仮設商店街へ設置するもので、1商店街当たり176万4,000円、補助率100%であるとの説明を受けた。

8款土木費については、4項都市計画費の13節委託料の都市防災総合推進事業委託料の内容及び委託の成果、時期等について質疑があり、まちづくり協議会の地区数及び開催回数の増に伴うものであるとの説明を受けた。この事業は、避難路・避難場所の確保を目的とし、今後、都市防災総合推進事業もしくは街路事業としてできるだけ多くの事業に取り組みたいとのことであった。なお、事業の推進に当たっては、提案書は地区の合意形成のもと作成し、次年度予算に反映させるよう要望があった。

同じく土木費の5項住宅費について、災害公営住宅整備に係る検討委員会及び先導的官民連携支援事業委託の内容について質疑があり、先導的官民連携支援事業については、再度、アンケート調査を行い、その結果をもとに、整備戸数の精査や県またはURなどへの委託も含め、整備手法等の検討を行う事業であるとの説明があった。なお、災害公営住宅の整備内容の経過について、災害対策特別復興委員会等で報告を行うよう要望があった。

次に、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧費については、被災した橋梁のうち、架け替えの場合、位置の変更とあわせ通路部の拡幅等について質疑があり、落橋した田中橋については、上流部へ架け替え位置の変更及び拡幅を計画しているとの説明を受けた。

議案第45号では、下水道認可区域変更業務委託料について質疑があり、学校給食センター予定地の周囲の事業所等も今回の業務委託に含めているとの説明を受けた。また、下水道浄化センターの現在の汚水処理能力について質疑があり、昨年12月に策定された町復興計画にある新住宅エリアとの整合性を図るためにも、町全体の見直しについて、地域再生道路沿線など下水道未整備箇所について早目の対応を行っていく必要があるとの意見が出された。

19節合併浄化槽設置整備事業負担金については、合併浄化槽の規模ごとの補助金金額の確認とあわせ、将来的な下水道整備について、市町村型浄化槽設置など含め、今後、検討していくとの説明を受けた。

請願第2号については、獣害被害は、スイカはもとより他の作物も大きな被害を受けており、これまでもイノシシや鹿などの有害鳥獣被害対策について、また猟友会への補助金の充実、電柵やわなの補助など要望されていたものである。今後、先進地事例の研究や視察などを行い、根本的な改善対策を検討するよう要望があった。

③視察の結果と意見。福原地内の田中橋の橋梁被害復旧現場においては、橋梁の拡幅とあわせ道路拡幅の要望があった。安永地内の安永橋の橋梁被害復旧現場においては、幅員の拡幅と接道部分の拡幅の要望があった。惣領地内の河川災害復旧現場については、早急な復旧の要望があった。安永地内の下水道災害復旧工事現場においては、担当者から工事概要についての説明があり、工事の進捗状況を確認した。いずれの災害復旧工事現場においても、早期の全面復旧と工事の際の2次災害防止に努めるよう要望があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成29年6月20日、建設経済常任委員長 荒牧昭博。益城町議会議長 稲田忠則殿。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。

常任委員長報告に対する質疑は益城町議会規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明をお願いいたします。

質疑はありませんか。

9 番宮崎議員。

○9 番（宮崎金次君） おはようございます。9 番宮崎でございます。

福祉常任委員長及び建設経済常任委員長にお尋ねをします。

まず、福祉常任委員長にお尋ねします。

今回の福祉常任委員会の中で、35ページ、11款3項1目民生施設災害復旧費、第五保育所の建設費の問題で、町の出費をできるだけ抑えるため民間を利用するのも一つの方策だと思いますが、今回の議論の中で、なぜ民間を活用しないのか、その理由についての説明は委員会ではなされたのでしょうか。

それから、もう1点。また、現在の第五保育所の解体費用、現在3,000万円ほど予定をされてるそうですが、やや高額となっておりますけれども、委員会ではどのような議論になったのでしょうか、お尋ねをします。

続きまして、建設経済常任委員長にお尋ねします。

26ページ、8款4項1目13節の委託料の件で、まちづくり協議会と従来ある町内会、自治会との仕分けやその関係について、どのような議論がなされたのでしょうか、お尋ねをします。

また、請願第2号、小動物による獣害被害防止に関する請願書について、どのような議論がなされたのかお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 9 番宮崎議員の質問にお答えします。

今回は災害ということで、国が3分の2、県が12分の1の補助がついております。残りは起債で対応ということです。町立ということをやめて、民間に公募して建ててもらおうということではできるとのことでございます。ただ、時間的にもかかるということです。地区を福田校区に限定して民間に募集をかけた場合に、応募をしてもらえるか分からないということになります。広安校区や木山校区は応募してもらえるかもしれませんが、福田校区で募集した場合に応募してもらえるかということでございます。

それと、解体費の3,000万円についてどういう議論があったかということですけど、保育所の基礎くい解体に3,000万円を計上してあります。くいを撤去するために3,000万円かかるのであれば、平屋の建物を解体するのに費用がかかり過ぎではないか、また、基礎くいは撤去せず、その

ままにしておいたほうがよいのではないかという意見が出ました。土地の利用をどうしていくかで、その判断も変わるのではないかとということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 9番宮崎議員の質問にお答えいたします。

26ページの8款4項1目13節の委託料の約300万円、まちづくり協議会の町内会、自治体との仕分けがどう関係していて、どのような質問が出されたかでございますけれども、委員会の中では、自治会の仕分けについてはですね、なかったと思いますけれども、委員会の中で、いろんなことでまちづくり協議会の分をさらにこういった補助出すという話だったと思いますが、地区数が多かったので補助が3カ所から5カ所に変ったということで、補助が増えたということをお尋ねという形の中で、課長のほうから、まちづくり協議会の時期については確かに難しいと思います。できるだけ早い時期に協議会の中で、皆さんの合意ということで協議会の提案書を作成していただく、協議会から最低、避難路、避難地などがあがってきたら、こちらを精査して都市総合事業に載せる、もしくは他の事業に載せるか、原則的にできるだけ多くの事業を適当にやっていきたいという見込みで行きたいとあったと思います。

町内自治会との整合性という形についてはですね、この中ではなかったと思います。委員会の資料がいただければ。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま各委員長からですね、1回目の答弁をしていただきました。ちょっと分からないところがありますので、最後にもう一回質問をさせていただきます。

まず、第五保育所の問題で、民間を起用しない理由、今回、民間は起用できないという理由は、今、委員長が申し上げられましたように、一つは時間的、復旧で急ぎで早く第五保育所を建て直すんだと、こういう話と、それから、民間に保育所を運営していただくようお願いした場合に、福田地区でお願いをすると、多分、応募する人がいないんじゃないかと。こういう理由で今回は民間を起用しなかったと、こういうふうにお答えになったと思うんですが、それでよろしゅうございますか。

○福祉常任委員長（松本昭一君） はい。

○9番（宮崎金次君） 分かりました。そこで、今、これ、前々から何回も話が出ておりますけれどもですね、待機児童問題で政府一丸となってそれを解消しようということで、非常に民間に対する補助金等が手厚くもてなされております。ですから、なるべく官がやれることच्छゅうか、官がやらないで民間がやれることは民間にという方向だろうと思うんですよね、世の中の動きは。ですから、確かに時間的な要素が加わるといろいろ問題があるかと思うんですけれども、なるべく民間にということで、何かそういう意見が出たのかなというのを確認したかったと思います。以上で、この問題については終わらせていただきます。

それから、保育所の撤去の問題ですが、確かに跡地の利用、これがやっぱり一番どういうふうにするかによってですね、基礎くい、これが撤去するかしないかによって、その費用がかかり方が違う。今、委員長からの報告だと、跡地の利用が決まってないから、基礎くいは撤去するかし

ないか決まっていような感じを受けたんですが、これは委員会としてはどういうふうにとるんですか。これだけもう一回、委員長の解釈といいますかね、委員会の流れというもののだけちょっと教えてください。要は、跡地の利用がはっきりしないので、基礎くいをとるまでの撤去をするかとらないまでで終わるのか、それによって3,000万円という値段が全然変わってくると思うんですね。そこはそういうふうな委員会の流れになっとなったのかだけ教えてください。

続いて、建設経済常任委員長にお尋ねした中の回答の中で、まちづくり協議会の手続的にはですね、よく分かったんですが、要は現在の町内会と新たにできたまちづくり協議会、これの整合性がですね、どういうふうにとっていくのか。これがですね、なかなか我々もちょっと理解できなかったのも、委員会としては、この整合性については、今、「なかった」と、こういうふうに委員長がお答えになったと思うんですが、本当になかったのか。これだけちょっと再度確認をしたいと思います。

それから、もう1点お尋ねしました、小動物による獣被害ですね。獣害被害についての、これについてのお答えがなかったと思いますので、これについてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 9番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

一応、くいは撤去するということに決まっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 9番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

まちづくり協議会が本当に60部落の相違があって心配しているというふうな形で、要するにまちづくり協議会のほうが100人位おられて、変な話が、そういうような心配云々で行けば、コンサルとがございますので、その辺どういう形で配慮をするものかということでございます。

それと、小動物の請願につきましては、スイカという形の中で出ておりましたので、議員の中から、スイカだけじゃなくて、いろんな作物についてですね、入れることはできないかというような話が出ております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。2回目の質問に対する答弁ありがとうございます。

今、福祉常任委員長からは、第五保育所の跡地を撤去するに当たっては、基礎くいまで撤去をするということが決まると、こういうことでございますので、了解をいたしました。

それから、建設常任委員長にお尋ねしたですね、まちづくり協議会と現在の町内会なり自治会なりとの整合性の問題について、もう一つちょっとよく分からないところがあるんですが、ここあたりは、また今後、関心を持って見ていきたいなと思います。

なお、小動物に対する獣害被害、この請願について、もう1点だけですね、ちょっと確認をさせていただきます。要は、今回はスイカに対する小動物って、こういう限定した形で請願は上がってきておりますけれども、この請願はあくまでも農協からの請願でありますから、この文章を変え

るわけにはいかないんですよ。ですから、これはこれで、町が行政的に何かをやるときには、スイカに対する今回のやつだけじゃなくて、もう少し幅広く捉えて行政的にやると、こういうことで理解してよろしいんですか。委員会の中身について、再度、確認をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 宮崎議員の3回目の質問にお答えします。

請願についてはですね、いっぱい出ておりました。そういう中で、請願については文言の訂正はできないというような形で確認をとりまして、そういう中で、いろんな話の中で、今、いろんな農作物に被害が出ている中で、駆除する人が少ないというようなことでも話が出ておりますし、そういう中で補助金あたりも少ない。こういう形の中で、補助金のほうが少ないというような要望を与えたと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

2 番下田利久雄議員。

○2 番（下田利久雄君） おはようございます。2 番下田でございます。

総務委員長にお伺いいたします。

きのう、視察された町指定の文化財（天然記念物）平成28年熊本地震布田川断層のうち、福原地内の民有地内で断層の視察をされた際、地権者の方から町に対する要望はなかったでしょうか。もし地権者の方からお話があったならば、教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 2 番下田議員からの御質問にお答えします。

敷地内で、特に御自身のおうちが倒壊されという状況でしたけれども、御厚意で今回は町に提供して下さった、遺構として残してほしいという御挨拶もいただきました。その中で、やはり思いとしては、皆さんに大切にここを残していただくための継続をするということの御確認されたこと、それから今後、御自身もやはり本来ここでの生活を希望にされている部分もありましたので、国指定ができるだけ早くあそこまでいって、御自身の生活がきちんと再建されることを希望される旨のお話は、私ども、視察をさせていただきながら伺うことができました。

本当に突然のことで、目の前に大切なものを、御自宅の敷地内での、まことに大変な震災で受けられたことでありますが、益城町のためにということでのお計らいをいただいたということも重々に御説明いただき、納得をさせていただきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 2 番下田議員。

○2 番（下田利久雄君） 1 回目の答弁ありがとうございました。

地権者に対して委員会は、地権者の要望に対して、委員会では何か話し合いがございましたでしょうか。また、町執行部から、その件に関して、何か今後の話し合いがあったら教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 2 番下田議員の2 回目の質問にお答えいたします。

当日、町執行部からの御本人様に対するお話しというのは、委員会の中では、本来ですと、やはり早く御自宅を本当に再開したいというお話もあるなというような内容のお話は皆さんでした。その旨については、できるだけ御本人にですね、地権者の方にいろいろな計らいができるというですねというお話をしましたところ、執行部のほうでもその旨を加味しながら、現在、お話も進めているということで、内容につきましての詳しいことではございませんでしたが、やはり地権者のことを思ってお話し合いというのは進んでいるかというふうに受けとめました。委員会では、皆さん、それ以上の御質問等はございませんでした。

○2番（下田利久雄君） はい、よかです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問ありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。福祉常任委員長と総務常任委員長にお尋ねをしたいと思います。

まず、総務常務委員長のほうにお尋ねをしたいと思います。

議案第42号の一般会計補正予算書の中ですけれども、14ページですね。14ページ、2款1項7目19節ですね、防犯灯施設電気料補助金について詳細な説明を受けたということでございますので、できればですね、その詳細な中身についてですね、教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

それと、同じく、ページ数からいきますと36ページ、11款5項1目14節ですね、プレハブ庁舎リース料についての説明もあったと思いますけれども、この説明ではですね、多分、今までは無償提供を受けてた部分だと思いますけれども、今回からなぜリース料が発生したのかについてですね、お尋ねをしたいと思います。

次に、福祉常任委員長ですかね。福祉常任委員長については、先ほど来、第五保育所の件についてですけれども、第五保育所の件について、いろいろ説明をいただきました。ちょっと第五保育所の件についてですね、一つだけ確認しておきたいんですけれども、今のですね、今回の場合でいくとですね、幾らの起債で幾らの町の一般財源からの持ち出しかという部分と、幾らあたりですね、先ほどちょっとお答えいただいたかもしれませんが。それと、もし民間にした場合ですね、だいぶん利率が下がると思うんで、それに対応して幾らかという部分ですね、民間にしたら幾らかと。そういう数字の部分がですね、出ていれば、教えていただきたいと。

それと、基本的なところで、民間でやっていくというのがだめではないと、難しくはないというお答えだったと思うんですけれども、それで間違いないかですね、難しくないんだよという部分で間違いないかどうかという部分ですね。が、まず1点目と。

2点がですね、18ページですね、ページ的には18ページ、3款1項1目ですかね。1目の13節委託料、被災者見守りという部分の委託料がございます。18ページですね。についてですね、被災者見守りという考え方の中に、地域支え合い事業と地域見守りという事業が二つに分かれていると思うんですけれども、地域支え合いであれば、仮設住宅1世帯当たり約10万の補助になっていると思いますが、地域見守りであれば2万の補償、補助ですね、補償じゃなくて補助になって

おると思います。そういう違いというものをですね、この委員会を出ているのか出てないのか。もし違いがあるとすれば、何なのかについてですね、お答えをしていただきたいと思います。お尋ねします。

次がですね、ページ数がですね、医療費の一部負担ですね。ここは国民健康保険特別会計ですね、議案の43のほうになります。医療費の一部負担についての質問はあったかなかったかで、あったら、どのような質問があって、どのような答えがですね、あったのかをですね、お尋ねしたいと思います。以上、1回目の質問でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員の1回目の御質問にお答えいたします。

まず、防犯灯の施設についてのこの予算についての質問があったかということでございますけれども、今回、防犯灯施設整備費補助金と防犯灯施設電気料補助金ということで140万円と180万円という計上になっております。これは世帯が減った地域に電気料を補助するというお話になっております。この世帯が減った地域という部分につきましては、今回、宮園地区のほうからお話が上がっていた旨ということなんですが、まだ今後、まだ調査というところまでは行き着いておりませんので、申請がですね、上がっているところから見ていくという説明までを受けております。

それから、二つ目の御質問がプレハブ庁舎のリース代についてですけれども、これにつきましては、二人の委員の方からの御質問もございましたが、これをあわせた執行部からの御説明がいかんと思いますので、ちょっと説明をお話しさせていただきます。

今回、14節のほうでプレハブ庁舎のリース料がどういうものかというお尋ねもございました。今回、これにつきましては、旧庁舎の役場玄関前のユニットハウス、こちらのほうの南側駐車場の環境衛生課として使っておりましたところを、このユニットハウスを移設して、倉庫が不足している部分に充てるという御説明だったんですね。この倉庫におきましては、現在、総合体育館のほうでも、今、建てかえなどのいろいろな協議をなさっていたところなんですが、そういったところのいろいろな器具ですとかマシンですとか、そういったものがありますので、そういったものを入れるために倉庫代ということでの計上をしてあるということでの説明を受けております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8番野田議員の質問にお答えします。

第五保育所の建設の分についてですが、全体で3億1,000万円です。国県補助が1億6,499万9,000円、1億5,700万円が起債、一般財源が23万9,000円ということになっております。

○8番（野田祐士君） 地域見守りの件について、民間の場合、幾らですかね。

○福祉常任委員長（松本昭一君） そういう金額は出ておりません。

○8番（野田祐士君） 出てない。

○福祉常任委員長（松本昭一君） はい、民間の場合はですね。

それと地域見守りの件に関して、テクノ仮設のほかに、木山仮設についても見守り支援の団体

は常駐しています。あとは、社協本体と社協が委託しているLSTというNPO団体が定期的に巡回している状況です。支援見守りの間隔は、支援の対象によって異なります。健康な人は、間隔が比較的長いということになるということでございます。

医療費のことについてはですね、9月末までの医療費の一部負担が無料ということになっておるということでございます。

○8番（野田祐士君） 延長について。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 延長については、まだ国の補助がないことには、延長は難しいというふうになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の質問をさせていただきます。

総務委員長のほうから、先ほど、世帯が減った地域ということで、宮園あたりが代表的だよということだと思いますけれども、これは調査をするということと申請をするということをおっしゃったんですけれども、もし申請するなら、誰がですね、どのような申請をするのかについて答えがあったのかなかったのかとか、そこをちょっと教えていただきたいと思っております。

プレハブのリース代については、その場所についてはですね、いいんですけれども、今回から無償が有償になった経緯ですね、今までは多分無償だった分ですよ。無償だった、執行部、どこがあれですかね。

ですよ。これが有償に変わったわけですよ。ユニットハウスというのは、ユニットハウスって何、何かあれがあるんですよ、ユニットハウスという。

今まで無償で借りた分がですね、今度から有償だということみたいです。その理由があればですね、ちょっとお尋ねしたいということでございます。

次、福祉常任委員長、先ほどお答えありがとうございました。

民間だから12分の1という割合だけしか出てないと。12分の1ですので、3億としてもですね、幾らかになるかということは数字的には大体の概略は出ると思いますので、だいぶん安くなるのは間違いないということで。流れとしてですね、民間に大体、つくってですね、民間に今はお願いをしている部分が多いと、公共物の管理についてはですね。だったら、もう最初からやったがいいんじゃないかっていう気もします。ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、一応、12分の1ということ間違いないですかね。ありがとうございました。

それとですね、今、言われた支援見守りの間隔が支援の対象者によって異なる、支援の対象者によって異なると。間隔が違うとか、対象者によっていろいろな支援の方法があるということですが、それについてですね、もうちょっと詳しい説明をですね、もし受けているのであればお願いしたい。要するに、どういうふうな理由でですね、支援の対象の間隔が違ってきているのか、一人一人の健康状態を確認した上でのですね、分析結果でそういうふうになっているんだという答えがあればですね、ぜひ教えていただきたいと思います。

それと、医療費についてですけども、9月までは一応、無料ということで説明を受けた。後の部分については、また国のほうとの調整というところで、まだ未定という意味合いでよろしい

んですかね。その辺についてもよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 9 番野田議員からの。

（「8 番」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。8 番野田議員からの質問にお答えします。

済みません、先ほどのプレハブ庁舎のリース料を無償だったものが有償になったのかという、その詳細なところまでの、委員会として審査したものはございませんでした。予算措置までということに対しての淡々たる質疑でございましたので、議員がおっしゃったような質問の仕方を談議しておりませんので、そのことまでは伺っておりません。

それから、防犯灯の件です。防犯灯の件で少し説明が足りておりませんでした。委員会の中では、委員の中から、このようにして、世帯が少なくなったところが次々に申し出がありますと、限度があるのではないか、補助する金額とかを決めていたほうがよくはないかなというような御意見が出ましたので、それに対しまして課長のほうからですね、現在、要項を作成しまして、2 割以上世帯数が減っている行政区に対しましては、減った割合を基本として、2 割から 5 割減少した行政区には 5 割補助をするというようなことをしたいという説明を受けております。ただし、告示のほうは予算を承認いただいてからということになるということまでの御説明でございました。最初の答弁で説明が足りませんでした。失礼いたしました。

○議長（稲田忠則君） 松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8 番野田議員の質問にお答えします。

先ほど説明いたしました地域見守り対策強化事業ですね、に対しては、先ほど説明しましたとおりでございます。それ以上のことはありませんでした。

それと、医療費の一部負担の件については、町としては延長をしてほしいという気持ちはありますが、国の補助がないことには延長は難しいということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8 番野田議員。

○8 番（野田祐士君） 2 回目の御答弁ありがとうございます。

3 回目の最後の質問というかあれですけれども、電気代等の支援について、補助について、電気代の補助についてはですね、これは十分ですね、執行部のほうに御尽力いただいた結果だと思っておりますので感謝をしております。世帯が減った地域ということでの割合でございますので、部落によってはですね、地区によっては 9 割ほどのですね、減少もありますので、ぜひですね、御考慮をいただきまして、早目のですね、御支援をお願いしたいと思います。

プレハブに関しては、それ以上の質問がなかったということで、回答もないということなので、そういうことでございます。ありがとうございました。

それと、見守り事業につきましても、先ほど答弁があったとおりということでございますので、それ以上聞くことはできませんけれども、その差があるという御認識がですね、もしあればですね、できるだけ近づけていただきたいというところでございます。以上で、御回答はもう結構でございます。質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

総務常任委員長と建設常任委員長に、建設経済常任委員長ですか、1点ずつ御質問をします。

報告書の中にですね、先ほど述べられたように、地域おこし協力隊について質疑があったということでお話があったんですが、どういう質疑でどういう内容だったのか。補正予算の13ページのほうに、250万円ほどの予算が組んでありますが、これでいくと、一つというか、1組というか、そういう感じになるかと思いますが、一応、どういう回答があったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、建設経済常任委員長のほうにはですね、先導的官民連携支援事業について、どういうふうな質問があったかということで、方法だったり。先導的官民連携支援事業1,700万組んであるんですね。これ、町のほうの議案説明では、公営住宅というか、災害公営住宅のですね、300戸分については町のほうでやると。あと追加分が出た場合に、これを利用すると。これを6回考えているというようなということだったんですが、その辺、何か説明があったらお願いします。以上、2点です。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の御質問にお答えします。

地域おこし協力隊の質問では、どのようなものがあったかということと、どんな御答弁があったかということですが、今回、委員のほうからですね、これも自治体にとって便利なシステムである中で、1人当たり200万円と給与が決められての補助金ということの御質問がありました。今回、交付税措置で500万円近くあるということで、とても便利なシステムではあるなというものがあるなという御意見をいただきました。

しかし、御質問の中では、じゃあ、その皆さんの待遇・処遇ですね、そういったところをどのようにされていくのかということと、3年後、どうサポートしていかれるのかというような点についての詳しい御質問がありまして、これに対しまして執行部のほうからは、協力隊の皆さんの雇用というのは、最長が3年ということで、1年更新という形になっているという御説明が一つ、それから、委員会の質問の中で、やはり人間関係等々が一番大事ということの中から、家族でいらっしゃる方への配慮等も必要になってくるのではないかというお考えがあるという旨を御説明いただきました。その中では、住まいの問題ですとか業務の内容、また、そういったところを今からしっかりと詰めていくというお話です。

それと、もう一つは、先ほど質問の中で、お1人当たり200万円というような内容でございましたので、こういった地域協力隊の皆さんをネットなどで募集をかけました折に、どうしてもそれを検索される方が報酬が200万円以下というところを見てくださらないということよりも、益城町が表に出てこないところがあるようなところを危惧されているという意見もございましたので、そのような点を想定しながら、これからもう少し研究を重ねての発信をしていただくのと、地域に根差していただけるような方々に来ていただけるような努力をしたいという旨を、執行部

からの説明としていただきました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の質問にお答えします。

先導的官民連携支援事業について、どのような質疑あったかということでございますけれども、こういった300戸という形の中でやれるのかという質問がありましたけど、内容的には、まず一番最初にアンケート内容に基づいての結果で、それだけ必要な方が出てきたら、管轄を町でやり、県であったりURであったり、実質的には町のほうでやるというような説明がっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 総務常任委員長からはいろいろ説明がありました。これ、予算を一応組んでいるわけですから、当然、これを利用するというか、多くの地域で利用しようとしているけれども、地域というのはどこというような、要は場所、それと、これはやっぱり一番なのは、もちろん地域との連携、その人たちの人間関係でしょうけども、あとは町がいかに関係をどうするね、大事にするという言葉はおかしいけれども、どういう使い方をするか、町のためにどれくらいするかということもあると思います。どこかの町では、ここの方が、こういうのは余り自分たちでやるから要らんというようなことを言われて、地域おこし協力隊の方が来られたのが、任期途中でやっぱりやめられて帰っちゃったというのがあります。熊本県内です。だから、益城町も3カ月はしっかりと要望しているのかどうなのか、そういう話は執行部のほうから何かありませんでしたか。その辺をぜひよろしくお願いします。

それから、建設経済常任委員長には、何かちょっと、300戸は町のほうで、URとかですね、それで最終的には町のほうでという、何かちょっと意味が分からなかったんですが、その辺詳しく。300戸については、町がやると。で、残り幾つになるか分からんけど、いろいろアンケートをとった結果、増えたならば、それをこの先導的官民事業のほうに、支援のほうに、これでいろいろ調査を行って民間を利用するというような形になるのか、その辺の説明までちゃんとしっかりあったのか。ちゃんと300戸は町のほうでやると。残りの部分をそういうことだったのか。その辺をもうちょっとはっきりお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の質問にお答えいたします。

今回の執行部のほうからというよりは、委員の中から、これは未来トークの地域おこし協力隊のことであろうということと、未来トークに1名とFMに1名採用してということでのお話だろうということでの御発言がありました折に、もう皆さんうなずくところでの御返答ということで、そのような内容になっております。

それと、せんだって、先ほどもお話がありましたけれども、全国からですね、仕事ですから、報酬をいただいている皆さんが全国各地から来られるというところで、議員の先ほどの答弁につながりますけれども、そういったところで、できるだけネットで見られるという形にも、金額で振り分けられないようにする努力をするということは前提でお話をなさっているものと認識しま

した。以上でございます。

○14番（中村健二君） 地域は。地域はどこに。町の地域はどこに。利用地域。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 地域についてまでのお話は、お話し合いはしませんでした。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 中村議員の質問に再度お答えします。

先ほどお答えいたしましたとおりですね、あくまでも答弁ではですね、これだけしかないと、この部分については。でですね、繰り返しますけども、内容的には、まず一番最初にアンケート内容に基づいて、その結果、どれだけ必要なのが出てきましたら、300戸を町でやり、県であったりURであったり、実質的には町のほうでやるという答弁になっておりますので。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 3回目の質問ですけれども、地域については、まだ分かってないということだと思います。それはそれでいいとして、やっぱりこれは非常に微妙な問題ですね、先ほど言ったように、地域おこし協力隊の人たちは、いろいろ一生懸命地域をですね、小さなところを協力して、町へ飛び出していこうというような、名前もそうだからそうけども。ですから、町のほうとしてもしっかりと支えていかないと、なかなかその辺まで町のほうがしっかり労働者のほうと協力していきますとか、非常に望んでいるとかですね。先ほど言われましたように、募集しても別のほうで金額でというようなですね、いろいろ支援金とかもろもろあるんでしょうけれども、その辺で、できれば町のほうでしっかり取り組んでいってほしいと。

どういう地域にするのか。これは、委員長、1組だけというか、1家族というか、来られる人は家族で来られるんでしょうけど、この予算でいくと、一人分と思いますが、それだけしか出ないと。いくつかの地域に来られるということではないのか、その辺まではなかったですね。

それから、建設経済常任委員長は、もう何か、これは300戸は町です。県、URで、残りは結局、残りというのは県側で、最終的には町です、その辺がどうもちょっと理解できないんですが。300戸は町ですけれども、残りの部分はこれを利用するんだということなのか、その辺ははっきり言われなかったですか。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 300戸は間違いありませんと。

○14番（中村健二君） どうもありがとうございました。以上です。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） よかですか。

○14番（中村健二君） ここで。とりあえず。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 繰り返しになりますけど、はい。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の3回目の御質問にお答えします。

先ほど少し答弁の仕方が悪かったのか、認識間違いをさせてしまったかなと思っているんですが、先ほどの隊員の方についてですね、これ、未来トーク地域おこし隊員ということで、今回の町のほうでの未来トーク、これ、仮設住宅と伺っておりました。そちらに1名とそのFM放送に1名採用したいという思いでの2名ということで伺っております。

そういう内容だということで、総務常任委員の委員の中からの御質問がありましたときに、そのようにお返事をいただいたかと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 3回目のお答えをいたします。

委員会の中ではですね、さきの答弁というのはあるようなんですね。これ以外は地区にはあっておりませんので。委員の中からですね、これを受けて、このアンケートはもちろん大事でしょうから、日程等やいろんなことを含めることだと思うのでアンケートの内容も確認しておかないと難しいと。むしろ検討が必要な部分で、やっていただいているかという、その後、途中での報告をお願いしますというような形で終わっておりますので、委員会の中ではですよ、課長答弁のこの部分だけなんです。そういう御理解、今ので3回目になりますけれども。以上です。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時30分から再開します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上です。

総務常任委員長にお尋ねをします。

基金残高についての補助金がお伺いしておりますけれども、どういうふうな残高になっているかというのを教えてください。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 15番竹上議員からの御質問にお答えいたします。

今回、基金についての質疑がなされました。残高を教えてくださいということでの質疑でございましたけれども、執行部のほうからは、10の基金につきましての御説明をいただいております。順番に申し上げます。財政調整基金が4億円、他の基金は、減災基金が1,000万円、ふるさと基金が3,300万円、土地開発基金が4,400万円、社会福祉振興基金が1,900万円、地域福祉基金3億6,700万円、公共施設整備基金5億円、水と土の保全基金1,000万円、公共下水道建設基金2億600万円、公園整備基金4,100万円という基金が10あるというところまでの御説明を受けております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 基金については、町民が理解して、本当に＜聞き取り不能＞だと思います。そういう中で、今回の地震において、さまざまな公共の建物が被害を受けたということで、公共施設整備基金、現在残りは5億円というお話がございました。今後、公共工事については、本当に建設ラッシュということで、いろんな建物を整備、また新築していただきたいという中で、

この基金について、今後どういうふうになっていくのか。そしてまた、この基金の今後の予定、あるいは計画はどういうふうになっていくのか、そういうふうな意見はあったかどうかお教えてください。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 15番竹上議員の2回目の御質問にお答えします。

議員のほうからは、財政調整基金や減災基金等々、それから公共施設整備基金などに関しましてですね、統計台帳を入れて、また交付金のほうも底が尽きるおそれがあると感じますねという御意見は出ましたけれども、それ以上に、執行部のほうからこれに対しての答弁というものはございませんでした。皆さんの中でそれを共有したというところで終わりました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 委員会の中では、それ以上のところはなされてなかったということでございますので、今後、この基金については、誰もが心配していることです。これはためていかなとしようがないなというような答弁も出ました。本当にですね、みんなが心配している、そういう中において基金のお話があったなら、やはり最後まで話までしていただければありがたいかなと思います。委員長のことだから、ぜひ今後そういうことを念頭に置いてお話を進めていただきたいと、そういうふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。

福祉委員長に1点。ほとんど皆さんお疲れでおりますので、重複することだろうとは思いますが、聞かせていただきます。

議案第42号のですね、平成29年度益城町一般会計補正予算の18ページに被災者見守り対策強化事業委託料ですね。この委託料は先ほどもずっと御説明がありましたから、大体分かりましたけれども、1点だけその中で、テクノ団地のほうに大体常駐されているということでございましたですね。それと、ほかに社協とかLSTですか、それとNPO等々の方々がまたされているとか、その方々のされているところ、大体どこをやられているかということを、その点がお話がなかったようでございますので、もしそういうお話があったらお聞かせ願いたいと思います。

次に、議案第43号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算の中で、先ほどから皆さんがお聞きされているように、半壊、全壊、半壊等々につきましては、医療費の一部負担額が決まるということで、3月から延長されております。その後はまだ分からないということでございますが、もしその保険料の負担が9月までで切られましたときに、非常に保険料が膨張するんじゃないかという面も心配をしております。

まず、もう5年ぐらい前だったと思いますが、保険料が8億円ぐらいの余剰金があったんですけど、そんなにあるんなら保険料を下げたらどうかという、現西村町長のときにそういうお話が議員からありましたので、その後、住永町長のときだったかと思いますが、保険料を下げました。ところが、すぐに年間2,500万か3,000万ぐらい膨張したような経緯がございます。そこ

で底をついて、それこそ今、厳しい状態でございます。そういう中で、今後よりもこの後がまた厳しいのではないかと思います、そういう経緯の流れのお話があったかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、建設経済常任委員長に1点お尋ねをいたします。

先ほどから補正予算の中で、災害公営住宅の先導的官民連携支援事業を皆さんが聞かていらっしゃいますが、ちょうど説明の中には、この中でさまざまな手法でやっていこうかという、そういう説明が執行部のほうからあっております。その中で、委託料でございますが、どういう方法で、幾つかの方法でやられていくのか、ちょっとお話があったらお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の質問にお答えします。

被災者の見守り支援対策についての質問でございます。先ほど申しましたとおり、テクノ仮設のほかに、木山仮設についても見守り支援の団体が常駐しております。あとは、社協本体と社協が委託しているLSTというNPO団体が定期的に巡回している状況でございます。支援見守りの間隔は、支援の対象者によって異なります。そういう濃淡がありますので、健康な人は間隔が比較的長いということでございます。

それと、医療費の9月までの無料ということで、半壊以上は無料ということになっております。保険料に関して、上がるのではという質問はありませんでした。国の補助がないことには、延長は難しいということでございます。ただ、早目に治療をしていただいて、重篤にならないようにしていただければということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 16番渡辺議員の質問にお答えします。

先導的官民連携支援事業委託の内容についてということでございますが、先ほど中村議員からも質問がありましたけれども、先ほど答弁の中で少し内容が足らなかったということでおわびを申し上げ、渡辺議員に答弁をいたします。

先導的官民支援事業については、再度、アンケート調査を行い、その結果をもとに整備戸数の精査や県またはURなどへの委託も含めた整備手法等の検討を行うということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） それぞれ答弁ありがとうございました。

福祉のみなし見守り対策強化については、例えばテクノに常駐されていると、それとみなし仮設あたりは社協がしてあるということですか。みなし仮設、そういうところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、医療費問題。医療費問題は特に話がなかったということでございますが、やはりこれも、その後9月以降になったら高騰しなくてはならない状況になるのではないかと考えておりますので、その辺もよろしくお願いいたします。

それから、建設経済常任委員長のほうに対しては分かりました。どうもありがとうございます。
た。

○議長（稲田忠則君） 松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の2回目の質問にお答えします。

先ほど申しましたとおり、テクノ仮設と木山仮設については常駐しているということでございます。あとの仮設については、社協と委託している団体が定期的に巡回をしています。みなし仮設についてのお話はありませんでした。

それと、先ほどお話がありました保険料の件についての質問はありませんでした。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、いいですか。

○16番（渡辺誠男君） はい、いいです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5議案について採決いたします。

議案第42号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第46号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第42号から議案第46号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「小動物による獣害被害防止に関する請願書」についてを議題といたします。
紹介議員の説明を求めます。

1 番 上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） 1 番の上村でございます。

請願書について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

小動物による獣害被害防止に関する請願書。全国的にも鳥獣被害の発生が報告されている中、上益城管内においても中山間地の開発が進み山林が開かれ、このためにすみかを離れなければならなくなった野生動物たち、結果、追われた野生鳥獣の生息分布区域が拡大し、野生鳥獣による農作物の被害が急増しています。

益城町においては特産物であるスイカ栽培が盛んに行われていますが、最近、野生小動物によるハウススイカの食害被害（以前から数件の被害発生はあった）が頻繁に発生しています。スイカ農家からすれば、生活を支える手段であり、何カ月もの間苦勞をし、育ててきたスイカを一晩にして販売不可能な状態になってしまうのは、悔しさと悲しみでいたたまれない状況で落胆の一言に尽きます。

去年は熊本地震の発生があり、家も納屋も農業機械などなど、被害は惨たんたるものでした。今年はアナグマ、テン、ハクビシン、アライグマなど小動物の食害被害に遭い、自然災害に続き、大幅な収入減による試練の年が続いている状況です。現場においては、連日の被害発生が続き、ハウス1棟当たり20玉から40玉の被害に遭うことも少なくない状況で、被害は次第に広がりを見せています。一日も早い防止対策が必要であり、現在、農家に対し防止対策の手段である電気牧柵の設置をお願いし、呼びかけているところですが、設置するには24万円から50万円と経費もかさびます。農家の農業維持継続のため、早急な被害防止対策への取り組み強化をお願いするとともに、防止対策事業補助金について実施されることを切にお願いするものであります。

以上が請願説明となりますが、請願者から、季節柄、スイカ栽培は最盛期ということもあり、スイカ栽培において被害が集中して発生したために、スイカ農家だけが対象のような印象の文面となっておりますが、決してそのためだけのものではなく、農作物全般についての獣害被害対策補助金についての意図も含んでおります。御了承のほど、よろしくお願いしますということでした。ここでつけ加え申し上げておきます。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより請願に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

請願第2号、建設経済常任委員長の報告は採択であります。委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号「小動物による獣害被害防止に関する請願書」を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する建設経済常任委員長の報告は採択です。

請願第2号「小動物による獣害被害防止に関する請願書」を採択することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって請願第2号「小動物による獣害被害防止に関する請願」については採択することに決定されました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1 時30分

日程第2 議案第47号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 午前中に会議に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第2、議案第47号「公有財産の取得について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第47号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

この議案は、益城町学校給食センター災害復旧移転整備等に伴い、学校給食共同調理場用地を取得するものであります。

場所につきましては、参考資料を添付しておりますとおり、県道235号益城菊陽線沿いの井関農機入り口北側と、ヤマエ久野南側の間の土地で、内容につきましては議案に記載しておりますとおりです。

所在地は、益城町大字宮園字ニノ迫地内。面積は1万231平方メートルです。取得の相手方は、上益城郡益城町大字宮園406番地1、澤田アキエ様ほか5人。

取得目的は学校給食共同調理場用地で、取得予定価格は6,650万1,500円です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第47号「公有財産の取得について」の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号「公有財産の取得について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第47号について原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第47号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第48号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第48号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町益城福富地区の污水管災害復旧21－14ほか工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工場所は、益城町大字福富及び惣領地区の県道熊本高森線から秋津川に至るまでの、被災しました下水道管渠582.1メートルを復旧する工事でございます。このほか、マンホールにつきまして、被災しました人孔部分の復旧を13キロ行うものでございます。

工期につきましては、平成30年1月31日までを予定しております。

契約金額は5,464万8,000円で、契約の相手方は福富719番地、有限会社富田産業でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第48号「工事請負契約の締結について」の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第48号について原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第48号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第49号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第49号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町益城馬水地区污水管災害復旧22－6ほか工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工箇所につきましては、益城町大字馬水地区の秋津川にかかる馬水橋より浄化センター方面において被災しました下水道管渠628.8メートルを復旧する工事でございます。

工期につきましては、平成30年3月20日までを予定しております。

契約金額は1億8,354万6,000円で、契約の相手方は熊本市中央区、株式会社鴻池組熊本営業所でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第49号「工事請負契約の締結について」の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第49号について原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第49号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第50号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第50号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町益城広崎地区ほか污水管災害復旧21-17ほか工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工場所につきましては、益城町大字広崎地区の秋津川堤防の道路において被災しました、下水管渠245.1メートルを復旧する工事でございます。

工期につきましては、平成30年2月26日までを予定しております。

契約金額は7,689万6,000円で、契約の相手方は福富719番地、有限会社富田産業でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第50号「工事請負契約の締結について」の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第50号について原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第50号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第51号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第51号、工事請負契約の締結について説明申し上げます。

益城町益城福富地区污水管災害復旧21-13ほか工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工場所につきましては、益城町大字福富地区の県道熊本高森線より南側において被災しました下水道管渠138.5メートルを復旧する工事でございます。

工期につきましては、平成30年1月31日までを予定しております。

契約金額は5,269万1,040円で、契約の相手方は天草市、株式会社前田建設でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第51号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第51号について原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第51号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第52号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第52号、工事請負契約の締結について説明申し上げます。

益城町益城宮園他污水管災害復旧22-8ほか工事につきましては、条件つき一般競争入札によ

り実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工場所につきましては、益城町大字宮園及び馬水地区の益城町民グラウンドの西側及び南側におきまして被災しました下水道管渠989.8メートルを復旧する工事でございます。

工期につきましては、平成30年3月20日までを予定しております。

契約金額は3億1,495万8,780円で、契約の相手方は熊本市中央区、日特建設株式会社熊本営業所でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第52号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

下水道の工事がだいぶん出ておるところでありますけれども、今回、一般競争の条件つき入札ということで出ておりますけれども、この資材置き場等ですね、仮設の資材置き場等ですね、部分については、今、下水道管のほうですね、町民グラウンドの横に駐車場をですね、利用している部分もありますけれども、今回もそのような形とっておられるのかどうかですね、お尋ねいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 8番野田議員の御質問にお答えいたします。下水道課長の水上でございます。

今回の議案に上がっている5件の工事につきまして、町の所有地を資材置き場等に使用する予定は現在のところございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第52号について原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第52号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第53号 農業委員会委員の任命同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第53号「農業委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

本案は、8番野田祐士議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により除籍に該当しますので、野田祐士議員の退場を求めます。

(野田議員退席)

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第53号、益城町農業委員の任命同意について御説明いたします。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、平成29年3月の定例会で農業委員会の委員の定数14名と御審議いただき、条例改正を行いましたので、4月11日から5月10日までの1カ月間、益城町農業委員会の委員候補者の推薦及び募集に関する要綱に基づき、農業委員の募集受け付けを行いました。

募集結果につきましては、定数14名に対して申し込みをした者が18名と、定数を超過しておりました。つきましては、5月26日に、副町長を委員長とする益城町農業委員会の委員候補者選考委員会を開催しまして、同日、同選考委員会より、14名の委員候補者の報告を受けました。

野田氏につきましては、選考委員会から農業委員候補者として報告いただいております14名のうちのお一人でございます。野田氏は現職の農業委員でありますので、これまでの農業委員としての経験、知識も十分持ち合わせておられますので、農業委員として適任であると存じますので、農業委員会法第8条第1項の規定により、農業委員会の委員を任命するに当たっては町議会の同意を得ることとなっておりますので、今回、議会の同意を求めるものであります。

○議長（稲田忠則君） 議案第53号、農業委員会委員の任命同意についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号「農業委員会委員の任命同意について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第53号について原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第53号「農業委員会委員の任命同意について」は原案のとおり同意することに決定しました。

野田祐士議員の入場を求めます。

(野田議員入場)

野田議員に通告します。議案第53号「農業委員会委員の任命同意について」は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第54号「農業委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第54号、益城町農業委員の任命同意について御説明いたします。

本案は、前案と同様に、益城町農業委員会の委員候補者選考委員会により報告を受けております14名の農業委員候補者のうちの、前案で御審議いただいた野田氏以外の13名の方の任命についての御審議をお願いするものでございます。

今回の農業委員会法の改正により、委員の任命につきましては、原則として認定農業者などが委員の半数を占めるようにしなければならないとされております。益城町の農業委員定数14名のうち8名以上の認定農業者が必要ということでございますが、候補者のうち8名は認定農業者でございます。また、委員の任命には、農業委員会の所掌に属しない事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとも定められていますことから、農業者以外の者で、中立な立場で公平な判断することができる者1名につきましても、候補者の中に1名の方が含まれております。

13名の候補者につきましては農業委員として適任であると存じますので、農業委員会法第8条第1項の規定により、農業委員会の委員を任命するに当たりましては町議会の同意を得ることとなっておりますので、今回、議会の同意を求めるものであります。

○議長（稲田忠則君） 農業委員会委員の任命同意についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第54号「農業委員会委員の任命同意について」は、13名を列記した農業委員会候補を一括して採決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

これより議案第54号「農業委員会委員の任命同意について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第54号については原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第54号「農業委員会委員の任命同意について」は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第7－1号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7－1号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第55号、専決第7－1号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案第35号、専決第7号議案で提出しました税条例に一部修正箇所がありましたので、修正条例を提出します。

修正内容は、附則第1条第2項中「第32条各号の改正規定及び」の文言を削除するというものでございます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7－1号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第7－1号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」承認することに決定しました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第12 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第12、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。2時10分から再開いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長の職務を副議長と交代します。

○副議長（荒牧昭博君） 稲田議員から、議長職辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を議題とすることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（荒牧昭博君） 異議なしと認めます。よって議長辞職の件を議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（荒牧昭博君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、稲田忠則議員の退席を求めます。

（稲田議員退席）

議長退職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（堀部博之君） 朗読いたします。

辞職願、このたび、町政のことを考慮し、議長を辞職させていただきますようお願いいたします。平成29年6月20日、益城町議会副議長荒牧昭博殿。益城町議会議長稲田忠則。以上です。

○副議長（荒牧昭博君） お諮りいたします。

稲田忠則議員の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（荒牧昭博君） 異議なしと認めます。よって稲田忠則議員の議長辞職を許可すること

に決定いたしました。

稲田忠則議員の入場を許します。

(稲田議員入場)

稲田忠則議員より、議長退任の挨拶があります。

○18番(稲田忠則君) 皆さんこんにちは。今回、私が平成27年5月の臨時会におきまして、皆さん方の賛同をいただきまして、ここ2年間、議長職をさせていただきました。その間、昨年、熊本地震による震災が発生いたしまして、この間、議員の皆様方には、本当に被災の皆さん方の復旧・復興のために一丸となって協力をしていただきましたことに対しまして、本当に敬意を表するところでございます。本当にありがとうございました。

また、執行部におかれましても、私も微力ながら、益城町の町議会議長という大役を仰せつかりまして、自分ながら一生懸命やってきたつもりでございます。今後、益城町が復旧・復興していくために、やはり町議会と執行部が一体となって前に進んで行っていただかなきゃならないという認識を持っております。

そういう中で、私もここで一旦、辞職をさせていただきまして、また議員の皆さんから方ですね、しっかりとした形の中で、執行部と頑張っていただくなという思いの中で辞職願を出したわけでございますので、議員も含め皆さん方、本当に2年間にわたりましてお世話になりましたことにかえまして、敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

○副議長(荒牧昭博君) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(荒牧昭博君) 異議なしと認めます。よって議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長(荒牧昭博君) 追加日程第2、地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行います。

執行部の皆様は退席をお願いいたします。会議再開時間につきましては、館内放送を行いますので、仮設庁舎内にて待機してください。

(執行部退席)

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいま、現在の出席者議員は17名です。

(「議長、報道陣はよかですか」と呼ぶ者あり)

(「報道陣はないです」と呼ぶ者あり)

(「大丈夫ですか」と呼ぶ者あり)

(「はい」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番榮正敏議員及び15番竹上公也議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(荒牧昭博君) 異議なしと認めます。よって立会人2名、5番榮正敏議員及び15番竹上公也議員を指名いたします。

事務局より投票用紙を配付させます。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○副議長(荒牧昭博君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を事務局に点検させます。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼において投票をお願いいたします。

ただいまから投票を始めます。事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長(堀部博之君) 点呼をいたします。議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

1番上村幸輝議員、2番下田利久雄議員、3番富田徳弘議員、4番松本昭一議員、5番榮正敏議員、6番中川公則議員、7番吉村建文議員、8番野田祐士議員、9番宮崎金次議員、10番坂本貢議員、11番寺本英孝議員、12番坂田みはる議員、14番中村健二議員、15番竹上公也議員、16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員、18番稻田忠則議員。

以上、点呼を終わります。

○副議長(荒牧昭博君) 投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

(なし)

○副議長(荒牧昭博君) 投票漏れなしと認めます。

投票が終了しましたので開票を行います。

5番榮正敏議員及び15番竹上公也議員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数17票、無効投票0票、有効投票のうち、稻田議員9票、竹上議員4票、野田議員4票です。この選挙の法定得票数は5票であります。よって稻田議員が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

ただいま議長に当選しました稻田議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2

項の規定により告知をいたします。稲田議員、御承諾願います。

○議長（稲田忠則君） はい、承諾します。

○副議長（荒牧昭博君） 稲田議員が議長当選の挨拶をいたします。

○議長（稲田忠則君） ただいま投票がございまして、私もですね、一旦、辞職をですね、させていただいた中でですね、今回もまた議長の選挙という形の中でですね、不肖私がまた議長というですね、皆さん方からですね、同意をいただきました。

私は、やはり今後ですね、益城町が昨年の地震から復旧・復興に向けてですね、本当に議員が一つの心になってですね、取り進まなければ、何事も復旧・復興等ですね、スピード感を持った行政はできないというふうに思っております。そういう中で、やはり今回私もですね、また皆さん方から信任をいただきました。私も全力で頑張ってまいります。また、議員各位の皆さん方もですね、今後も同様、御指導、御協力をですね、お願い申し上げまして就任の御挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（荒牧昭博君） ここで、議長の職を稲田議長にかわります。

○議長（稲田忠則君） 今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。2時40分から再開いたします。よろしくお願い申し上げます。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび議長に再選させていただきました稲田でございます。執行部の皆様には、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了しました。

6月13日から本日まで8日間にわたりまして御協力いただき、まことにありがとうございます。

これで平成29年第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

益 城 町 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員